「法曹志望者数等に関する調査・分析等業務」報告書

令和8年3月

株式会社アットグローバル

@global

目次

第1部 調査概要 4
1.1 調査の目的 4
1.2 調査方法、調査対象 4
1.3 アンケート集計・分析方法 5
第2部 法曹志望者数の増減傾向の要因の分析 6
2.1 法曹志望者数に関する調査 6
2.1.1 法科大学院志願者の推移に関する調査・分析 6
2.1.2 法学部生数の推移に関する調査・分析 9
2.1.3 予備試験受験者数 13
2.2 法曹コース及び在学中受験の活用状況 14
2.2.1 法曹コースの学生数の推移 14
2.2.2 在学中受験の選択者数の推移に関する調査・分析 19
2.2.3 受験要件緩和と法曹志望者数の関係 21
2.3 アンケート結果 22
2.3.1 法曹コース・早期卒業 24
2.3.2 在学中受験制度 26
第3部 弁護士の地域偏在に関する調査 29
3.1 弁護士登録者数及び増加率の推移 29
3.1.1 年度別弁護士登録者数 29
3.1.2 弁護士会別年間登録者数 32
3.1.3 弁護士会別弁護士数 34
3.1.4 未登録者数 37
3.2 地方定着を阻害する経済的・構造的要因 41
3.2.1 経済的要因 41
3.2.2 女性弁護士の現状 42
3.2.3 新たなゼロワン問題 43
3.2.4 都市部と地方の所得格差 43
3.2.5 地方の過疎化や高齢化による経済基盤の脆弱化 45
3.2.6 就職活動の早期化 46
3.2.7 法曹養成拠点との関係 46
3.3 日弁連等の取組 47
3.3.1 日弁連の取組 47
3.3.2 法テラスの取組 50
3.3.3 弁護士ゼロワン地域の推移 50
第4部 アンケート調査 53
4.0 弁護士全体の基本情報（2025年） 55
4.1 回答者の基本情報 57
4.2 出身大学等と司法試験受験資格 58
4.3 就職活動の実態 62
4.3.1 就職活動・内定時期 62
4.3.2 勤務地別・就職開始時期 64

4.3.3 勤務地別・内定を得た時期 69
4.3.4 就職活動方法・決定要素 72
4.4 都市部勤務弁護士の意見 75
4.4.1 過去の地方勤務について 76
4.4.2 地方勤務への関心度合い 80
4.5 地方勤務弁護士の意見 90
4.5.1 地方勤務の魅力・メリット 90
4.5.2 地方勤務のデメリット 96
4.6 本アンケートに対する自由なご意見 100
4.6.1 オンライン活用に関する意見 100
4.6.2 複数事務所に関する意見 101
4.6.3 地方勤務へのインセンティブに関する意見 101
4.6.4 国選弁護、法テラス等に関する意見 101
4.6.5 就職・採用活動時期に関する意見 103
4.6.6 情報発信に関する意見 104
4.6.7 その他の意見 104
4.6.8 今後の課題 105
第5部 法曹の活動領域拡大に関する調査 106
5.1 創業・スタートアップ支援及び中小企業に対する支援 106
5.1.1 創業支援・スタートアップ支援 106
5.1.2 中小企業に対する法的支援 111
5.2 少子高齢化への対応 115
5.3 ODR 117
5.4 弁護士任官（常勤・非常勤裁判官） 119
5.5 プロボノ 120
5.5.1 プロボノ 121
5.5.2 災害・復興支援 124
第6部 情報発信の方策の検討 127
6.1 法曹志望者の増加を目的とした情報発信 127
6.1.1 対象者 127
6.1.2 情報発信の内容 127
6.1.3 情報発信の方法 132
6.2 法曹の活動領域拡大・地域偏在問題解決を目的とした情報発信 139
6.2.1 対象者 139
6.2.2 情報発信の内容 139
6.2.3 情報発信の方法 140
第7部 参照資料 143
第4部関連資料 143

第1部 調査概要

1.1 調査の目的

我が国では、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする法曹養成制度が創設され、制度創設当初は多くの者が法曹を志望し、法科大学院を志願した。しかし、その後、司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡大などは、制度創設当初に期待されていた状況には至らなかった。こうした状況を踏まえ、法科大学院志願者数及び法曹志望者数の回復を図るための取組が行われ、法科大学院における教育の充実と時間的・経済的負担の軽減を目的とした法改正も行われた。法改正の際、国会において法改正による法曹志望者の増加等に係る効果について、適切な時期に十分な分析及び検証を行うことを求める附帯決議がされた。そのため、法改正の効果についての検証等を行いながら、法曹志望者の増加等に向けさらに検討を進めていく必要がある。

上記の経緯を踏まえ、法務省は、令和5年度及び令和6年度に調査を実施した。令和7年度においても、上記法改正による法曹志望者の増加等に係る効果について検証するとともに、今後の施策の検討に資することを目的として、委託調査を実施した。

本調査では、以下の3分野を調査項目とする。

1. 法曹志望者数に関する調査
2. 弁護士の地域偏在に関する調査
3. 法曹の活動領域拡大に関する調査

本報告書において「都市部」、「都市部勤務」とは東京・大阪、及び東京三会・大阪弁護士会に所属している弁護士を指す。「地方」、「地方勤務」とは東京・大阪以外の地域及び東京三会・大阪以外の弁護士会に所属している弁護士を指している。なお、視認性を高めるため、本報告書内のグラフ・表において「都市部」は黄色ハイライト、「地方」は緑色ハイライトとした。

1.2 調査方法、調査対象

(1) 法曹志望者数に関する調査

令和5年度及び令和6年度に実施した法曹志望者数に関する調査結果を前提に、以下の2項目についてさらに調査・分析等を行う。

- 法科大学院志願者等の推移に関する調査・分析
  先行調査において実施した法科大学院志願者及び法学部生の推移について、最新の情報に更新した上で、さらに傾向の調査・分析を実施する
- 法曹コース及び在学中受験の活用状況
  令和元年に成立した「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」により、法曹コース及び在学中受験の制度が、令和5年度に全面施行された。同年は、法曹コース修了者が在学中受験資格により司法試験を受験する最初の年となった。先行調査では、各制度の活用状況を調査し、法改正の効果

等について検証を行った。引き続き、本調査において動向を確認するため調査・分析を実施する

（2）弁護士の地域偏在に関する調査

現在、弁護士が都市部に集中し、地方での不足が指摘されていることを踏まえ、以下の2項目について調査を実施する。また、調査結果の取りまとめ、課題の整理及び分析を行う。

- 弁護士の地域偏在に関する現状調査
  日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）のHPや弁護士白書等の既存資料を利用し、弁護士の地域偏在の現状について調査を行う
- 弁護士に対する意識調査の実施
  弁護士に対してアンケート調査を実施し、結果について分析する

（3）法曹の活動領域拡大に関する調査

- 今後法曹の活躍が期待される分野の掘り起こし
  国民の権利意識の高まりや社会情勢の複雑化に伴い、法曹有資格者が公的機関、企業、国際的な分野で専門性をいかして多様な役割を果たしているなど、法曹有資格者の活動領域は広がっている。今後、法曹の活躍の場をさらに広げていくため、法曹の需要が見込まれる新たな分野や既存の分野における法的リスク及び法的課題について調査を行う
- 情報発信の方策の検討
  法曹志望者を増加させていくためには、法曹の魅力を効果的に発信していくことが有効と考えられることから、法曹の活動領域の拡大に関する効果的な情報発信の方策等について検討を行う

1.3 アンケート集計・分析方法

上述の調査項目（2）に含まれるアンケート調査については、質問別に回答を整理し、集計を行った。また、司法修習期別に分析を行い、地方勤務に関する捉え方や必要としている取組をまとめた。弁護士の自由記載回答を基に地方勤務に関する要望の傾向を分析し、項目ごとにまとめた。

報告書の執筆に当たっては、図や表を活用し、見やすいものとなるよう努めた。集計結果に基づく分析を行う際は、執筆者の主観が入らないよう注意し、事実を強調することを心掛けた。弁護士から寄せられた回答については、誤字・脱字等を除き、原則として原文をそのまま転記し掲載した。

対象となった弁護士総数は2万8,888人であり、836人から回答を得た（回収率：約2.9%）。

第2部 法曹志望者数の増減傾向の要因の分析

令和5年度及び令和6年度の先行調査結果や文部科学省(以下「文科省」という。)が公表する統計データ等の信頼性が高い公開情報を用いて、以下の2分野について、最新の状況を踏まえた継続的な動向分析を行った。

- 法科大学院志願者等の推移に関する調査・分析
- 法曹コース及び在学中受験の活用状況

2.1 法曹志望者数に関する調査

2.1.1 法科大学院志願者の推移に関する調査・分析

【法科大学院志願者数】

法科大学院志願者数の動向を正確に把握するためには、以下の点に留意する必要がある。

法科大学院志願者数の統計値は、一人の受験者が複数の法科大学院に出願し、又は法科大学院の未修者コースと既修者コース等に併願した場合の重複を含む延べ人数である。そのため、実質的な法曹志望者数を把握するには、併願状況を考慮した補正が必要である。

令和5年度調査では、以下の方法により実質的な法曹志望者数を算出している[1]。

- 平成16年度(法科大学院設立時)から平成30年度
  当該期間は、すべての法科大学院志願者が受験前年度の適性試験を受験する必要があった。このため、平成30年度までは、適性試験受験者数と法科大学院志願者数は概ね一致していると考えられる。そこで、平成30年度入学者までは、前年に実施された適性試験受験者数を法科大学院志願者数として採用している。

- 適性試験の受験が必須ではなくなった令和元年度以降
  平成21年度から平成30年度までの法科大学院志願者数と適性試験受験者数の値の比率の平均値「1:0.40056」を基に、各年度の志願者数に補正値「0.40056」を乗じて、併願を含まない法科大学院志願者数を算出している。

令和6年度調査では、志願者数の実態をより正確に捉えるため、令和5年度調査における法科大学院志願者数の推計方法の確認・検証を行った[2]。

[1] 公益社団法人商事法務研究会「我が国における法曹志望者数に関する調査報告書」(https://www.moj.go.jp/HOUSOU/assets/pdf/houm_cont02_r5.pdf P5~7、最終アクセス日:2026年3月10日)

[2] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」(https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P7~15、最終アクセス日:2026年3月10日)

● 単回帰分析により算出
（予測したい値）＝（予測したい値に関連する値）×（回帰係数）＋（切片）
「予測したい値」：適性試験が任意化された後の「併願を含まない志願者数」
「予測したい値に関連する値」：「併願を含む志願者数」

実測値がある平成30年度までの「併願を含まない志願者数」（＝適性試験受験者数）及び「併願を含む志願者数」（＝法科大学院志願者数の統計値）との関係性から、回帰係数と切片を求めると、回帰係数が「0.372」、切片が「357」という数値になる。これを式に当てはめると、以下のようになる。

● （併願を含まない志願者数）＝（併願を含む志願者数）×0.372＋357

上記の算出式を基に各年度の併願を含まない志願者数を推計すると、以下の表2-1に示す数値になる。

表2-1：単回帰分析を用いた併願を含まない法科大学院志願者数の推計結果

年度	単回帰分析による推計値 （令和6年度調査による推計）	比率による推計値 （令和5年度調査による推計）
令和 元 年度	3,731	3,630
令和 2 年度	3,395	3,268
令和 3 年度	3,462	3,341
令和 4 年度	4,289	4,231
令和 5 年度	4,889	4,876
令和 6 年度	5,387	5,413

出所：令和6年度調査

令和6年度調査では、異なる推計手法である単回帰分析を用いても類似する結果が出たことから、令和5年度調査における推計の結果はおおよそ支持できるものと結論している。そのため、令和6年度調査では、令和5年度調査の統計値を踏襲し、調査時点での最新の値を加えた法曹志望者数の増減傾向を分析している。

本調査においては、令和5年度調査で使用・検証した推計方法を踏襲して、法曹志望者数の増減傾向を把握する。令和元年度以降の各年度の法科大学院志願者数に対し、係数0.40056を乗じることで、併願を含まない実質的な志願者数を推計している。

【増減傾向の分析対象期間】
令和5年度調査では、次の年度を推移分析における外れ値と判断している[3]。

- 平成16年度から平成20年度：制度開始当初の志願者が集中したため
- 令和元年度：適性試験の任意化に伴い、一時的な増加が見込まれるため

このため、法科大学院志願者数の増減傾向については、上記の年度を除外し、平成21年度から令和5年度（令和元年度を除く）の範囲で分析している。

令和6年度調査では、令和5年度調査における分析傾向の妥当性が確認されたことから、同調査の統計値を踏襲している。その上で、調査時点における最新の数値を加え、平成21年度から令和7年度（令和元年度を除く）の範囲で法科大学院志願者数の増減傾向を分析している[4]。

本調査においても、上記の方法を踏襲し、平成21年度以降（令和元年度を除く）のデータを用いて分析を行っている。

法科大学院志願者数の推移は以下のとおりである。法科大学院志願者数は、令和3年度以降増加傾向にある。

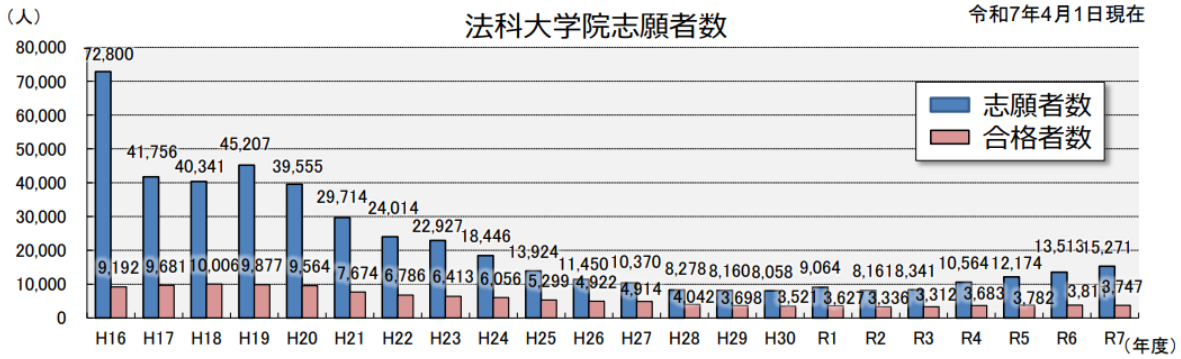


図2-2：法科大学院志願者数の推移
出所：文科省「志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等」[5]

[3] 公益社団法人商事法務研究会「我が国における法曹志望者数に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/HOUSOU/assets/pdf/houm_cont02_r5.pdf P8～9、最終アクセス日：2026年3月10日）
[4] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P11～15、最終アクセス日：2026年3月10日）
[5] 文科省「志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等」（https://www.mext.go.jp/content/20250610-mxt_senmon02-000042439_7.pdf P1、最終アクセス日：2026年3月10日）

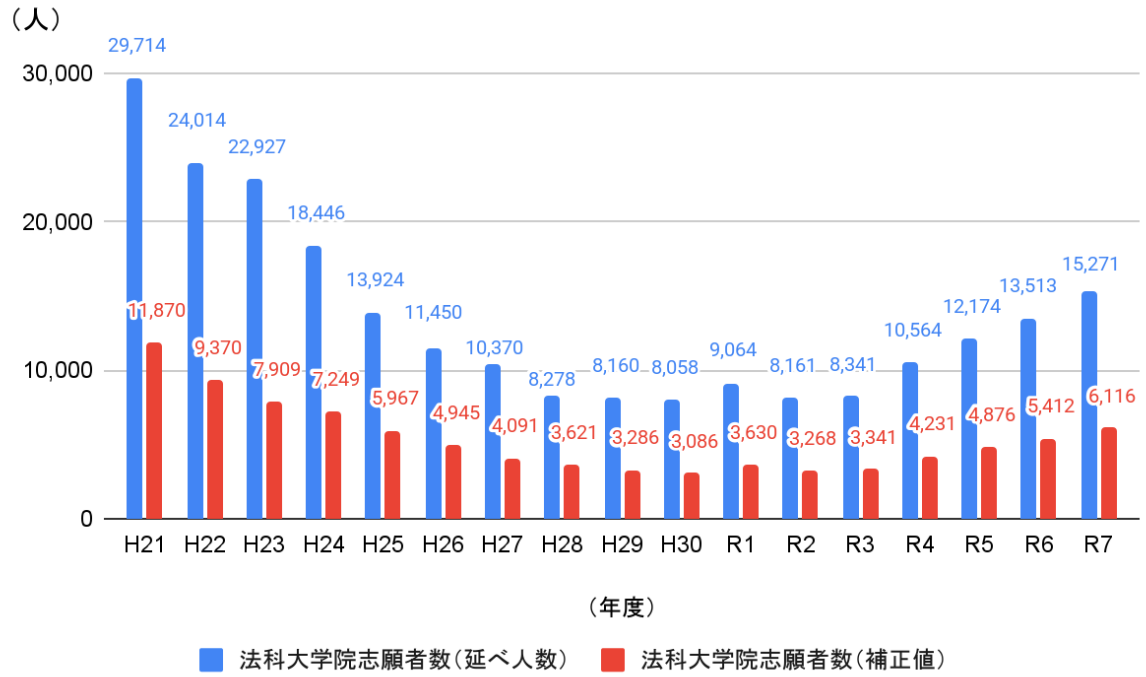


図2-3：併願を考慮した法科大学院志願者数の推移
出所：文科省統計資料に基づき作成[6]

- **志願者数（延べ人数）**：平成21年度から平成30年度にかけては減少傾向が続いていたが、令和3年度からは増加に転じている（平成16年度から平成20年度は外れ値としているため、分析値には含めていない）。なお、この減少傾向が続いた期間に法科大学院の統廃合が進んだ。その結果、法科大学院は74校から34校へと減少している。令和7年度の志願者数は1万5,271人となり、前年度と比較しても堅調な増加を示している。

- **志願者数（補正値）**：上述の算出式に基づき推計した、併願を含まない実質的な法科大学院志願者数は、令和7年度に6,116人となった。こちらも堅調な増加を示している。

2.1.2 法学部生数の推移に関する調査・分析

法曹志望者の母体となる法学部生数の動向は、将来の法曹人口を予測する上で重要な指標である。令和5年度調査では、大学4年生の法学部生数を抽出し、法科大学院志願者数（補正値）との相関関係を考察した[7]。令和6年度調査では、平成16年度以後、早期卒業や飛び級入学制度を利用して法科大学院に進学する層を考慮し、1年生から4年生までの法学部全体

[6] 文科省「志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等」（https://www.mext.go.jp/content/20250610-mxt_senmon02-000042439_7.pdf P1、最終アクセス日：2026年3月10日）
[7] 公益社団法人商事法務研究会「我が国における法曹志望者数に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/HOUSOU/assets/pdf/houm_cont02_r5.pdf P9～13、最終アクセス日：2026年3月10日）

の学生数を分析対象とした[8]。

【法学部の定義】

先行調査ではいずれも、法学部生の減少について指摘している。そのため、本調査ではまず、「法学部」単体で集計するか、複合学部を含めるかで、実態の見え方が大きく異なるかについて弊社が独自に調査した。

文科省の「学校基本調査」[9]では、多様化する学問分野を把握するため、平成30年度に統計上の分類変更（学科系統分類の改訂）が行われた。これは、従来の分散集計方式を見直し、統合的に把握できるようにしたものである。平成29年度以前の学科系統別の統計表では、「法文学部」という項目はなく、その集計値は公表されていない（令和7年度は4,230人在籍）。当時は、複合的な学部であっても、学生の専攻学科が法学系であれば社会科学系統の「法学」に算入され、文学系であれば人文科学系統の「文学」に算入されていた。そのため、この変更により、区分が厳格化された平成30年度以降は、統計上の法学部生数が形式的に減少して計上されることとなる。

平成21年度から令和7年度までの法学部、法政経学部、法経学部の学生数の推移を以下に示す。学生数については、政府統計HPの「学校基本調査」において、各年度「高等教育機関/学校調査/学校調査票（大学・大学院）」のエクセル表「学部別学生数」シートから、「法学部」の該当箇所を抽出した。集計の厳密性を期すため、平成29年度以前の集計値が公表されていない「法文学部」の学生数は、本数値に含めていない。

[8] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P25、最終アクセス日：2026年3月10日）

[9] 政府統計「学校基本調査」（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E5%AD%A6%E9%83%A8%E5%88%A5%E3%80%80%E6%B3%95%E5%AD%A6%E9%83%A8%E7%94%9F%E6%95%B0&layout=dataset&toukei=00400001&kikan=00400&tstat=000001011528&metadata=1&data=1 各年度の「高等教育機関/学校調査/学校調査票（大学・大学院）」のエクセル表「学部別学生数」シートの「法学部」、最終アクセス日：2026年3月10日）

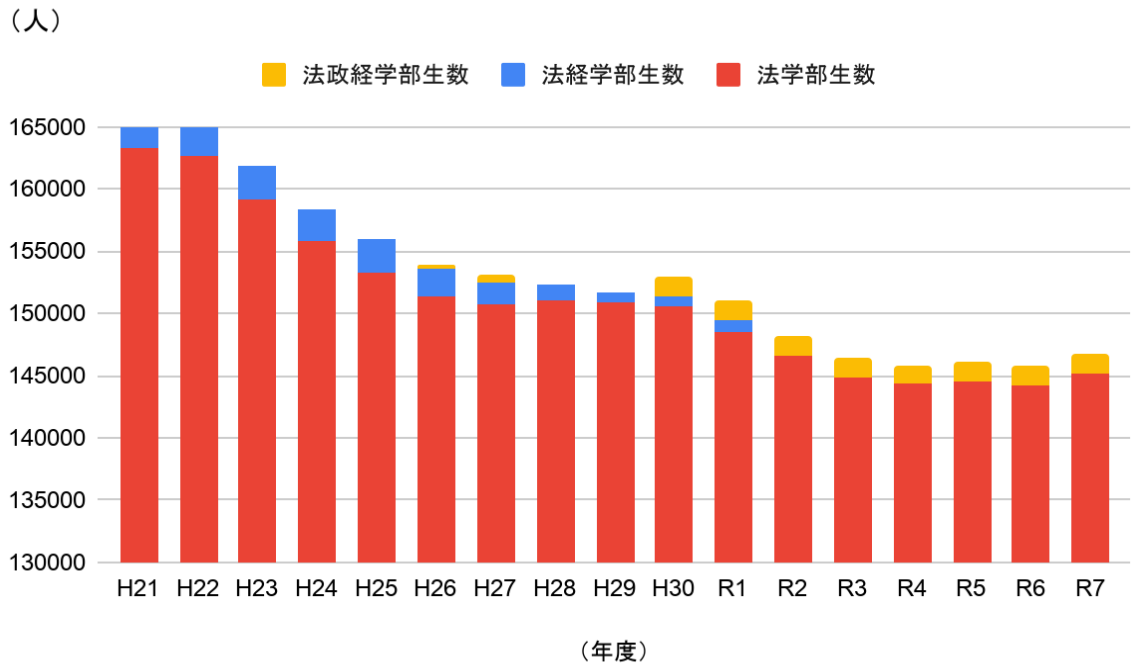


図2-4：法学部、法経学部、法政経学部の学生数の推移
出所：政府統計資料に基づき作成

データを時系列で見ると、「法経学部」は平成21年度の2,750人から徐々に減少し、令和5年度にはゼロとなっている。一方、「法政経学部」は平成30年度に1,584人と急増している。これは、大学の学部改組（名称変更や統廃合）により、学生の所属区分が統計上変更されたことを示しているといえる。そのため、本調査では、先行調査との比較を可能にするため、法曹志望者のコア層である「法学部」のデータのみを用いて分析を行う。

本調査では、令和6年度の調査方法を踏襲し、法学部全体の学生数を分析対象とした。本調査における「法学部生」とは、「学校基本調査」の分類に基づき、法学を主たる専攻とする法学部所属の学生を指す。また、「学校基本調査」から平成21年度から令和7年度までのデータを抽出し、法学部生数の推移と法科大学院志願者数の推移を比較した。

【法学部生の推移】

各年度の推移を比較すると、平成21年度から平成30年度にかけて、法学部生数と法科大学院志願者数（補正値）はともに減少傾向が見られる。令和5年度調査及び令和6年度調査では、「相関係数を算出した結果、平成21年度から平成30年度の法学部生数の減少の推移と法科大学院志願者数の減少傾向との間には、一定の相関関係が認められた」とされている[10][11]。法科大学院志願者の出身学部のうち法学部の割合が高いことから、法学部生数の減少と法科大学院志願者数の減少には関連性があると考えられる。

令和3年度から令和6年度までは、法科大学院志願者数（補正値）が増加しているのに対し、法学部生数は依然として減少傾向にあるという乖離が見られる（令和元年度は外れ値として扱う）。法学部生数の減少傾向は、令和5年度及び令和6年度調査でも指摘されていた。令和7年度は、法学部生数と法科大学院志願者数（補正値）がともに増加傾向となった。

大学（短大を含む）への進学者数は、平成21年以降、平均58万人前後で推移している[12][13]。法学部への入学者数は、平成21から22年度は約3万8,000人、平成23年度から平成28年度までは約3万6,000人であり、ほぼ横ばいである[14]。法学部生の減少の背景には、かつての弁護士就職難に伴う期待所得の低下などによる法曹志望者の減少が影響している可能性がある。もっとも、法学部生には従来から多様な進路選択があり、法曹志望者の動向だけでなく、公務員や民間企業への就職環境の変化など、複合的な要因も関係していると考えられる。

法学部全体の学生数と法科大学院志願者数（補正値）の推移は以下のとおりである。

---

[10] 公益社団法人商事法務研究会「我が国における法曹志望者数に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/HOUSOU/assets/pdf/houm_cont02_r5.pdf P12、最終アクセス日：2026年3月10日）

[11] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P25、最終アクセス日：2026年3月10日）

[12] 文科省「学校基本調査平成26年度」（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/12/19/1354124_1_1.pdf P4、最終アクセス日：2026年3月10日）

[13] 文科省「学校基本調査令和7年度」（https://www.mext.go.jp/content/20251226-mxt_chousa01-000044291_01.pdf P5、最終アクセス日：2026年3月10日）

[14] 法務省「法学部・法科大学院関係データ集」（https://www.moj.go.jp/content/001216641.pdf P2、最終アクセス日：2026年3月10日）

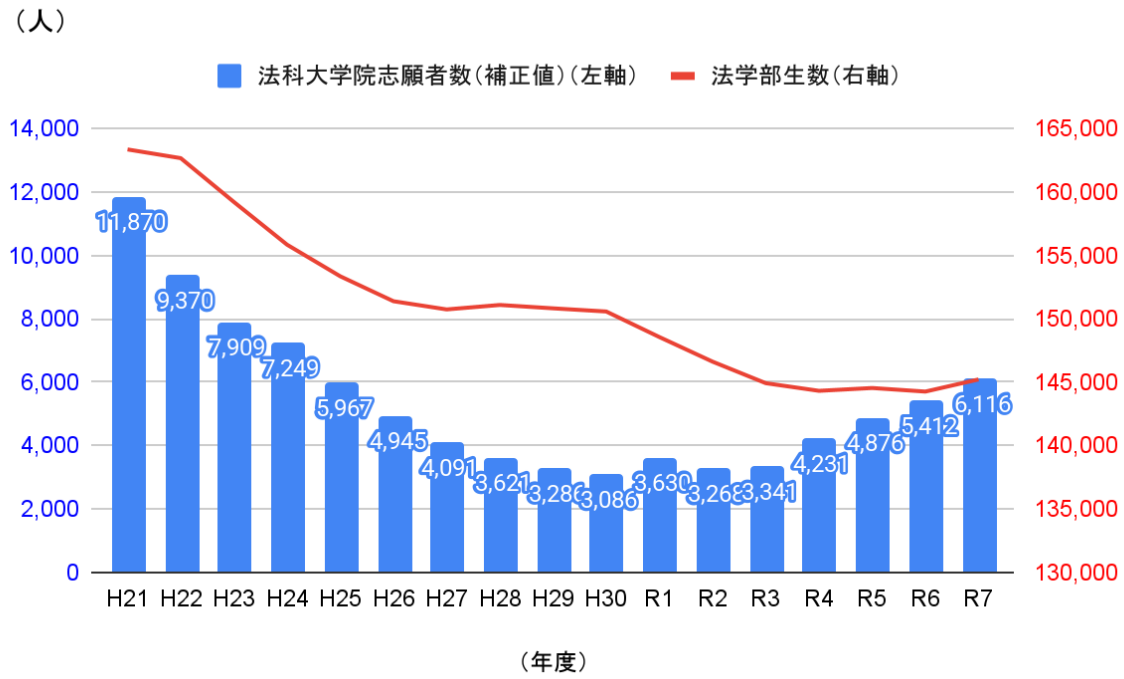


図2-5：法学部生数と法科大学院志願者数（補正値）の推移
出所：政府統計資料に基づき作成

2.1.3 予備試験受験者数

法科大学院を経由しない法曹資格取得ルートである予備試験については、令和5年度までは受験者数が緩やかな増加傾向にある（令和2年度を除く）[15][16]。令和5年度には1万3,372人に達した。

制度が開始された平成23年以降の予備試験受験者数の年度ごとの推移は以下のとおりである。

[15] 法務省「予備試験合格者・司法試験合格者（予備試験合格資格に基づく）に関する職種別人員数の推移」（https://www.moj.go.jp/content/001434532.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）
[16] 法務省「令和7年司法試験予備試験短答式試験受験状況」（https://www.moj.go.jp/content/001444094.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

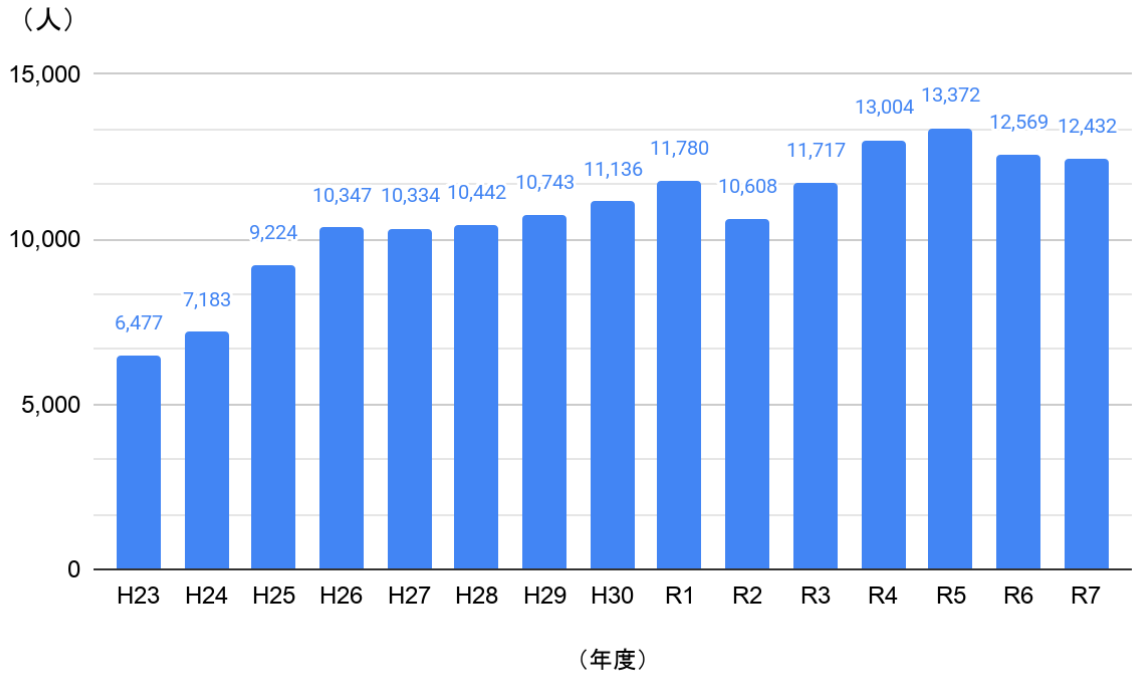


図2-6：予備試験受験者数の年度ごとの推移
出所：法務省統計資料に基づき作成

令和2年度に減少した原因については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う試験日程が大幅に延期されたこと、及びそれに伴い受験を控える動きがあったことによるものと考えられる。令和6年度から7年度にかけてわずかな減少が見られた原因については、「法科大学院在学中受験制度」の本格施行（令和5年）により、法科大学院在籍者が予備試験と法科大学院在学中受験に分散したことが影響した可能性がある。

2.2 法曹コース及び在学中受験の活用状況

2.2.1 法曹コースの学生数の推移

【法曹コースの学生数の推移】

法曹コースの在籍者数は、法科大学院志願者数と同様に増加傾向にある[17]。法曹コースを設置したことで、法科大学院志願者数が増えている可能性がある。この点は令和6年度調査でも指摘されている[18]。

2025年5月1日現在、42の法曹コースが設置されており、法科大学院と締結した連携協定は合計74件である。このうち、複数の法科大学院と連携協定を結んでいる大学は12大学ある。また、自大学に法科大学院がない場合でも法曹コースを設置し、他大学の法科大学院

[17] 文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」（https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf P12、最終アクセス日：2026年3月10日）
[18] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P27、最終アクセス日：2026年3月10日）

と連携協定を結んでいる大学は10大学である[19]。令和2年度に法曹コースの設置が始まり、第1期生として修了した学生は令和4年度に法科大学院へ進学している[20]。

法曹コース在籍者数と法科大学院志願者数（補正値）の推移は、以下のとおりである。

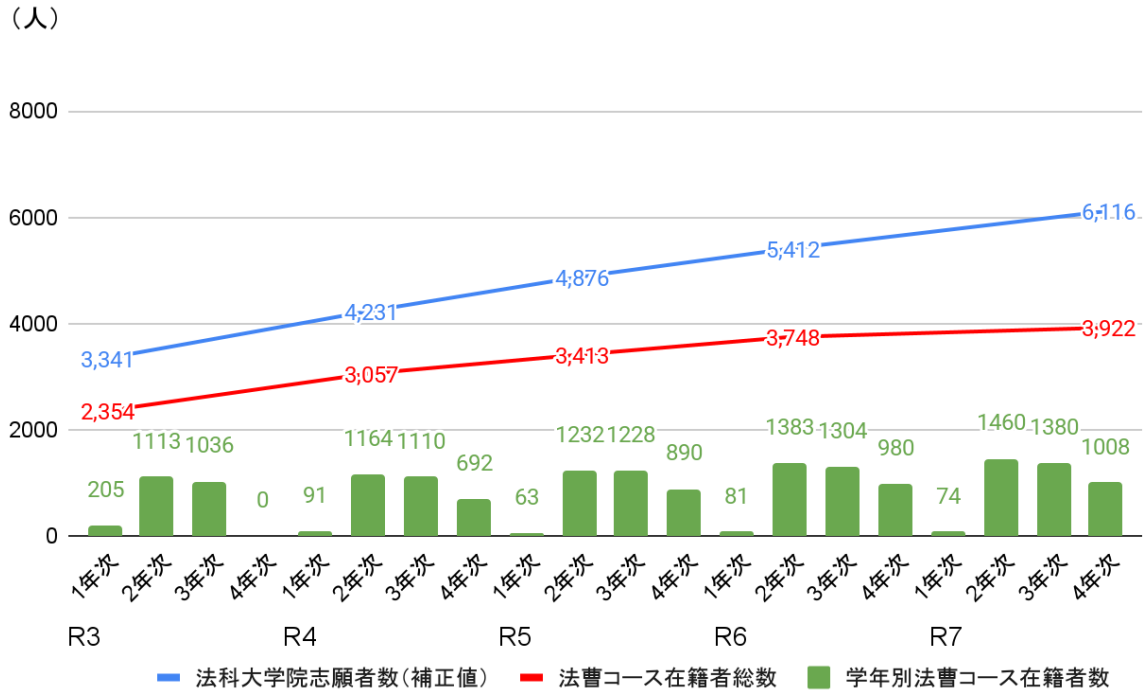


図2-7：法曹コース在籍者数と法科大学院志願者数の推移

出所：文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」に基づき作成[21]

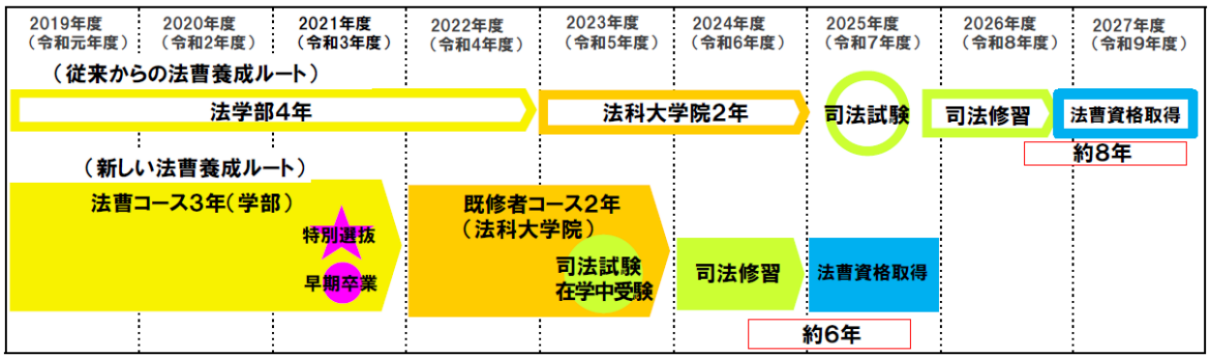


図2-8：令和2年度から開始された法曹養成ルート

出所：文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」

---

[19] 文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」（https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf P6～7、最終アクセス日：2026年3月10日）

[20] 文科省「中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第12期の審議のまとめ」（https://www.mext.go.jp/content/20250304-mxt_senmon02-000040644_02.pdf P29、最終アクセス日：2026年3月10日）

[21] 文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」（https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf P12、最終アクセス日：2026年3月10日）

近年、法曹コース在籍者総数の増加は緩やかになっている。

【法曹コースに対する学生の反応】

法務省と文科省が平成28年度から実施している「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果　令和6年度版」[22]では、法曹コース在籍者に対し、同コースに在籍して良かった点を尋ねている。

その結果、「大学生の時点で、法曹等になることを視野に入れた教育が受けられること」が約53%、「同じ法曹等を目指す学生と切磋琢磨して勉強できる環境があること」が約46%、「法曹コースの学生に向けた特別な授業があること」が約43%であった。

一方、法曹コースに在籍して良くなかった点については、「勉強が忙しく、日々の生活に余裕がないこと」が約55%と半数以上を占めた。次いで、「カリキュラムの短縮化により、各科目の十分な勉強時間を確保できないこと」が約35%、「早期卒業以外のメリットが不明であること」が約27%であった。

【法曹コースに対する実態調査】

法曹コースに在籍したものの、途中で離脱する大学生もいる。文科省が法曹コースを設置している42大学を対象に実施した「令和7年度法曹コースの実態調査」によると、大学生が同コースを離脱した主な理由は、以下のとおりである[23]。

---

[22] 法務省「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」（https://www.moj.go.jp/content/001434538.pdf P76、最終アクセス日：2026年3月10日）

[23] 文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」（https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf P30、最終アクセス日：2026年3月10日）

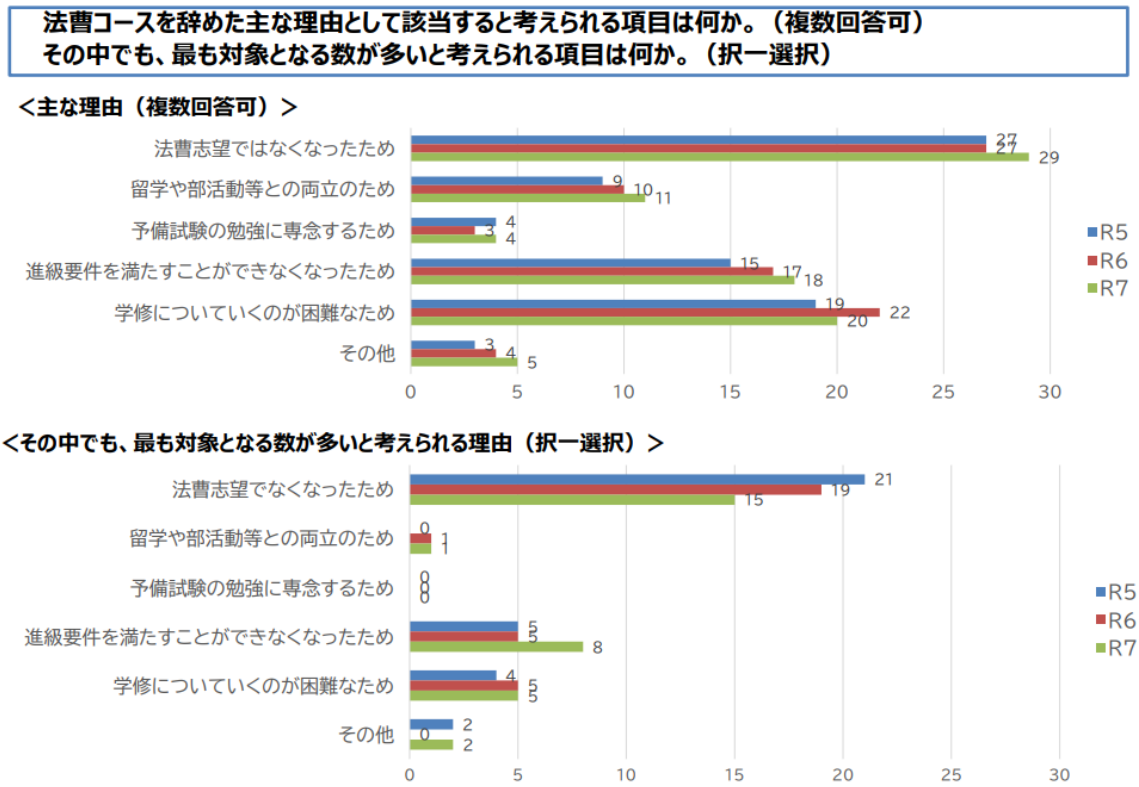
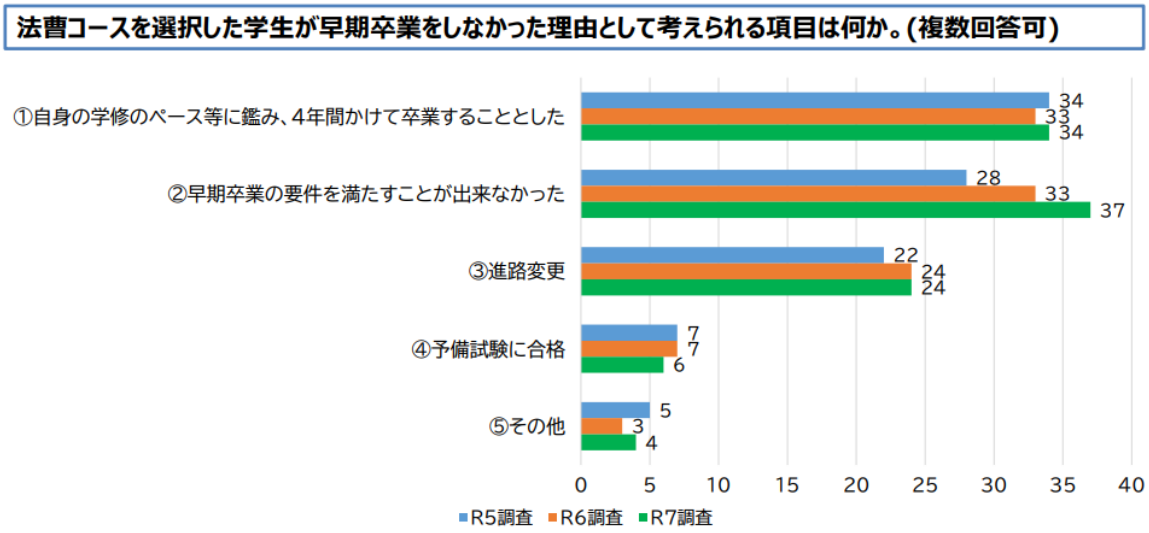


図2-9：法曹コースを辞めた理由

出所：文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」

また、法曹コースを選択した学生が早期卒業を選ばなかった理由及び法科大学院に進学しなかった理由は、以下のとおりである[24]。

[24]文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」（https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf P10～11、最終アクセス日：2026年3月10日）

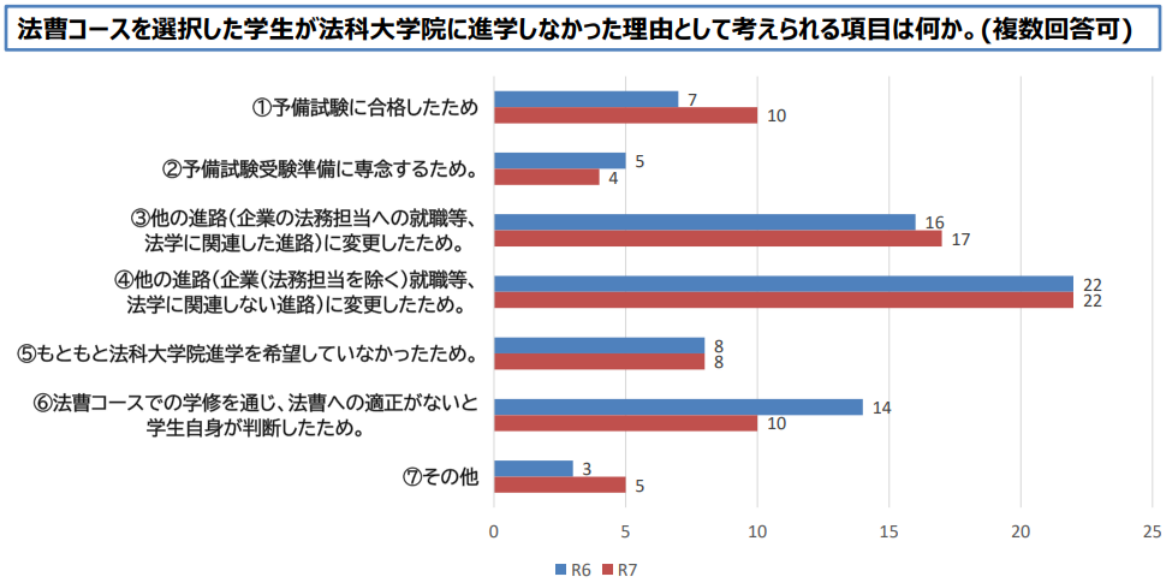


■ **その他の内容**

○法科大学院入学者選抜で不合格となったため（R5： 4コース、R6： 2コース、R7： 1コース）
○他学部から編入したため、カリキュラム上3年次までに法曹コース指定科目のすべてを履修できないため（R5： 1コース）
○非協定先の法科大学院を志望しているため（R6： 1コース）
○合格した大学とは異なる法科大学院を志望しているため（R7： 1コース）
○留学のため（R7： 2コース）

図2-10：早期卒業をしなかった理由

出所：文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」



■ **その他の内容**

○卒業できなかったため（R6： 1コース、R7： 1コース）
○経済的理由（R6： 2コース、R7： 1コース）
○法科大学院に合格できなかったため（R7： 1コース）
○法科大学院試験に向け準備（R7： 1コース）
○他の国家資格取得を目指しているため（R7： 1コース）

図2-11：法科大学院に進学しなかった理由

出所：文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」

法曹コースを辞めた主な理由に関する調査では、「法曹志望ではなくなった」、「他の進路に変更した」との回答が多く見られる。法曹コースを選択した学生が早期卒業を選択しなかった理由では、「4年間をかけて卒業することにした」、「早期卒業の要件を満たすことが出来なかった」との回答が多く見られる。法科大学院に進学しなかった理由では、「他の進路に変更した」との回答が多く見られる。

令和6年度に実施された「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」[25]によると、過去に法曹等を志望し、又は選択肢の1つとして考えていた学生（法曹コース在籍を問わない）に対し、法曹等を断念した（選択肢から外した）理由を尋ねている。その結果、「他の進路（例えば、国家公務員、民間企業や研究職等）に魅力を感じたから」との回答が約56％で最も高かった。

2.2.2 在学中受験の選択者数の推移に関する調査・分析

【在学中受験者数の推移】

在学中受験制度は令和5年から開始された。同制度を選択する学生は増加している。法科大学院既修者コースへの入学者が在学中受験を利用できるようになったのは、令和4年度入学者からである。法科大学院志願者数は令和3年度に増加に転じ、令和4年度以降も増加が続いている。その要因の一つとして、在学中受験制度が一定程度寄与している可能性がある。

[25] 法務省「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」（https://www.moj.go.jp/content/001434538.pdf P51、最終アクセス日：2026年3月10日）

在学中受験者数[26][27]、法科大学院志願者数(補正値)、法曹コース在籍者数[28]及び法曹コース修了後の法科大学院進学者数[29][30][31]の推移は、以下のとおりである。

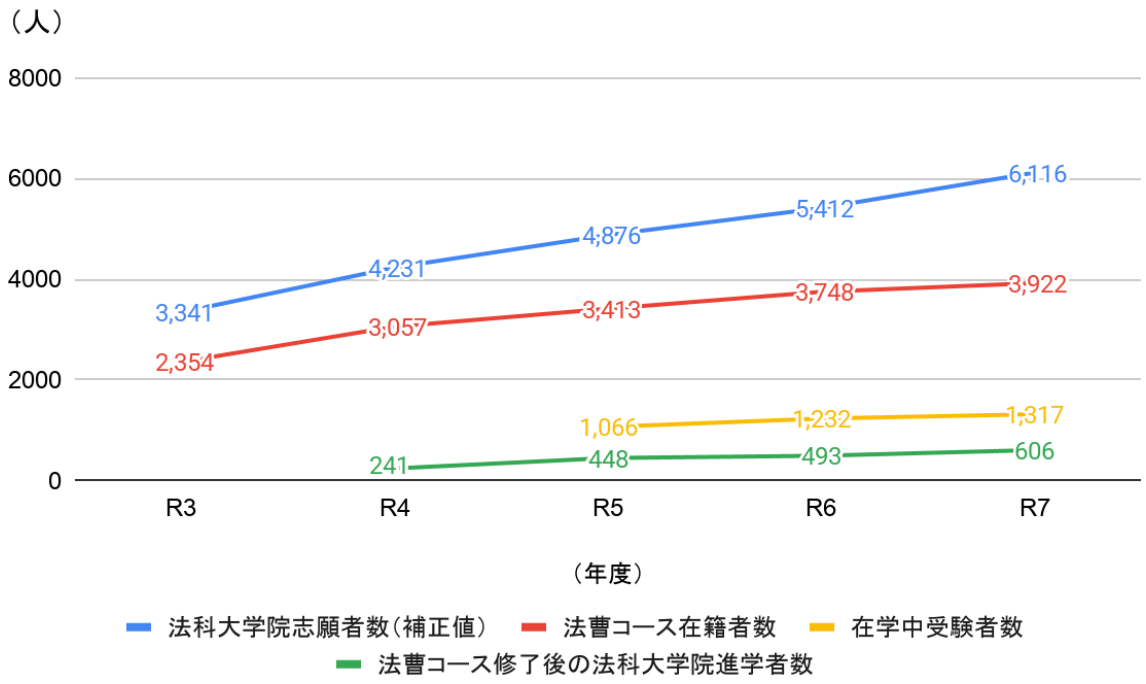


図2-12:在学中受験者数の推移
出所:文科省の資料に基づき作成

在学中受験の状況についてみると、令和5年度の在学中受験者1,066人のうち、法曹コース修了者(早期卒業等)の受験者は162人であった。令和6年度は在学中受験者1,232人

[26] 文科省「中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第12期の審議のまとめ」(https://www.mext.go.jp/content/20250304-mxt_senmon02-000040644_02.pdf P33、最終アクセス日:2026年3月10日)
[27] 文科省「令和7年司法試験の在学中受験資格に基づく受験結果について」(https://www.mext.go.jp/content/20260303_mxt_senmon02-000046576_10.pdf、最終アクセス日:2026年3月10日)
[28] 文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」(https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf P12、最終アクセス日:2026年3月10日)
[29] 文科省「令和5年度法曹コースの実態調査」(https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_senmon02-000031679_2.pdf P21、最終アクセス日:2026年3月10日)
[30] 文科省「令和6年度法曹コース調査(概要)」(https://www.mext.go.jp/content/20250304-mxt_senmon02-000040782_06.pdf P5、最終アクセス日:2026年3月10日)
[31] 文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」(https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf P9、最終アクセス日:2026年3月10日)

のうち、同コース修了者（早期卒業等）の受験者は131人であった[32]。令和7年度は在学中受験者1,317人のうち、同コース修了者（早期卒業等）の受験者は138人であった[33]。

【在学中受験に対する学生の反応】

令和6年度に実施された「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」[34]において、現在法曹等を志望又は選択肢の1つとして考え、かつ法科大学院在学中受験を検討していると回答した学生に対し、在学中受験を希望する理由を尋ねている。その結果、「法曹になるまでの期間を短縮したいから」の回答が約82%で最も多かった。次いで、「法曹になるまでの経済的負担を軽減したいから」が約63%（令和5年度は約61%）、「少しでも早く法曹資格を取得し、実務に就きたいから」が約63%（令和5年度は約57%）となっており、いずれも前年度より増加している。

一方、在学中受験を考えていないと回答した学生に対し、その理由を尋ねている。その結果、「在学中に司法試験に合格する自信がないから」との回答が約54%で最も多かった。次いで、「在学中に受験科目以外の科目についても、時間をかけて学修したいから」が約21%、「在学中受験に必要な所定科目単位を修得することが困難/在学中受験に必要な学長認定を受けられる自信がないから」が約21%であった。前年度と比較すると、「在学中に司法試験に合格する自信がないから」とする回答の割合は、約62%から約54%へと減少している。

2.2.3 受験要件緩和と法曹志望者数の関係

司法試験受験要件を緩和することにより、志望者数の増加が期待できるとの意見もある。受験要件の緩和がもたらす効果について、令和6年度調査には以下の記載がある（令和7年度の数値は弊社において追記）[35]。

> 公認会計士や税理士において実施されている受験要件の緩和の後、志願者数が増加していることから、この取組による一時的な効果が出た可能性はある。
>
> なお、税理士においては、受験要件緩和の前から志願者は増加しているため、同時期から実施されているセミナーや、魅力発信のための特設サイト開設等、複数の取組が志願者増加に影響していることも考えられる。

---

[32] 文科省「令和6年司法試験在学中受験の結果について」（https://www.mext.go.jp/content/20250220-mxt_senmon02-000039996_2-1.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

[33] 文科省「令和7年司法試験の在学中受験資格に基づく受験結果について」（https://www.mext.go.jp/content/20260303_mxt_senmon02-000046576_10.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

[34] 法務省「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」（https://www.moj.go.jp/content/001434538.pdf P115、118、最終アクセス日：2026年3月10日）

[35] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P60～61、最終アクセス日：2026年3月10日）

一方で、弁理士については、公認会計士、税理士と同様に受験者要件の緩和を実施するも、その後も志願者数は減少している。これを受け、平成31年に弁理士を管轄する特許庁において、認知度の低さや他士業と比較した際の魅力の低さから志願者数が減少している可能性があることが示唆されている。

加えて、下図の推移からもわかるように、公認会計士や税理士について、受験要件の緩和の時期とは関係のない増減が大きく見られる。これらのことから、志願者数については、受験要件緩和以外の外的影響等によっても大きく増減する場合があり、受験要件緩和等の制度改正のみでは一時的な増加以上の効果を期待することは難しいと考えられる。

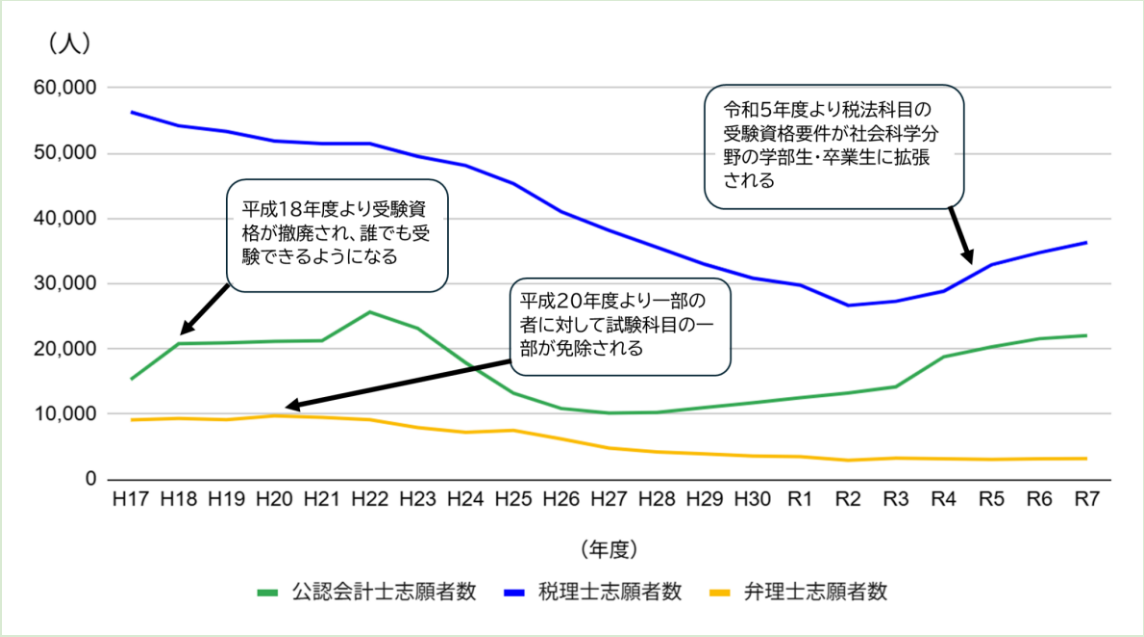


図2-13：令和6年度調査に基づき作成

2.3 アンケート結果

法曹コース・早期卒業制度・在学中受験制度の認知、及び利用状況について、弁護士にアンケートを行った。対象となったのは77期の弁護士である。2025年4月28日現在の77期の弁護士数は1,564人[36]であり、回答率は約5.5%である。

なお、77期の弁護士は、法曹コースや在学中受験制度を利用し、法科大学院在学中に司法試験を受験・合格して法曹1年目を迎える最初の期に当たる。本調査実施時点で、調査対象となる弁護士は77期のみである。

[36] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P5、最終アクセス日：2026年3月10日）

問0 法曹コース制度又は在学中受験制度の利用について、お答えください（n=86人）。

本アンケートに回答した77期の弁護士86人のうち、法科大学院の在籍時期の関係でこれらの制度を利用することができなかった（利用対象外であった）45人を除き、法曹コース制度又は在学中受験制度の利用が可能であった41人を分析対象とした。内訳は以下のとおりである（制度の重複利用人数を含む）。

- 法曹コース利用：19/41人（46.3%）
- 早期卒業利用：11/41人（26.8%）
- 在学中受験利用：31/41人（75.6%）

本設問については、該当する回答者がごく少数であるため、77期弁護士について一般化することはできないことに留意が必要である。在学中受験制度の利用率が高く、75.6%が利用している。

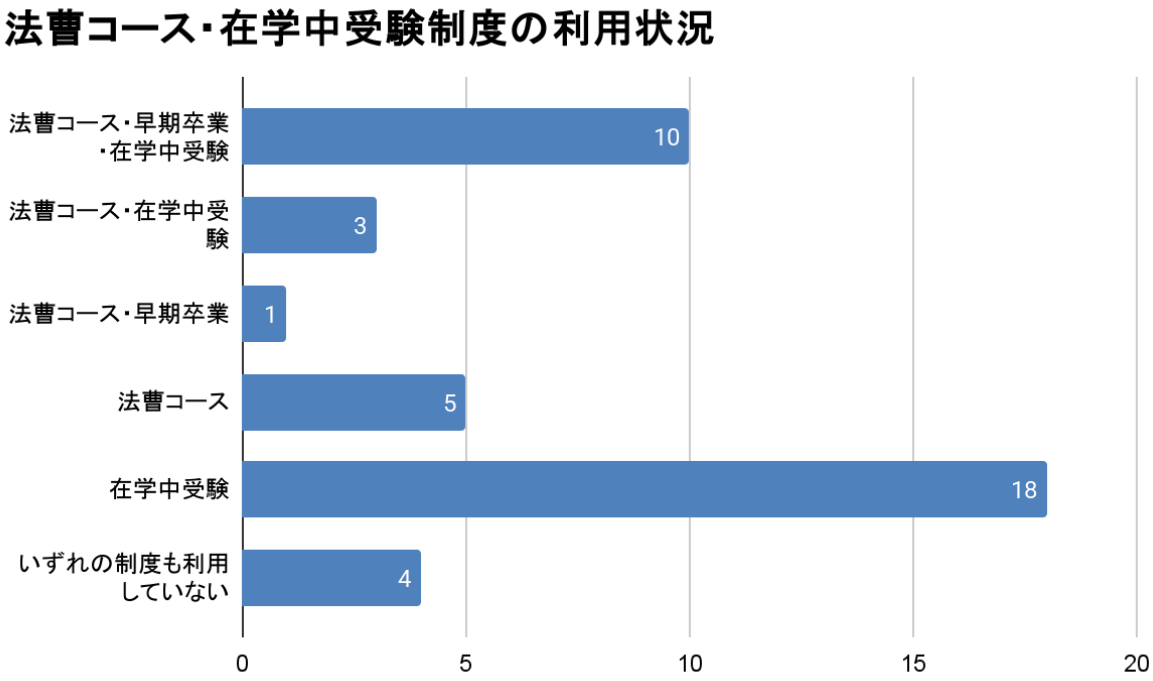


図2-14：法曹コース・在学中受験制度の利用状況

2.3.1 法曹コース・早期卒業

上述の問0において「法曹コースを修了し、早期卒業し、かつ在学中受験制度を利用した」と回答した10人に以下の質問をし、回答を得た。

問1 法曹コース・早期卒業の制度ができたことにより、従来の制度よりも法曹になるまでの時間的・経済的負担が軽減されたと感じましたか(n=10人)。
問2 法学部に進学することを決めた際、法曹コースの制度について知っていましたか(n=10人)。
問3 法学部に進学することを決めた際、法曹コースの制度が設けられることを考慮しましたか(n=10人)。

法曹コース・早期卒業は時間的及び経済的負担を軽減する効果があることがうかがえるが、サンプル数が少ないことに留意する必要がある。回答の内訳は以下のとおりである。

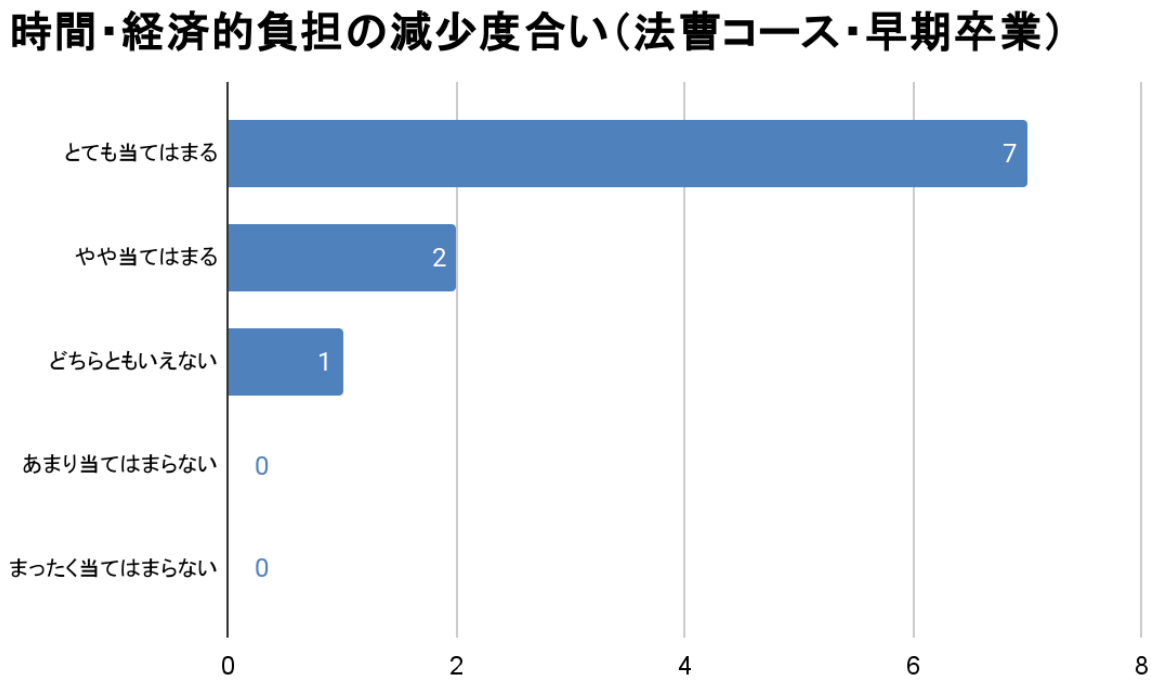


図2-15:時間・経済的負担の減少度合い(法曹コース・早期卒業)

法学部に進学することを決めた際、法曹コースの制度について知っていたかどうかについては以下のとおりである。進学前に法曹コースを知っていたのは4人(40%)にとどまっている。なお、今回の調査対象は制度一期生の77期のみ(回答数は41人)であり、77期弁護士が法学部に進学した年には法改正が行われていなかったことに留意する必要がある。法曹コースの認知度がどれほど向上したかについては、継続的な調査が必要である。

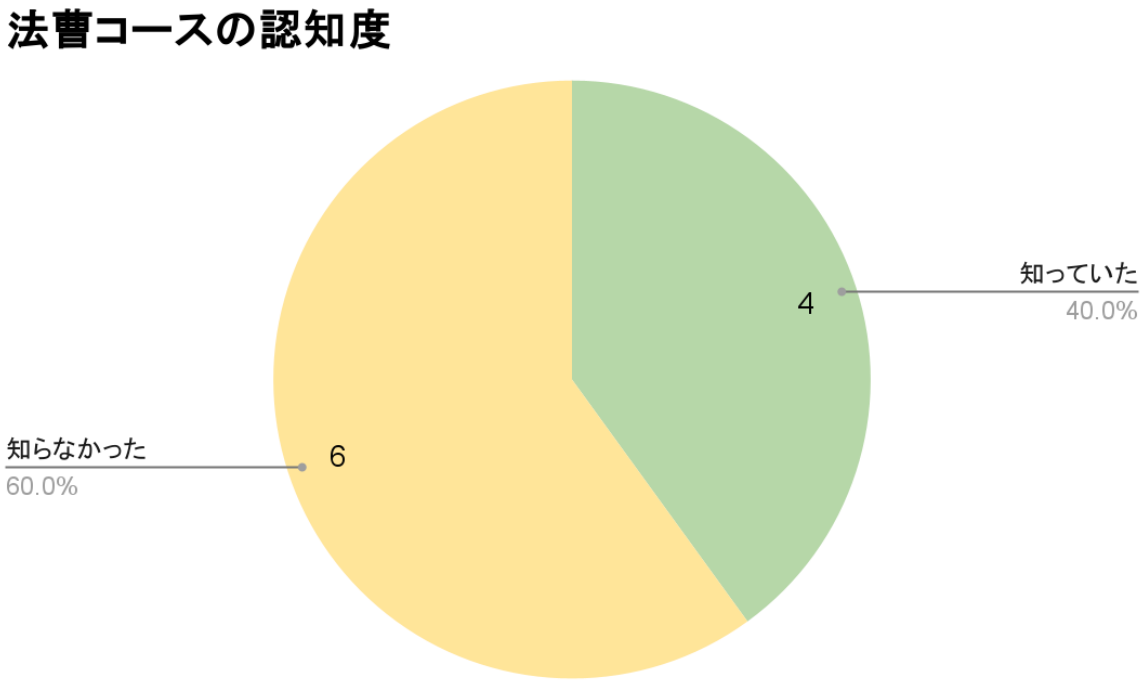


図2-16：法曹コースの認知度

法学部進学時に法曹コースの制度を考慮したかどうかについては以下のとおりである。

- 大いに考慮した：1人
- やや考慮した：1人
- どちらとも言えない：1人
- あまり考慮しなかった：1人

法曹コースのメリットを考慮せずに進学した事例が半数である。回答者がごく少数であることから一般化することには慎重さが求められるが、問1から分かるように、制度を利用した学生の多くが卒業後にメリットを実感している。そのため、進学前にメリットを把握できていれば、法曹コースの利用は増える可能性がうかがえる。

2.3.2 在学中受験制度

上述の問0において「法曹コースを修了し、早期卒業し、かつ在学中受験制度を利用した」、及び「在学中受験制度のみ利用した」と回答した28人に以下の質問を行い、回答を得た。

問4 在学中受験制度ができたことにより、従来の制度よりも法曹になるまでの時間的・経済的負担が軽減されたと感じましたか(n=28人)。
問5 法科大学院に進学することを決めた際、令和5年の司法試験から在学中受験制度が導入されることを知っていましたか(n=28人)。
問6 法科大学院に進学することを決めた際、令和5年の司法試験から在学中受験制度が導入されることを考慮しましたか(n=28人)。

在学中受験制度は時間的及び経済的負担を軽減する効果があることがうかがえるが、サンプル数が少ないことに留意する必要がある。回答の内訳は以下のとおりである。

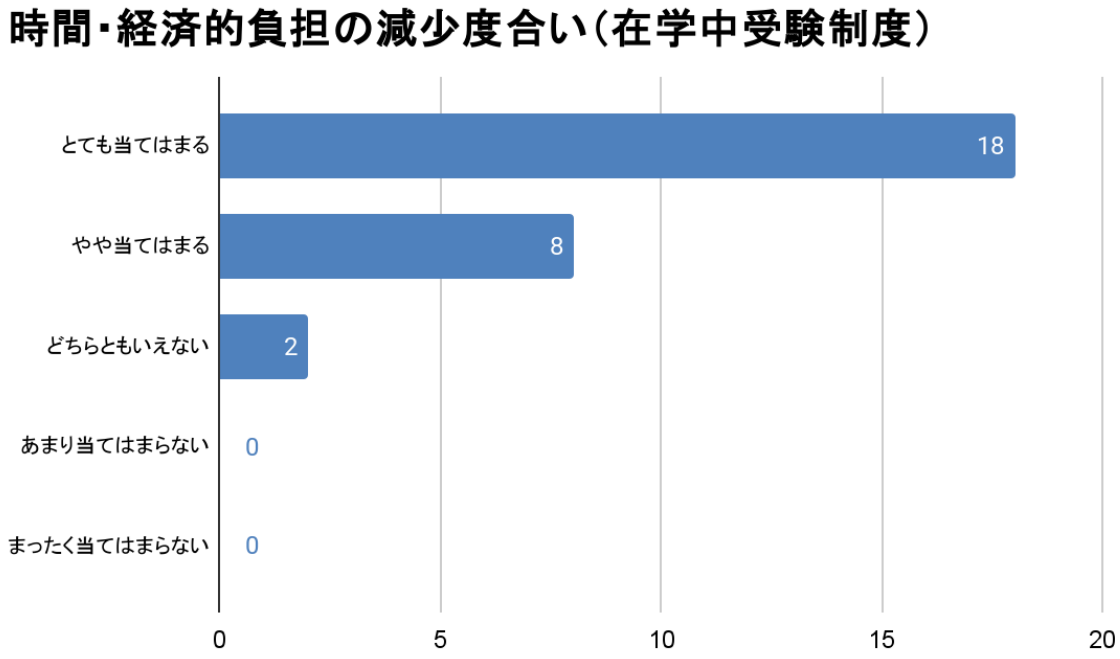


図2-17:時間・経済的負担の減少度合い(在学中受験制度)

法科大学院に進学することを決めた際、在学中受験制度を知っていたかどうかについては以下のとおりである。進学前に在学中受験制度を知っていたのは20人(71.4%)である。制度の周知活動が効果を発揮していることがうかがえる。しかし、約3割の学生は知らなかったため、引き続き周知活動を行う必要がある。

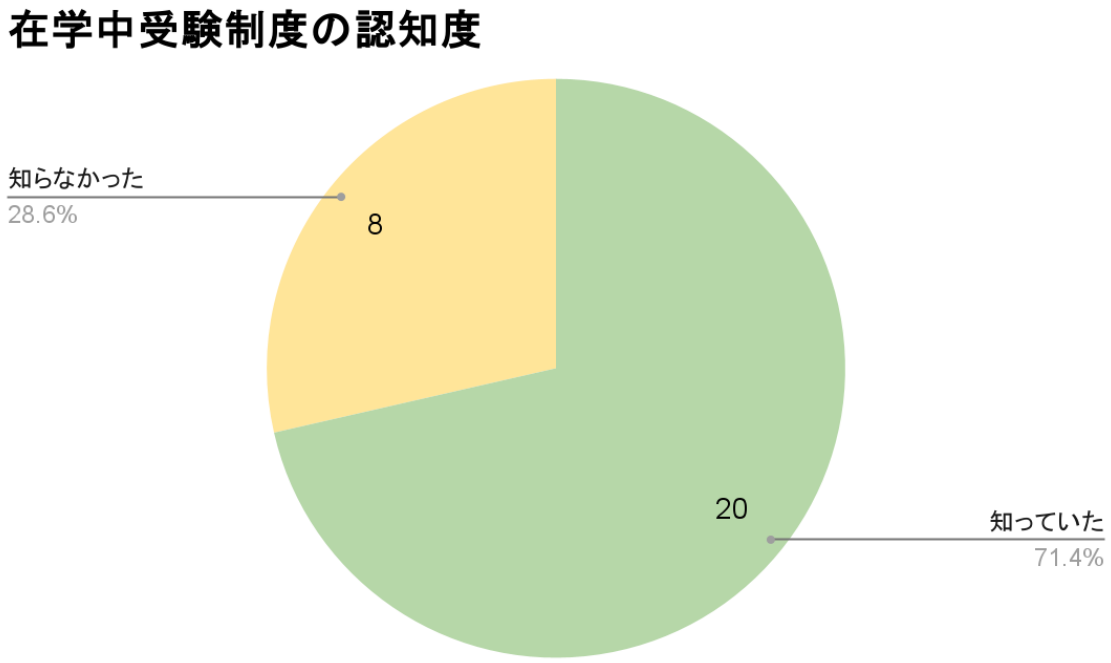


図2-18：在学中受験制度の認知度

法科大学院に進学することを決めた際、在学中受験制度の導入を考慮したかどうかについては、考慮したと回答した学生が65%であった。制度の導入が進学判断の材料となっていることがうかがえるが、サンプル数が少ないことに留意する必要がある。

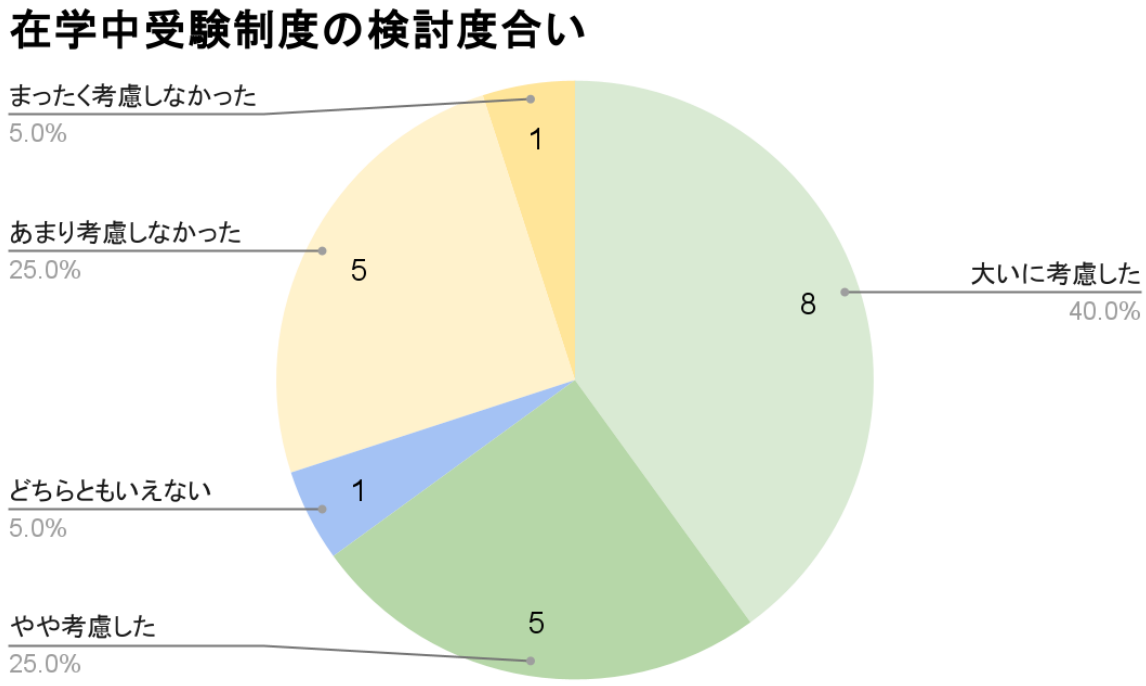


図2-19：在学中受験制度の検討度合い

今回の調査対象は制度一期生の77期のみ（回答数は41人）であり、77期弁護士が法学部に進学した年には法改正が行われていなかったため上記の結果となった。制度が法曹志望者に与える影響については継続的に調査する必要がある。制度改正当時に高校生であった世代が対象となった場合、認知度は大きく変わる可能性がある。

第3部 弁護士の地域偏在に関する調査

日弁連のHPには、弁護士の過疎・偏在について、以下の記述がある[37]。
「現在、国内の弁護士の数は4万人を超えていますが、実にその約3分の2の弁護士が東京や大阪、名古屋の大都市に集中しています。これにより、法的なトラブルは全国どこでも起こり得るにもかかわらず、近くに弁護士がいないために、弁護士に相談したり解決を依頼したりすることができない、という問題が生じてしまうのです。これが弁護士の過疎・偏在問題です。」

日弁連のHPや弁護士白書等の統計情報に基づき、弁護士登録者数の推移（3.1を参照）、地域偏在の要因（3.2を参照）、及び日弁連等の取組（3.3を参照）を取りまとめた。

3.1 弁護士登録者数及び増加率の推移

弁護士人口の動向を把握するため、以下の4つの視点から弁護士数の推移と増加率を整理した。

- 年度別弁護士登録者数（3.1.1を参照）
- 弁護士会別年間登録者数（3.1.2を参照）
- 弁護士会別弁護士数（3.1.3を参照）
- 未登録者数（3.1.4を参照）

全体として弁護士数は増加傾向にあるが、増加分の多くは東京などの都市部に集中している。地方では弁護士数が横ばい、又は減少している地域もある。弁護士の地域偏在問題は、いまだ解消には至っていない状況である。

3.1.1 年度別弁護士登録者数

1980年度以降では、2007年度の登録者数2,285人が最多であった[38]（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一斉登録日が翌年度となった2022年度を除く）[39]。

司法試験合格者数に関しては、次の決定が行われた。

- 2013年に開催された「法曹養成制度改革の推進について」の法曹養成制度関係閣

[37] 日弁連「弁護士の過疎・偏在問題」（https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/kaso_taisaku/mondai.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[38] 日弁連「弁護士白書2024年版　年度別弁護士登録者数とその内訳」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-1-4.pdf P30、最終アクセス日：2026年3月10日）
[39] 法務省「3新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間等の推移」（https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/69/nfm/n69_2_7_2_0_3.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

僚会議決定においては、司法試験合格者数「3,000人程度」という数値目標は現実性を欠くとして撤回し、当面、新たな数値目標は設けないこととされた[40]

- 2015年に開催された「法曹養成制度改革の更なる推進について」の法曹養成制度改革推進会議決定では、直近で1,800人程度の人材が輩出されている現状を踏まえ、規模が縮小する場合でも「1,500人程度」の輩出は確保するよう、必要な取組を進めることとされた[41]

司法試験合格者数の減少に伴い、2020年以降の登録者数も1,500人前後で推移している。

年度別弁護士登録者数[42]とその内訳は以下のとおりである。

[40] 法務省「法曹養成制度改革の推進について」(https://www.moj.go.jp/content/000113452.pdf P1、最終アクセス日:2026年3月10日)
[41] 法務省「法曹養成制度改革の更なる推進について」
(https://www.moj.go.jp/content/001179360.pdf P2、最終アクセス日:2026年3月10日)
[42] 日弁連「弁護士白書2024年版 年度別弁護士登録者数とその内訳」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-1-4.pdf P30、最終アクセス日:2026年3月10日)

表3-1：年度別弁護士登録者数とその内訳

年度	修習期	登録者数（人）	特記事項
1990	第42期	501	
2000	第52期 第53期	1,350	4月に第52期、10月に第53期の一斉登録が行われた[43] 「日弁連ひまわり基金」を財源とする、日弁連の弁護士過疎・偏在対策の取組が本格的に始動
2005	第58期	1,131	
2007	旧第60期 新60期	2,285	第60期から第65期までは、新司法修習と現行型司法修習の2つの制度が併存[44]
2010	旧第63期 新第63期	2,101	
2013	第66期	1,987	「法曹養成制度改革の推進について」に係る法曹養成制度関係閣僚会議決定が行われる（先述）
2015	第68期	1,831	「法曹養成制度改革の更なる推進について」に係る法曹養成制度改革推進会議決定（先述）
2019	第72期	1,629	
2020	第73期	1,576	第1回緊急事態宣言
2021		295	第2回緊急事態宣言、第3回緊急事態宣言
2022	第74期 第75期	2,679	第74期司法修習生の一斉登録は、2022年4月に実施された[45] 弁護士ワン地域は2カ所（2022年10月時点）[46]
2023	第76期	1,501	

（注1）各年の統計数値は、4月1日から3月31日までの期間である。
出所：日弁連、及び文科省の資料に基づき作成

[43] 日弁連「修習期別弁護士数」（https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/statistics/data/white_paper/2010/1-1-5_shushukibetsu_2010.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）
[44] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P3、最終アクセス日：2026年3月10日）
[45] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P4、最終アクセス日：2026年3月10日）
[46] 日弁連「弁護士白書2024年版」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/5-9-1.pdf P189、最終アクセス日：2026年3月10日）

3.1.2 弁護士会別年間登録者数

日弁連のHPで公表されている統計資料に基づき、弁護士会への登録者数を2013年度以降の年度別に調査した。本項では、都市部と地方における登録者数及び2013年度以降の増減率を比較することにより、弁護士の地域偏在の現状を分析した。
※1.1 調査の目的にて記載したとおり、本報告書において「都市部」及び「都市部勤務」とは、東京・大阪、及び東京三会・大阪弁護士会に所属する弁護士を指す。「地方」及び「地方勤務」とは、東京・大阪以外の地域及び東京三会・大阪以外の弁護士会に所属する弁護士を指す。

2013年度から2023年度までの弁護士会別登録者数の推移は、以下のとおりである。なお、各年の統計数値は4月1日から3月31日までのものである[47]。

表3-2：弁護士会別年間登録者数（人）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
札幌	46	39	35	33	33	27	22	25	3	45	18
函館	2	1	1	1	0	1	2	0	0	0	0
秋田	3	1	0	3	0	0	1	0	0	2	0
青森県	6	4	2	5	1	1	4	2	0	3	2
東京	398	408	404	447	367	351	311	308	72	496	318
第一東京	230	300	276	283	300	349	330	363	71	624	377
第二東京	244	271	284	266	274	262	312	316	58	508	240
大阪	222	206	199	190	173	173	166	152	25	276	162
愛媛	7	10	6	2	2	3	2	1	2	7	5
福岡県	71	75	56	59	55	58	64	43	6	71	41
長崎県	9	9	4	4	2	3	0	2	2	4	1

出所：日弁連統計資料に基づき作成

[47] 日弁連「統計・調査」（https://www.nichibenren.or.jp/document/statistics.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

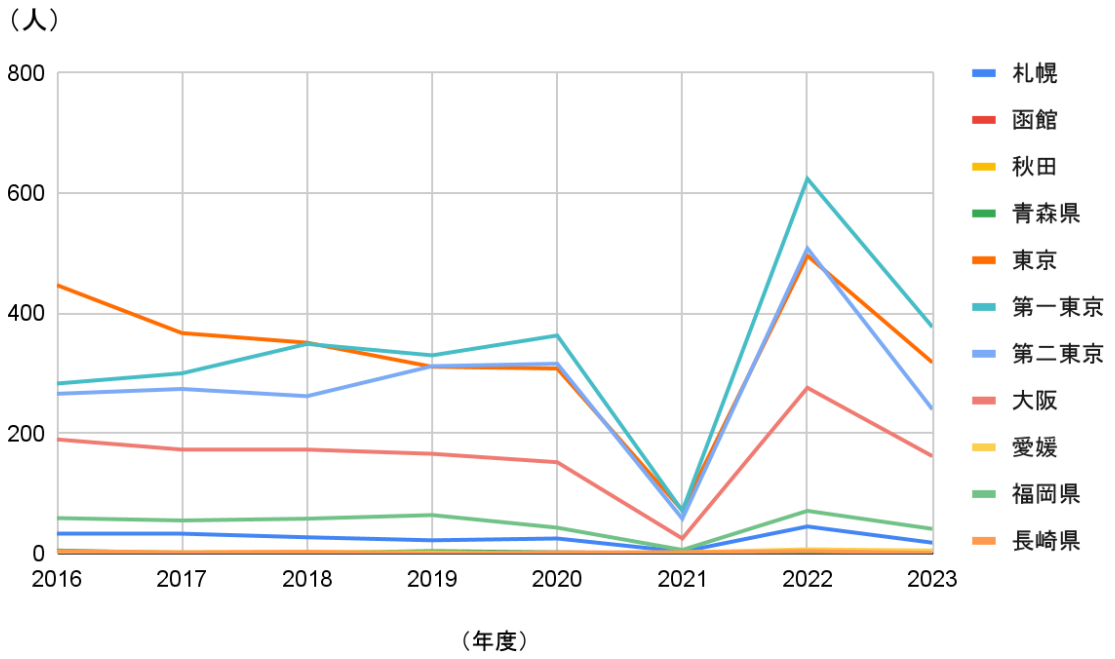


図3-3：弁護士会別登録者の推移
出所：日弁連統計資料に基づき作成

表3-2及び図3-3から読み取れる点は、以下のとおりである。

- 都市部と地方における圧倒的な乖離：2023年度の登録者数を比較すると、東京、第一東京及び第二東京の合計が935人であるのに対し、福岡県は41人、札幌は18人である。東京三会の登録者数は、福岡県及び札幌弁護士会の約22倍から50倍に上る。さらに、函館、秋田等の地方では登録者が0人であり、都市部と地方の格差は極めて顕著である

- 地方における大幅な減少と都市部の増加傾向：2013年度と2023年度の数値を比較すると、地域による増減の対比が鮮明である。東京三会は872人（2013年度）から935人（2023年度）へと推移し、約7.2%増加した。一方、地方では大幅な減少も見られる。札幌は46人から18人へ約61%減少、福岡県は71人から41人へ約42%減少、長崎県は9人から1人へ約89%減少した。このように、都市部が増加傾向にあるのに対し、地方では4割から6割強、さらに9割近く減少している地域も存在する

- 地方における「登録者ゼロ」：函館弁護士会では2020年度以降、秋田弁護士会では2023年度において新規登録者が0人となっている。函館では直近の複数年にわたり0人が続いており、特定の年度のみの現象ではないことが確認できる。2023年度においては、函館、旭川、釧路、秋田県、富山県、島根県及び大分県の7弁護士会で登録者数が0人であった。また、登録者数が一桁で推移している弁護士会も数多く存在する

3.1.3 弁護士会別弁護士数

弁護士の地域的分布を見ると、都市部への集中は依然として顕著である。
※1.1 調査の目的にて記載したとおり、本報告書において「都市部」及び「都市部勤務」とは、東京・大阪、及び東京三会・大阪弁護士会に所属する弁護士を指す。「地方」及び「地方勤務」とは、東京・大阪以外の地域及び東京三会・大阪以外の弁護士会に所属する弁護士を指す。

都市部（東京三会・大阪）の弁護士数と比率は、以下のとおりである。

表3-4：都市部弁護士数と比率

年次	全国（人）	都市部（人）	比率（%）
2010年[48]	28,789	17,387	60. 4%
2024年[49]	45,808	27,711	60.5%
2026年[50]	46,856	28,672	61.1%

出所：日弁連統計資料に基づき作成

表3-4から読み取れる点は、以下のとおりである。

- 過去15年間で弁護士総数は約1.6倍に増加したにもかかわらず、都市部（東京三会・大阪）への集中率は約60%で高止まりしており、微増している。

日弁連の「弁護士白書2024年版 弁護士1人あたりの人口比較」によると、各弁護士会に所属する弁護士数は以下のとおりである。2023年度の登録者数が0人であった7弁護士会（函館、旭川、釧路、秋田、富山県、島根県、大分県）と、都市部（東京三会・大阪）、及び九州内での比較を行うため福岡県を取り上げた。

[48] 日弁連「弁護士白書2010年版 弁護士会別弁護士数とその内訳」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/membership/data/2010_bengoshisuu.pdf P61、最終アクセス日：2026年3月10日）
[49] 日弁連「弁護士白書2024年版 弁護士会別弁護士数とその内訳」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-1-3.pdf P27、最終アクセス日：2026年3月10日）
[50] 日弁連「弁護士会別会員数」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/membership/members.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

表3-5：弁護士会別弁護士数及び構成比

（弁護士数は、2024年3月31日時点。人口は、2023年10月1日時点の総務省統計局「人口推計」による。）

都道府県	弁護士数（人）	弁護士1人当たりの人口（人）	人口1万人当たりの弁護士数（人）
北海道四会	1,079	4,719	2.12
秋田	78	11,718	0.85
東京三会	22,700	621	16.12
富山県	131	7,687	1.30
大阪	5,011	1,749	5.72
島根県	80	8,125	1.23
福岡県	1,477	3,455	2.89
大分県	163	6,724	1.49

出所：日弁連統計資料に基づき作成[51][52]

[51] 日弁連「弁護士白書2024年版 弁護士会別弁護士数」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-1-3.pdf P27、最終アクセス日：2026年3月10日）

[52] 日弁連「弁護士白書2024年版 弁護士1人あたりの人口比較」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-2-1.pdf P34、最終アクセス日：2026年3月10日）

日弁連の「弁護士白書2024年版 弁護士1人あたりの人口比較」によると、都道府県別の人口1万人当たりの弁護士数は以下のとおりである。

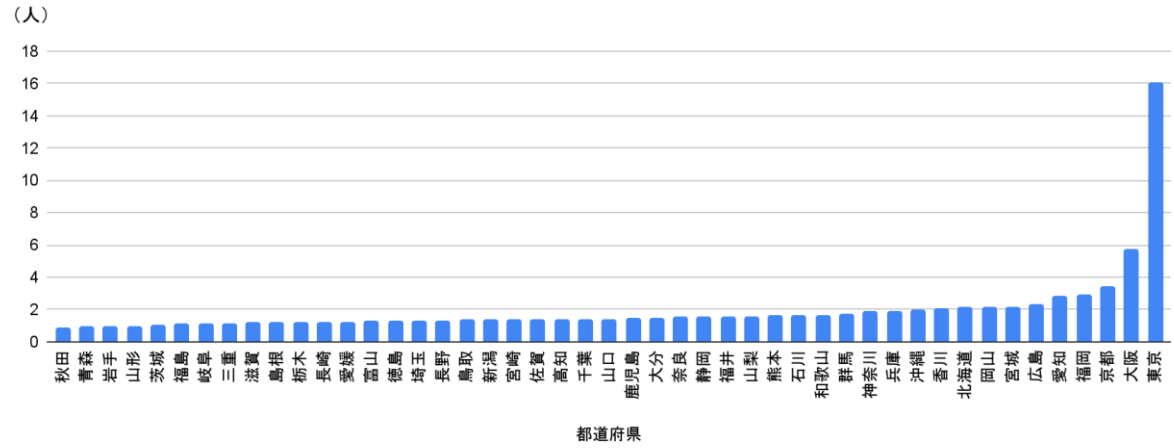


図3-6：都道府県別人口1万人当たりの弁護士数
（弁護士数は、2024年3月31日時点。人口は、2023年10月1日時点の総務省統計局「人口推計」による。）
出所：日弁連統計資料に基づき作成[53]

東京三会は全弁護士の約半数を占め、弁護士1人当たりの人口は約600人と高密度である。一方、地方に目を転じると、秋田県のように、弁護士1人で1万人以上の住民をカバーしなければならない地域がある。このような地域格差は、司法アクセスの不平等につながる可能性がある。

[53] 日弁連「弁護士白書2024年版　弁護士1人あたりの人口比較」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-2-1.pdf P34、最終アクセス日：2026年3月10日）

日弁連の「弁護士白書2024年版　弁護士会別弁護士数と直近10年の増加率」によると、直近10年の弁護士数の増加率は、以下のとおりである。

表3-7：弁護士会別弁護士登録者数と直近10年の増加率（2024年3月31日現在）

弁護士会	2014年度 弁護士数（人）	2024年度 弁護士数（人）	弁護士増加数 （人）	増加率（%）
札幌	700	864	164	123.4
函館	48	53	5	110.4
秋田	78	78	0	100
青森県	116	111	−5	95.7
東京	7,215	9,231	2,016	127.9
第一東京	4,365	6,855	2,490	157
第二東京	4,646	6,614	1,968	142.4
大阪	4,133	5,011	878	121.2
島根県	71	80	9	112.7
愛媛	159	160	1	100.6
福岡県	1,090	1,477	387	135.5
長崎県	161	157	−4	97.5

出所：日弁連統計資料に基づき作成[54]

3.1.4 未登録者数

近年、司法修習終了後の一斉登録日から1か月経過した時点での未登録者数は減少傾向にある。旧第60期以降では、2014年（第67期）の317人（16.1%）をピークに減少が続き、2025年（第77期）には90人（4.9%）まで減少している[55]。未登録となった理由には様々な要因があるため、一概に就職難だけの影響とは言えない。しかし、未登録者数の減少により、弁護士の就職難といわれる状況は大幅に改善されていると考えられる。

[54] 日弁連「弁護士白書2024年版 弁護士会別弁護士数と直近10年の増加率」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-1-3.pdf P29、最終アクセス日：2026年3月10日）

[55] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P3～4、最終アクセス日：2026年3月10日）

一斉登録日から1か月後の未登録者数の増減は、以下のとおりである。

表3-8：一斉登録日から1か月後の未登録者数

一斉登録日	修習期	修習終了者数（人）	未登録者数（人）	修習終了者との比率（%）
2009年9月	旧第62期	354	32	9.0
2009年12月	新第62期	1,992	94	4.7
2010年8月	旧第63期	195	31	15.9
2010年12月	新第63期	1,949	140	7.2
2011年8月	旧第64期	161	48	29.8
2011年12月	新第64期	1,991	278	14.0
2012年12月	旧・新第65期	2,080	298	14.3
2013年12月	第66期	2,034	312	15.3
2014年12月	第67期	1,973	317	16.1
2015年12月	第68期	1,766	225	12.7
2016年12月	第69期	1,762	176	10
2017年12月	第70期	1,563	156	10
2018年12月	第71期	1,517	124	8.2
2019年12月	第72期	1,487	112	7.5
2020年12月	第73期	1,468	118	8.1
2022年4月	第74期	1,458	85	5.8
2022年12月	第75期	1,325	87	6.6
2023年12月	第76期	1,391	113	8.1
2025年3月	第77期	1,826	90	4.9

出所：文科省の資料に基づき作成[56]

[56] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P3～4、最終アクセス日：2026年3月10日）

【弁護士未登録者数と法科大学院志願者数、法曹コース在籍者数、在学中受験者数の比較】

法科大学院志願者数や法曹コースの設置、在学中受験の導入が弁護士の就職状況に与える影響を調べるため、それぞれの人数増減を比較した。その結果、現時点では明確な因果関係は確認できなかった。

法曹コースは令和2年度に設置され、在学中受験は令和5年度から導入された新しい制度である。そのため、これらの制度が就職状況に与える影響を正確に評価するには、今後数年の経過が必要である。また、就職状況には複数の要因が関わっているため、人数の増減だけでその影響を判断することは難しい（法曹コース在籍者数及び在学中受験者数については、2.2.1及び2.2.2を参照）。

参考までに、弁護士未登録者数[57]と法科大学院志願者数（補正値）、法曹コース在籍者数[58]、在学中受験者数[59][60]の推移は、以下のとおりである。

[57] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P4、最終アクセス日：2026年3月10日）

[58] 文科省「令和7年度法曹コースの実態調査」（https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf P12、最終アクセス日：2026年3月10日）

[59] 文科省「中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第12期の審議のまとめ」（https://www.mext.go.jp/content/20250304-mxt_senmon02-000040644_02.pdf P33、最終アクセス日：2026年3月10日）

[60] 文科省「令和7年司法試験の在学中受験資格に基づく受験結果について」（https://www.mext.go.jp/content/20260303_mxt_senmon02-000046576_10.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

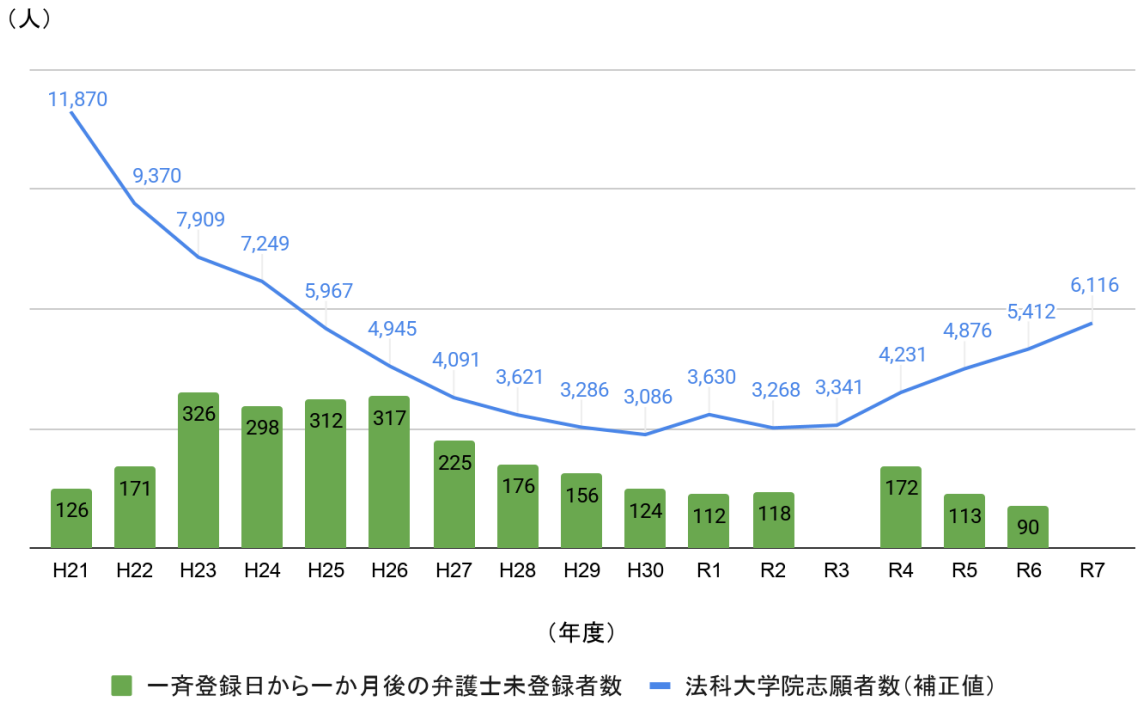


図3-9：弁護士未登録者数と法科大学院志願者数の推移
出所：文科省の資料に基づき作成

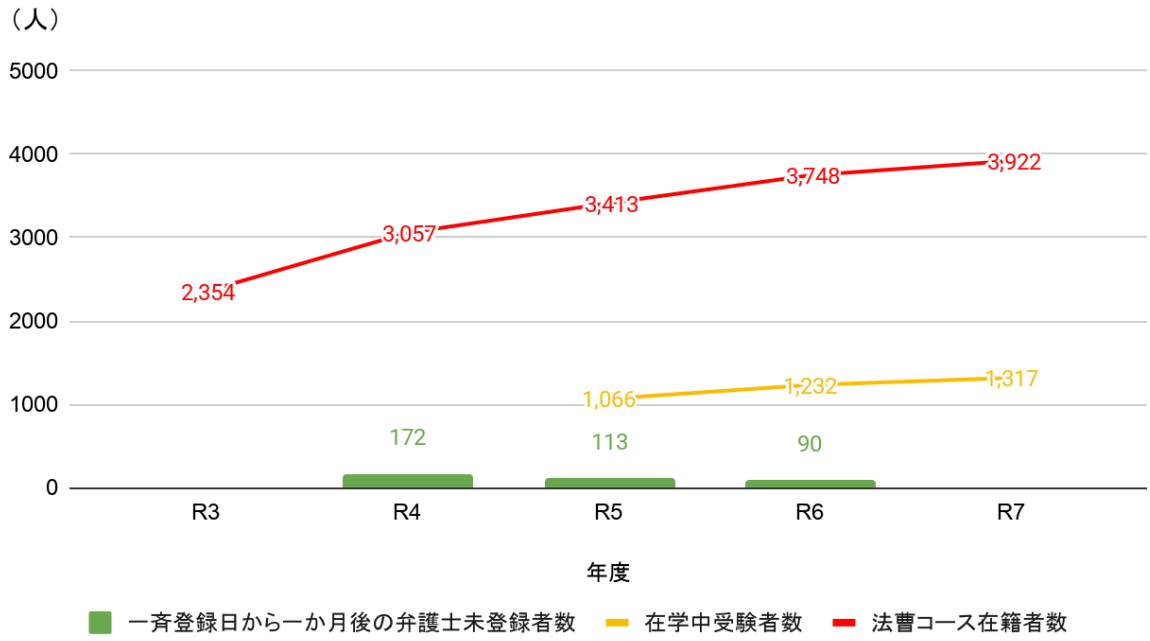


図3-10：弁護士未登録者数と法曹コース在籍者数、在学中受験者数の推移
出所：文科省の資料に基づき作成

3.2 地方定着を阻害する経済的・構造的要因

日弁連の「弁護士白書2008年版」には、弁護士の大都市偏在について以下の記述がある[61]。

「弁護士が大都市に偏在していることは、繰り返し指摘されてきた。古くは、臨時司法制度調査会意見書（1964年）が「弁護士総数7,143人（昭和39年7月1日現在）のうち、東京の三弁護士会に3,378人、横浜、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台及び札幌の各弁護士会に計2,161人、合計5,539人がこれらの10地方12弁護士会に集中しているのであって、他の39弁護士会には合計1,604人を数えるに過ぎない。しかも、その中には、高齢者を擁するものが多く、その所属弁護士の平均年齢が60歳をこえているものさえある」と指摘していた。」

弁護士の過疎・地域偏在が生じる原因には、経済的合理性、法的需要、生活環境、そしてキャリア形成上の懸念等が絡み合っていると指摘されている。地域偏在問題の要因を以下にまとめた。

3.2.1 経済的要因

【養成事務所の経済的な負担】

日弁連の「弁護士白書2023年版」には、都市型公設事務所（養成事務所の一類型）の設置状況について以下の記述がある[62]。

「現在、全国10の都市型公設事務所が、弁護士会ないし弁護士連合会の支援により設置、運営され、以下のような公益活動を中心にそれぞれ特色ある活動を行っている。

- 過疎地型公設事務所・日本司法支援センター（法テラス）の常勤弁護士の育成と派遣
- 刑事弁護の体制整備と専門性・組織性の向上
- 弁護士任官や判事補等の弁護士職務経験の支援
- 社会的・経済的な理由その他により弁護士へのアクセスが困難な地域住民のための法的支援

今後、専門的活動が可能な人材確保、財政基盤の安定が課題であり、新たな法的ニーズの発掘に取組み、存在意義を発揮することが求められている。」

九州弁護士会連合会のHPでは、養成事務所の財政基盤強化について以下の記述がある[63]。

「あさかぜ事務所をはじめとする養成事務所は、弁護士過疎・偏在地域への赴任に向けた

---

[61] 日弁連「弁護士白書2008年版」（https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/hakusyo_tokusyu2008_02.pdf P40、最終アクセス日：2026年3月10日）

[62] 日弁連「弁護士白書2023年版」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2023/6-9-4.pdf P206、最終アクセス日：2026年3月10日）

[63] 九州弁護士会連合会「弁護士過疎・偏在の解消と…」（https://kyubenren.org/seimei/backn/2018_2019/181026ketsugi_02.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

研鑽を積むために入所した若手弁護士が長くても3年後には退所して弁護士過疎・偏在地域へ赴任することが予定されている。このような養成事務所の性質上、収益性は期待できず、現状においても、日弁連による一定の財政的援助はあるものの、当該年度における新人弁護士の採用人数によって左右される制度となっており、採用が1名の場合には十分とはいえない。赤字が出た場合には、設置主体である弁護士会連合会がその不足部分を補填しているのが現状である。

ところが、この赤字の補填は1つの弁護士会連合会だけでは財政上厳しい現実があり、現に養成事務所を閉鎖せざるを得なくなった弁護士会連合会もある。当連合会においても、必要性については理解が得られても、財政上の問題から廃止の議論が幾度となくなされている状況である。」

3.2.2 女性弁護士の現状

法曹界における女性の進出は進んでいるが、女性弁護士の地域偏在も見られる。日弁連の「女性の皆さん、地方で活躍してみませんか？」によると、2015年1月1日時点で女性弁護士は全弁護士数の18%であり、女性弁護士が1人もいない地方裁判所支部所在地は全国に59か所であった[64]。

日弁連の「第四次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」には、女性弁護士の地域偏在について以下の記述がある[65]。

「一時は59か所（2013年12月31日時点）まで減った女性弁護士ゼロ支部は、近年はむしろ増加しており、2023年1月1日現在で61か所となった。

また、都市部以外の弁護士会では女性の新規入会が少なく、2017年3月時点と2022年5月時点を比較すると、全国的には女性弁護士の割合が18．4%から19．6%に上昇した一方で、17弁護士会においては、女性弁護士の割合あるいは人数が減少又は同数にとどまっている。したがって、女性弁護士ゼロ支部の解消のみならず、地方の弁護士会における女性弁護士増加も推進する必要がある。」

「弁護士白書2024年版」によれば、「2024年3月31日現在、日弁連の女性会員は9,200人で、全体に対する女性の割合は20.1%」である[66]。

---

[64] 日弁連「女性の皆さん、地方で活躍してみませんか？」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/chihodekatsuyaku_150309.pdf P2、最終アクセス日：2026年3月10日）

[65] 日弁連「第四次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/230216_2.pdf P13、最終アクセス日：2026年3月10日）

[66] 日弁連「弁護士白書2024年版 弁護士数の推移」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-1-1.pdf P22、最終アクセス日：2026年3月10日）

日弁連の「女性の皆さん、地方で活躍してみませんか？」には以下の記述がある[67]。

「DV・性犯罪被害・離婚等はもとより、様々な分野で、女性弁護士に相談したいというニーズが存在します。市民の半分は女性ですが、「男性の弁護士には，なんだか相談しづらくて」と感じる女性も少なくありません。」

3.2.3 新たなゼロワン問題

【新たなゼロワン問題について】

日弁連のHPには、新たなゼロワン問題について以下の記述がある[68]。

「新規登録弁護士の大都市集中傾向が止まらない。近時の弁護士会ごとの新規登録者数を見ると、第76期では一斉登録の6か月後に新規登録ゼロの弁護士会が8会、1人の弁護士会が7会である。数年にわたってこの状態が続いている会も少なくない。…（中略）…このような状況が続くと、多くの弁護士会で会務や公益的活動の担い手が不足することが懸念される。本年度執行部は、これを新たなゼロワン問題と位置付けて取組を強めている。」

2019年から2024年までに、一斉登録日から12か月後の時点で新規登録弁護士の登録数がゼロになった弁護士会は18会ある[69]。長野県、奈良、和歌山、福井、富山県、鳥取県、島根県、長崎県、大分県、宮崎県、山形県、岩手、秋田、函館、旭川、釧路、徳島、及び高知の各弁護士会である。

【新たなゼロワン問題の要因について】

2025年9月30日に開催された中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会では、地域偏在の原因として考えられることとして、大都市の旺盛な採用意欲（大都市の法的ニーズの大きさ）や就職活動の早期化などが挙げられた[70]。

3.2.4 都市部と地方の所得格差

経済的なインセンティブの地域差も、地域偏在の要因の1つとして指摘される。一般に都市部では高収入が得やすい一方、地方では収入水準が低いとのイメージがある。

弁護士の収入及び所得の地域別傾向を把握するため、2020年に日弁連が実施した「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2020」（「自由と正義 2021年Vol72 No

---

[67] 日弁連「女性の皆さん、地方で活躍してみませんか？」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/chihodekatsuyaku_150309.pdf P2、最終アクセス日：2026年3月10日）

[68] 日弁連「日弁連新聞 第610号」（https://www.nichibenren.or.jp/document/newspaper/year/2025/610.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

[69] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P5、最終アクセス日：2026年3月10日）

[70] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P1、最終アクセス日：2026年3月10日）

8[臨時増刊号])の内容を整理すると、地域別分類は以下の4区分で示されている[71]。

- 東京:東京の3弁護士会所属の弁護士
- 大阪・愛知県:大阪弁護士会及び愛知県弁護士会所属の弁護士
- 高裁所在地:東京及び大阪・愛知県を除く、高裁の本庁がある地域の弁護士会所属の弁護士
- 非高裁所在地:高裁の本庁がない地域の弁護士会所属の弁護士

弁護士の2019年度売上(収入)や所得の平均値は以下のとおりである(売上(収入)については、売上(収入)金額が0円と回答した者を除外して算出した平均値である)。

表3-11:2019年度売上(収入)金額・所得金額等の平均値(単位:万円)

	売上(収入)金額等	所得金額等
全体	2490.6	1106.4
東京	2939.7	1257.8
大阪・愛知県	2141.1	904.5
高裁所在地	2053.8	873.3
非高裁所在地	2067.7	1035.9

出所:日弁連「自由と正義 Vol72 No.8」に基づき作成

収入ベースで比較すると、東京が最も高く、次いで大阪・愛知県、非高裁所在地、高裁所在地の順となる。一方、経費や給与所得控除を差し引いた所得ベースでは、東京が最も高いが、次順位は非高裁所在地で、大阪・愛知県や高裁所在地を上回る。

同報告書では、経費額も示されている。給料賃金や地代家賃といった主要経費は、東京及び大阪・愛知県で高い水準にある。同年度確定申告決算書に基づく所得合計及び経費額の平均値は以下のとおりである。

[71] 日弁連「自由と正義 2021年Vol72 No8[臨時増刊号]」 P12、100～129、211

表3-12：確定申告決算書に基づく経費額及び所得合計の平均値（単位：万円）

	経費（給料賃金）	経費（地代家賃）	所得合計
全体	347.4	167.4	1191.1
東京	385.9	212.7	1297.4
大阪・愛知県	347.4	158.7	901
高裁所在地	303.2	112.9	866.4
非高裁所在地	300	114.1	1036.8

出所：日弁連「自由と正義 Vol72 No.8」に基づき作成

以上の結果から、東京の所得水準が全国平均を上回っていることは確認できるが、都市部と地方に歴然とした所得格差があるとは断定できない。特に非高裁所在地の所得水準が大阪・愛知県や高裁所在地を上回っている点は、弁護士の所得分布が「都市部＝高所得、地方＝低所得」という単純な二分法では説明できないことを示している。

3.2.5 地方の過疎化や高齢化による経済基盤の脆弱化

札幌弁護士会の「法曹人口のあり方についての検証に関する提言書」には、地方における弁護士業務について以下の記述がある[72]。

「企業経済活動の中心を担う東京や大阪などの大都市を除き、地方における弁護士の業務は、主として、各地域の市民や中小企業を顧客とする地元密着型のものである。」

「地方においては、20～39歳のいわゆる若年層を中心に転出超過が続いており、刻一刻、目に見えて過疎化、高齢化が進んでいる現状がある。言うまでもなく、地方の過疎化、高齢化は、地域の経済基盤を脆弱化させるものであり、地域密着型の弁護士業務への影響も避けられない。したがって、将来の法曹人口や法曹需要を考えるにあたっては、地方への影響にも目を向ける必要がある。」

このような状況を踏まえ、札幌弁護士会の資料では、弁護士の地域偏在の問題について「弁護士人口の増大によって解決すべき問題ではなく、政策的な観点からの取組が必要であることは既に共通認識と思われる。」と述べられている。

[72] 札幌弁護士会「法曹人口のあり方についての検証に関する提言書」（https://satsuben.or.jp/info/match/data/hosojinko-teigen_2104.pdf P18、20～21、最終アクセス日：2026年3月10日）

3.2.6 就職活動の早期化

弁護士の就職活動の早期化も、地方での新規登録者減少の一因となっているとの指摘がある[73]。

日弁連のHPには、就職活動の早期化について以下の記述がある[74]。
「司法試験合格者の多くが実務修習開始前に大都市圏の法律事務所から就職内定を受け、かつてのように、実務修習先でその地の良さを知って就職を決める状況が減っていることが一つの原因ではないかと指摘されている。実際、2024年7月に実施した第77期に対する進路内定状況調査では、修習開始後3か月時点での内定率は92%に上る。」

都市部の法科大学院に通う学生にとって、司法修習は地方の弁護士業務や生活に触れ、地方で働く可能性を検討する機会となる[75]。しかし、司法修習前に都市部の法律事務所から内定を受けている場合、修習を通じて地域理解を深め、その結果地方で就職するという流れが生じにくい。そのため、就職活動の早期化は、司法修習生の地方定着を妨げる要因となる可能性がある。

3.2.7 法曹養成拠点との関係

地方の法科大学院を卒業した学生は、当該法科大学院がある地域に定着しやすい傾向があるとの指摘がある[76]。法科大学院の有無と新人弁護士の地域定着状況について考察する。

文科省の「弁護士の地方定着の現状」にある「第77期の弁護士会別地域定着状況（2025年4月1日時点）」には、弁護士会別新規登録者の出身法科大学院の地域が記載されている[77]。例えば、仙台弁護士会では、2024年の新規登録者は全員管内の法科大学院出身者であった。東京三会、京都、兵庫県及び札幌の弁護士会でも、管内の法科大学院出身者が半数以上を占めている。このことから、法科大学院で慣れ親しんだ地域に登録する新人弁護士が一定数いることが分かる。

---

[73] 文科省「法科大学院等特別委員会（第121回）議事録」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/gijiroku/1415416_00035.htm、最終アクセス日：2026年3月10日）
[74] 日弁連「日弁連新聞 第610号」（https://www.nichibenren.or.jp/document/newspaper/year/2025/610.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[75] 文科省「法科大学院等特別委員会（第121回）議事録」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/gijiroku/1415416_00035.htm、最終アクセス日：2026年3月10日）
[76] 文科省「地域社会の発展に向けた法科大学院等の取組について」（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_3.pdf P5、最終アクセス日：2026年3月10日）
[77] 文科省「弁護士の地方定着の現状」（日弁連提出資料）（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf P7、最終アクセス日：2026年3月10日）

3.2.2で述べたように、2019年から2024年までの間、一斉登録日から12か月後の時点で新規登録弁護士がゼロとなった弁護士会が18会あった。これらの弁護士会管内には法科大学院が設置されていないため、在学中に地域に慣れ親しみ、そのまま同地域で登録するという流れは構造上生じにくいと考えられる[78]。

2025年4月1日時点で、法科大学院は全国に34校設置されている[79]。地域別内訳は、東京都に14校、京都府・大阪府・兵庫県に8校である。全34校の約3分の2が東京都と3府県に集中しており、約3分の1がその他地域（北海道、東北、中部、中国、九州地方）に設置されている。

本調査のアンケート結果では、地方法科大学院出身者の70.8%が地方勤務を選択した（4.2を参照）。

3.3 日弁連等の取組

日弁連及び関係機関は、長年にわたり弁護士過疎・偏在対策に取り組んできた。

3.3.1 日弁連の取組

日弁連のHPには、日弁連の取組について以下の記述がある。

【弁護士の過疎・偏在問題[80]】

「日弁連は、1996年5月の定期総会で「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」を採択し、弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取り組むことを決意しました。1999年9月には弁護士から集めた会費を主な財源とする「日弁連ひまわり基金」を設置し、弁護士過疎・偏在対策のために支出しています。」

【弁護士過疎・偏在対策に向けた日弁連の歩み[81]】

- 「(1)「名古屋宣言」（1996年5月・日弁連定期総会）弁護士過疎・偏在対策の本格始動
- 2000年6月、島根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されて以来、ひまわり基金法律事務所は累計122か所に設置された（2023年2月1日現在）。うち85事務所が任期終了後に定着、4事務所が廃止。現在稼働しているのは33事務

[78] 文科省「法科大学院等特別委員会（第121回）議事録」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/gijiroku/1415416_00035.htm、最終アクセス日：2026年3月10日）
[79] 文科省「地域社会の発展に向けた法科大学院等の取組について」（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_3.pdf P4、最終アクセス日：2026年3月10日）
[80] 日弁連「弁護士の過疎・偏在問題」（https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/kaso_taisaku/mondai.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[81] 日弁連「弁護士過疎・偏在対策に向けた日弁連の歩み」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/resolution/kaso_taisaku/kasohenzai_katsudokeika.pdf P1、最終アクセス日：2026年3月10日）

所
- 法律相談センターは全国296か所（2023年2月1日現在・日弁連調べ）。未設置支部は45か所」

【弁護士ゼロワン地域」の解消に関する会長談話[82]】
「2007年（平成19年）には、「弁護士偏在解消のための経済的支援」制度を設け、弁護士偏在地域において独立開業する弁護士を支援すると共に、過疎・偏在地域に赴任する弁護士を養成するための拠点事務所の設置等にも取り組んできた。」

【日弁連の弁護士過疎・偏在対策】
「日弁連の取組」[83]、「日弁連の弁護士過疎・偏在対策（現在の主な活動）」[84]、「弁護士白書2024年版」[85]によると、日弁連が行っている弁護士過疎・偏在対策について以下の記述がある。
- 「法律相談センターの開設や運営の援助
- ひまわり基金法律事務所の設置と運営の援助
- 偏在解消対策地区で開業する弁護士や開業予定の弁護士を養成する法律事務所への援助
    - ○ 独立開業支援
    - ○ 常駐従事務所開設支援
    - ○ 特別独立開業等支援
- 弁護士過疎・偏在地域に赴任する弁護士又はその養成を行う弁護士・弁護士法人に対する援助
    - ○ 偏在対策拠点事務所開設支援
    - ○ 養成事務所拡張支援
    - ○ 養成費用支援
    - ○ 新人弁護士等準備支援
- 弁護士法人の従たる法律事務所の設置（注：各弁護士・弁護士法人による取組）
    - ○ 弁護士が常駐しない「非常駐」事務所が38か所」

---

[82] 日弁連「「弁護士ゼロワン地域」の解消に関する会長談話」（https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2011/111219.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[83] 日弁連「日弁連の取組」（https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/kaso_taisaku/torikumi.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[84] 日弁連「日弁連の弁護士過疎・偏在対策（現在の主な活動）」https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/resolution/kaso_taisaku/shisaku.pdf P1～2、最終アクセス日：2026年3月10日）
[85] 日弁連「弁護士白書2024年版」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-4-2.pdf P55、最終アクセス日：2026年3月10日）

また、日弁連の「司法修習生・弁護士のみなさん 地方で独立開業してみませんか？」によると、独立開業する弁護士に対する取組について以下の記述がある[86]。

「修習終了後即時に独立開業される方や、いったん法律事務所に入所後1年未満の早期に独立開業される方を対象として、以下の技術的支援を行っています。

- 若手会員・修習生向け支援メーリングリスト
- 独立開業支援メーリングリスト
- 独立開業支援チューター制度
- 弁護士業務支援ホットライン」

【北海道の現状と日弁連の取組】

日弁連の取組の一例として、北海道の事例を取り上げる。

北海道の現状について、北海道は国土面積の22%を占めているが、2024年3月31日時点で弁護士数は全国の約2%に当たる1,079人にとどまっている。さらに、この1,079人のうち約80%に当たる864人が札幌管内に集中している[87][88]。このように、道内においても弁護士の偏在傾向が顕著である。

2025年4月時点で、日弁連は道内10か所でひまわり基金法律事務所を設置している。また、北海道弁護士会連合会も、札幌弁護士会管内に『すずらん基金法律事務所』を開設し、道内のひまわり基金法律事務所に派遣する弁護士の養成に取り組んでいる。しかし、近時は道内ひまわり事務所の所長弁護士について応募者が現れないという事態も生じている[89]。

---

[86] 日弁連「司法修習生・弁護士のみなさん　地方で独立開業してみませんか？」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/independent_practice_pam.pdf P6、最終アクセス日：2026年3月10日）

[87] 北海道弁護士連合会「すずらん基金法律事務所」（https://www.dobenren.org/suzuran/?utm_source=chatgpt.com、最終アクセス日：2026年3月10日）

[88] 日弁連「弁護士白書2024年版 弁護士会別弁護士数」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/1-1-3.pdf P27、最終アクセス日：2026年3月10日）

[89] 北海道弁護士連合会「すずらん基金の創設20年を機に…」（https://www.dobenren.org/activity/r06ketsugi03.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

3.3.2 法テラスの取組

法テラスは、2006年4月に設立された日本司法支援センターの通称である[90]。2026年1月31日時点で、法テラスは本部事務所、コールセンターのほか、全国に103か所の地方事務所・地域事務所等を有している[91]。法テラスは、政府全額出資によって設立された公的な法人であり、法務省の所管に属する[92]。ただし、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所も設立・運営に関与しているため、三権分立の観点から独立行政法人とはされず、独立行政法人通則法を準用する法人とされている。

法テラスの主な業務の一つに、司法過疎対策業務がある。司法過疎対策業務とは、身近に弁護士や司法書士がいない等、法律サービスへのアクセスが十分でない地域に法律事務所を設置し、法テラス所属の常勤弁護士を配置して、有償の法律サービスを含む法律サービス全般を提供する業務をいう。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策などを担う。また、採算性が低い事案や対応困難な事案を受任することで、司法アクセス障害の解消に貢献している。2025年3月31日時点で、常勤弁護士は合計190名であり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部及び37か所の地域事務所等）に配置されている。

法テラスでは、有能で志の高い常勤弁護士を採用するために、様々な努力を払っている。例えば、情報発信や就職説明会の開催等にも工夫を凝らしており、エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れも行っている。また、法曹経験者に向けた広報活動も行われている。

令和6年度の司法過疎地域事務所の設置数は34と報告されており、弁護士偏在問題の軽減に寄与している。

3.3.3 弁護士ゼロワン地域の推移

【弁護士ゼロワン地域】

日弁連のHPには、「弁護士ゼロワン地域」について以下の記述がある[93]。

「日弁連では、地方裁判所の支部の管轄を1つの地域としてみて、弁護士の登録がない地域を「弁護士ゼロ地域」、弁護士登録が1人の地域を「弁護士ワン地域」、これらを併せて「弁護士ゼロワン地域」と呼んでいます。」

---

[90] 日本司法支援センター（法テラス）「法テラス白書令和6年度版」（https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/6609.pdf P8～9、最終アクセス日：2026年3月10日）

[91] 法テラス「法テラスについて 理事長あいさつ」（https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/rijichou-aisatsu.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

[92] 日本司法支援センター（法テラス）「法テラス白書令和6年度版」（https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/6609.pdf P8～9、116～117、120、122、最終アクセス日：2026年3月10日）

[93] 日弁連「弁護士の過疎・偏在問題」（https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/kaso_taisaku/mondai.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

「日弁連で「弁護士ゼロワンマップ」を初めて作成した1993年当時、弁護士ゼロワン地域は74か所ありましたが、2008年に弁護士ゼロ地域は全て解消されました。」

日弁連のHPによると、1993年以降の弁護士ゼロワン地域の状況は以下のとおりである[94]。

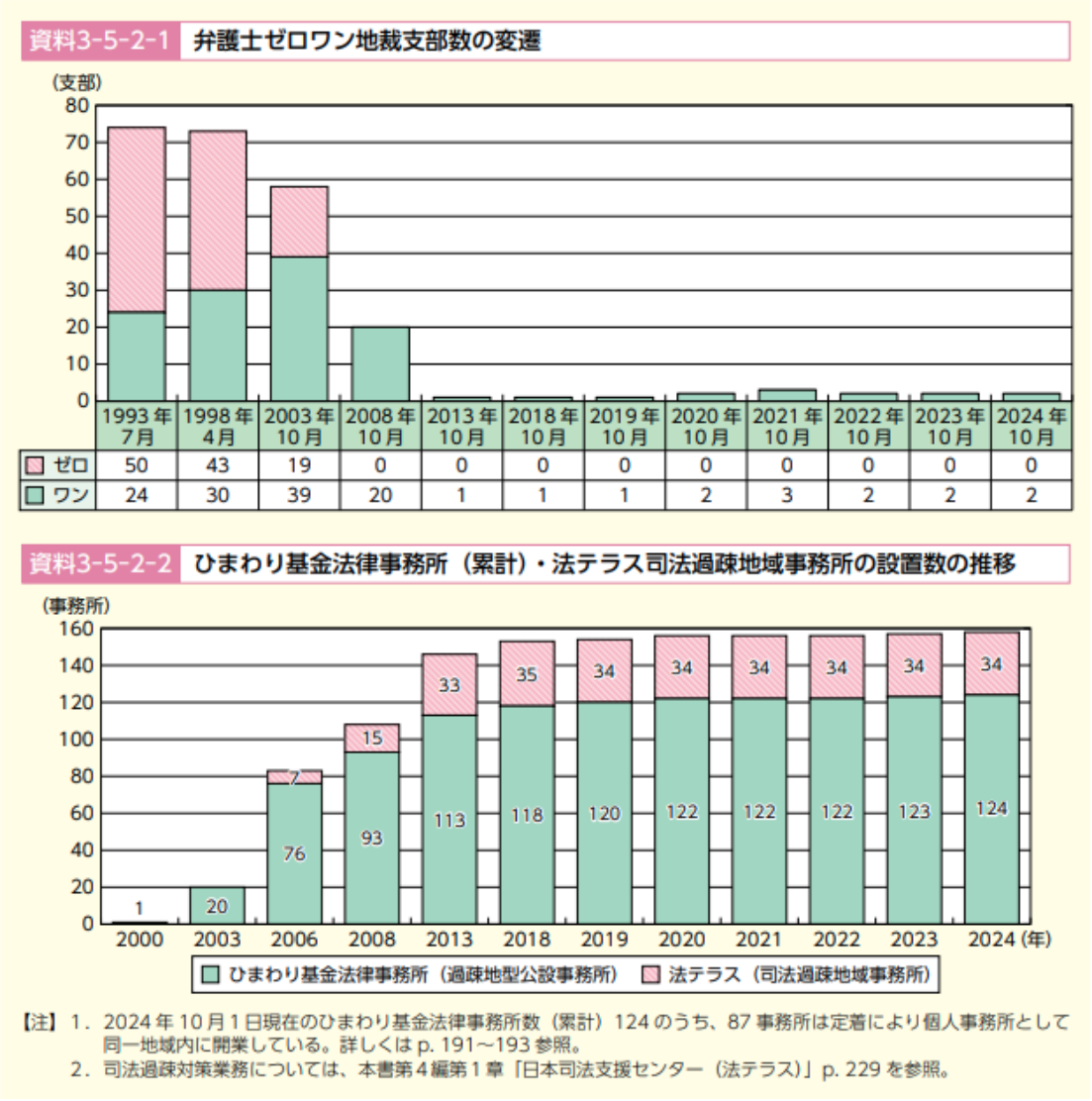


図3-13：弁護士ゼロワン地裁支部数の変遷／ひまわり基金法律事務所・法テラス司法過疎地域事務所の設置数の推移

出所：日弁連「弁護士白書2024年版」

図3-13が示すように、弁護士ゼロワン地域は現在大幅に減少している。ゼロワン地域の解消・減少には、日弁連の弁護士過疎・偏在対策が大きな役割を果たしている。また、法テラスによる司法過疎対策も、弁護士ゼロワン地域の解消に貢献している。

[94] 日弁連「弁護士白書 2024年版」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/5-9-1.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

【弁護士過疎・偏在の解消に向けて】

先述した日弁連及び法テラスの取組によって、弁護士ゼロワン地域は大部分解消された。しかし、2024年10月時点においても、弁護士ワン地域は依然として2か所存在している（図3-13を参照）[95]。

日弁連の「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」には、弁護士ワン地域について以下の記述がある[96]。

「紛争の当事者が最低でも2名以上であることからすると、支部単位で最低2人以上の弁護士が存在することが必要であり、支部単位での弁護士ゼロはもとより、ワン地域についても解消状態を目指していくことが必要である。

そこで、今後とも地方裁判所支部単位で弁護士2名以上が常駐する状態を維持すべきである。」

仮に弁護士が2人以上存在し、弁護士ゼロワン地域に該当しない場合であっても、人口規模や事件数との比較において、弁護士が不足している地域は存在する。また、過疎地域においては、女性弁護士が不足しているという課題も指摘されている。

[95] 日弁連「弁護士白書2024年版　弁護士ゼロワン地裁支部数の変遷…」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2024/5-9-1.pdf P189、最終アクセス日：2026年3月10日）

[96] 日弁連「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220217.pdf P4、最終アクセス日：2026年3月10日）

第4部 アンケート調査

【調査の目的】

令和5年度に全面施行された連携法曹基礎課程（法曹コース）及び在学中受験の制度の活用状況を調査し、法改正の効果等について動向を確認するべく調査を実施した。

また、弁護士が都市部に集中し、地方で不足している現状を踏まえ、意識調査を実施した。

【実施概要】

調査対象：

- 旧60期～77期の弁護士全員（2万8,888人）
  本報告書4部に記載されている設問への回答
- 77期の弁護士全員（1,564人）
  本報告書2.3に記載されている設問への回答

調査方法：

法務省担当課より、日弁連理事会を経由して、日弁連HP上で弁護士へのアンケート回答を依頼した。また、日弁連から対象者のFAX送信先リストを受け取り、本調査受託者が対象者へFAX送信を行い、アンケートへの協力を依頼した。その際、二次元コードとURLを記載した依頼状を送付し、Webアンケートで回答・回収を行った。

調査期間：

2025年12月5日～2026年1月8日

回収結果：

	配布数	回収数	回収率
旧60期～77期弁護士への調査	28,888	836	約2.9%
77期弁護士への調査	1564（注）	86	約5.5%

（注）77期の弁護士は2025年4月28日時点の人数であるため、アンケート実施時とは異なる

【信頼度】

本アンケート調査の回答者数は836人で、対象母集団（旧60期～77期までの弁護士2万8,888人）に対する回収率は約2.9%である。母数が十分大きいため、標本の信頼性はサンプルサイズ（回答者数）に依存する。以下に、サンプルサイズと標本誤差の関係を示す。

本アンケートのサンプルサイズ（n=836）における標本誤差は、信頼水準95%で±3.4%以下であり、アンケート調査全体として高い信頼性を有する。標本誤差とは、調査結果が母集団全体の値からどの程度ずれるかを示す指標である。例えば、ある項目への回答率が50%

の場合、母集団全体での真の回答率は95%の確率で46.6%～53.4%の範囲に収まる。回答率が50%以外の場合、誤差はさらに小さくなる。

以下の表は、サンプルサイズ別の標本誤差を信頼水準95%及び99%で示したものである。

表4-1：サンプルサイズ別の標本誤差（母比率50%の場合＝最大誤差）

サンプルサイズ	標本誤差（信頼水準95%）	標本誤差（信頼水準99%）	信頼性の評価
30人	±17.9%	±23.5%	個別事例レベル（一般化は困難）
100人	±9.8%	±12.9%	傾向把握は可能（注意が必要）
200人	±6.9%	±9.1%	一定の信頼性あり
400人	±4.9%	±6.4%	信頼性が高い
500人	±4.4%	±5.8%	信頼性が高い
836人（本調査）	**±3.4%**	**±4.5%**	**高い信頼性（本アンケート）**
1,000人	±3.1%	±4.1%	非常に高い信頼性
1,500人	±2.5%	±3.3%	非常に高い信頼性
3,000人	±1.8%	±2.4%	極めて高い信頼性

※ 標本誤差は母比率50%（誤差が最大となる条件）で算出。実際の回答比率が50%から離れるほど誤差は小さくなる。

アンケート全体としては高い信頼性を有するが、設問によっては回答者をサブグループに分けて分析する場合がある（例：都市部勤務者と地方勤務者の比較、修習期別の分析等）。この場合、サブグループ分析によってはサンプルサイズが小さくなるため、結果の解釈に注意が必要である。

本報告書では、各分析部分で上記基準に基づく注意事項を適宜付記している。

【図表の見方】

- 「都市部勤務」とは東京三会・大阪弁護士会に所属している弁護士を指す。
- 「地方勤務」とは東京三会・大阪以外の弁護士会に所属している弁護士を指す。
- 本報告書内の分析文・表・グラフ中の数字で、単位が明記されていないものはすべて「人」である。
- 回答結果の割合（%）はサンプル数（集計対象者総数）に対するそれぞれの回答数の割合を小数点以下第1位で四捨五入したものである。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つを選ぶ方式）でも合計が100.0%にならない場合がある。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表についても同様である。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上を選ぶ方式）の設問では、回答は選択肢ごとの

割合を示している。そのため、合計が100.0%を超える場合がある。

- 設問の「n」数（number of case）は、サンプル数（集計対象者総数、又は回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表している。
- n数が少ない項目は、参考値として掲載している。
- 所属弁護士会（勤務地）や性別を未回答の弁護士がいるため、クロス分析した表・グラフの合計人数が一致しない場合がある。
- 本報告書4.4及び4.5のクロス集計表では、回答者の25%以上が選択した項目を薄黄色としている。
- 問7は2.3「アンケート結果」に記載している。
- 自由記述は、個人のプライバシーに係る内容、不適切な表現、明らかな誤字・脱字等について修正を加えている。

4.0 弁護士全体の基本情報（2025年）

本調査では、旧60期～77期までの弁護士を対象にアンケートを実施した。対象弁護士は2万8,888人で、回答者数は836人（回収率：約2.9%）である。回収率が低いため、以下の2項目について弁護士総数と比較し、本アンケート回答者の傾向と妥当性を分析した。なお、「弁護士白書2025年」に記載されているのは2025年3月31日時点の人数であるため、アンケート実施時とは異なる。

- 修習期別構成（女性比率を含む）
- 弁護士会別構成（女性比率を含む）

【修習期別弁護士数[97]】

修習期ごとの比率を比較した（各修習期別の詳細は第7部を参照）。なお、旧62期、旧63期及び旧64期は弁護士総数が少なく、本アンケート回答者も少ないため、全体の傾向を示しているかは不明である。

表4-2：弁護士数の比較（修習期別）

修習期別比率					
	弁護士全体			本アンケート	
	全体数	比率		回答者数	比率
60-65	11757	42.0%		312	37.3%
66-70	7935	28.3%		195	23.3%
71-77	8300	29.7%		329	39.4%
合計	27992	100.0%		836	100.0%

弁護士全体では、60～65期：66～70期：71～77期の比率は約42：28：30であるの

[97] 日弁連「弁護士白書2025年版」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2025/1-1-2.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

に対し、本アンケートの回答者比率は約37:23:39である。そのため、71～77期の回答がやや多く反映される傾向となる。

表4-3：女性数の比較（修習期別）

修習期別 × 女性比率						
	弁護士全体			本アンケート		
	全体数	女性数	女性比率	回答者数（性別不明を含む）	女性数	女性比率
60-65	11757	2830	10.1%	312	75	9.0%
66-70	7935	1692	6.0%	195	53	6.3%
71-77	8300	1989	7.1%	329	91	10.9%
合計	27992	6511	23.3%	836	219	26.2%

各修習期と女性比率について、弁護士全体と本アンケートの回答者を比較した。60～65期と66～70期では、女性比率はほぼ同じであった。71～76期では弁護士全体が7.1%に対し、本アンケートでは10.9%と高めである。そのため、71～76期では女性観点の回答がやや多く反映される傾向となる。

【弁護士会別弁護士数[98]】

弁護士会所属比率を比較した（各弁護士会別の詳細は第7部を参照）。なお、本アンケートには釧路弁護士会と高知弁護士会に所属する弁護士の回答はなかった。

表4-4：弁護士数の比較（弁護士会別）

弁護士会別比率					
	弁護士全体			本アンケート	
	全体数	比率		回答者数	比率
都市部	28145	60.9%		414	49.5%
地方	18098	39.1%		422	50.5%
合計	46243	100.0%		836	100.0%

弁護士全体では、都市部：地方の比率は約6：4であるが、本アンケートでは約5:5であった。そのため、地方弁護士会所属者の意見がやや多く反映される傾向となる。

[98] 日弁連「弁護士白書2025年版」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2025/1-1-3.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

表4-5：女性数の比較（弁護士会別）

弁護士会別 × 女性比率						
	弁護士全体			本アンケート		
	全体数	女性数	女性比率	回答者数（性別不明を含む）	女性数	女性比率
都市部	28145	6159	21.9%	414	117	28.3%
地方	18098	3248	17.9%	422	102	24.2%
合計	46243	9407	20.3%	836	219	26.2%

所属弁護士会と女性比率についても比較した。弁護士全体では女性比率は約20%であり、都市部の女性比率は地方と比較して若干高めである。本アンケートの回答者全体では約26%で、都市部の女性比率は地方と比較して若干高めである。所属弁護士会 × 女性比率の観点では、本アンケートに回答した女性がやや多めであることがうかがえる。

修習期別・弁護士会別の2項目を分析した結果、本アンケートの回答者は女性比率が若干高めであり、所属弁護士会では地方の比率が高い状況であった。

4.1 回答者の基本情報

問1 年齢（令和7年11月末日現在）をお答えください（n=836）。
問2 性別をお答えください（n=836）。
問3 所属する弁護士会をお答えください（n=836）。
問4 司法修習期をお答えください（n=836）。

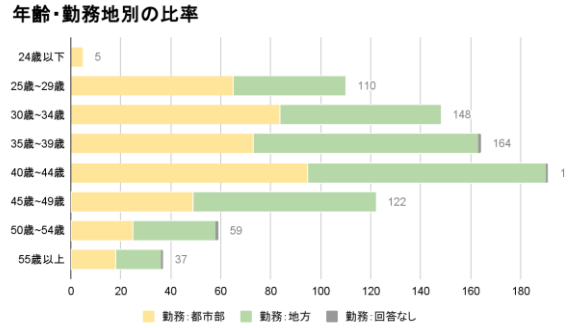


図4-6：年齢・勤務地別の比率

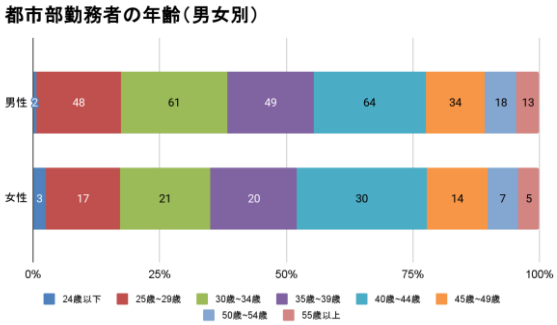


図4-7：都市部勤務者の年齢（男女別）

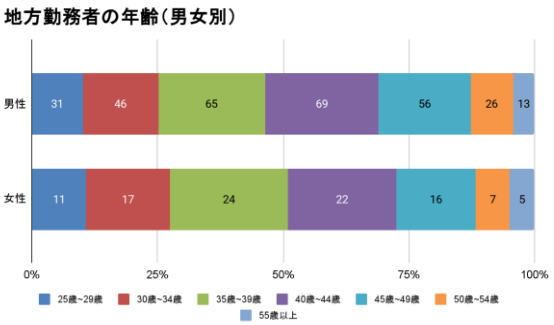


図4-8：地方勤務者の年齢（男女別）

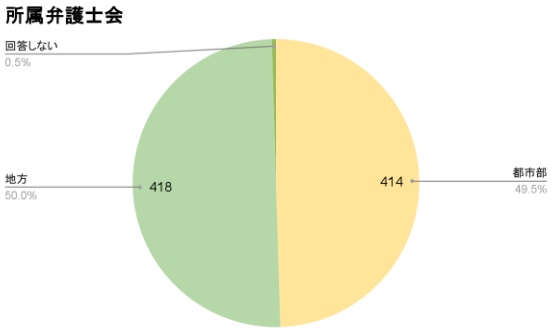


図4-9：所属弁護士会

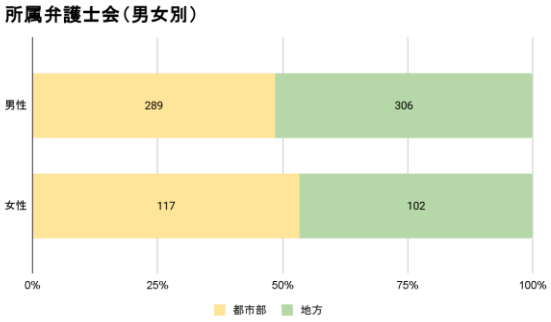


図4-10：所属弁護士会（男女別）

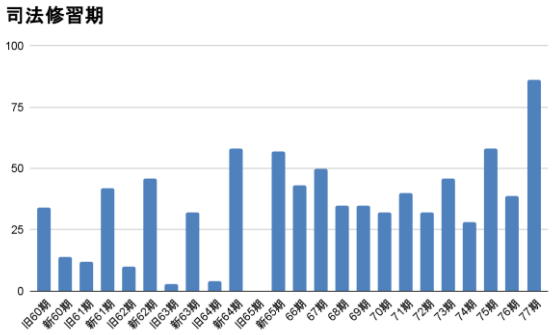


図4-11：司法修習期

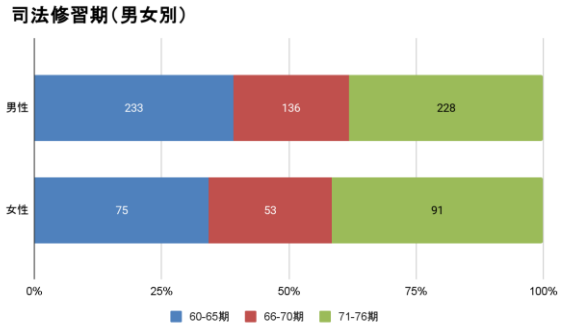


図4-12：司法修習期（男女別）

4.2 出身大学等と司法試験受験資格

出身法科大学院の所在地と現在の勤務地の関係を調査・分析した。その結果、出身法科大学院の所在地が勤務地選択に影響していることが確認された。具体的には、都市部の法科大学院出身者（389人）のうち230人（59.1%）が都市部勤務を選択し、地方の法科大学院出身者（240人）のうち170人（70.8%）が地方勤務を選択している。この傾向は、法科大学院時代に形成された地域との結びつき（人間関係・土地勘・就職ネットワーク等）が、勤務地選択に持続的な影響を与えていることを示す。

問5 最終学歴をお答えください(n=836)。

最終学歴が「法科大学院」と回答したのは709人(84.8%)であった。

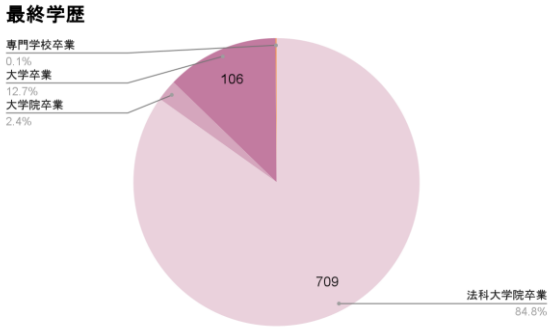


図4-13:最終学歴

問6-1 卒業した「法科大学院」をお答えください(n=709)。

回答があった法科大学院は62校(既に閉鎖の学校を含む)である。そのうち、東京と大阪に所在する学校は23校、地方は39校である。
※出身法科大学院を回答しなかった者、複数の法科大学院を回答した者、海外の法科大学院を回答した者、及び性別未回答者は「その他」として分類した。また、勤務地(所属弁護士会)未回答者は4人である。

【勤務地(所属弁護士会)別】

以下は、現在の勤務地ごとに出身法科大学院を分けたグラフである。その結果、都市部勤務者の出身法科大学院は都市部230人に対し地方70人で、3倍以上の差があった。地方勤務者の出身法科大学院は都市部159人、地方170人で、地方法科大学院出身者がやや多かった。

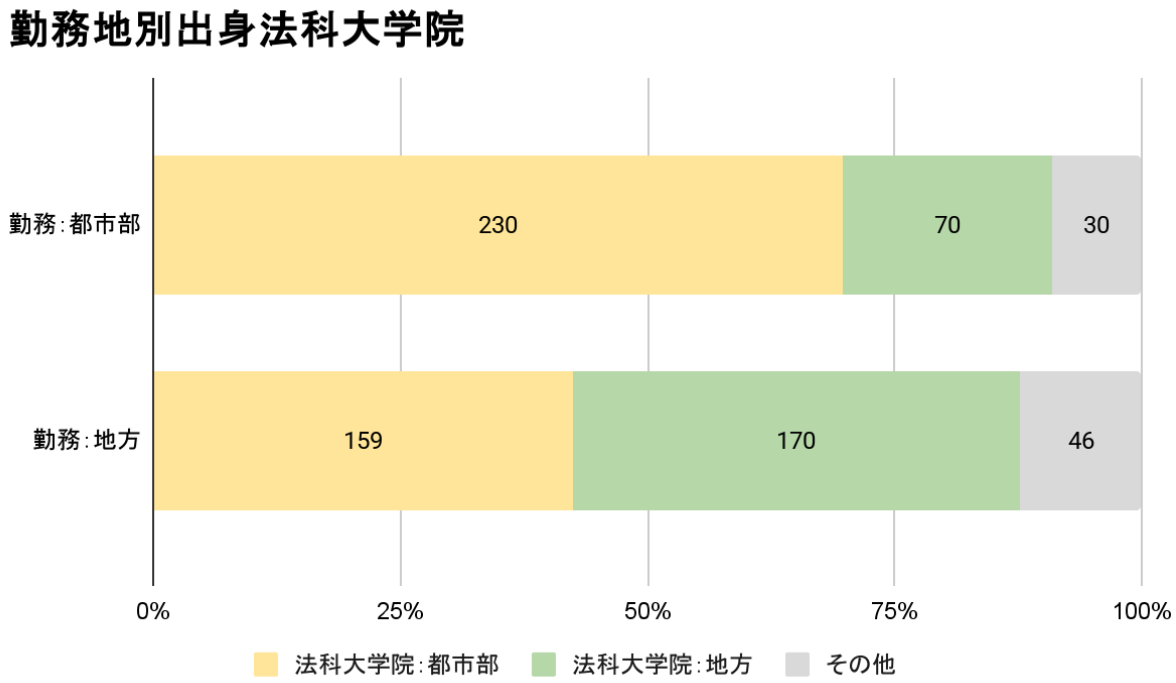


図4-14：勤務地別出身法科大学院

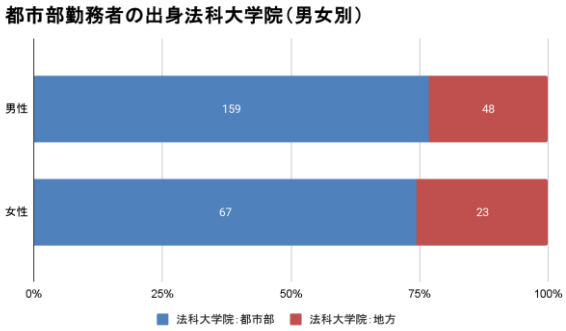


図4-15：都市部勤務者の出身法科大学院（男女別）

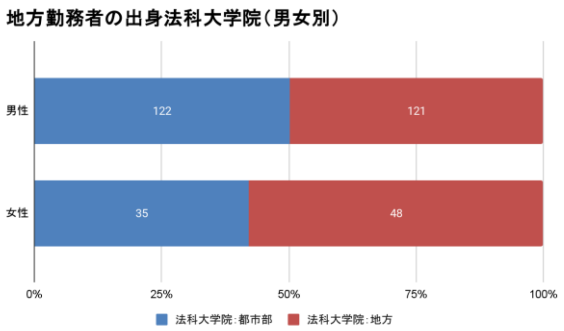


図4-16：地方勤務者の出身法科大学院（男女別）

【出身法科大学院別】

以下は出身法科大学院所在地ごとに勤務地を分けたグラフである。都市部の法科大学院出身者（389人）のうち、都市部勤務は230人、地方勤務は159人であった。都市部法科大学院出身者が地方勤務を選択したケースも一定数あることが確認された。

地方の法科大学院出身者（240人）は、都市部勤務70人、地方勤務170人であった。地方の法科大学院出身者の大半（70.8%）が地方勤務を選択しており、出身法科大学院の所在地と勤務地の間に一定の関連が確認される。（連関係数0.29）

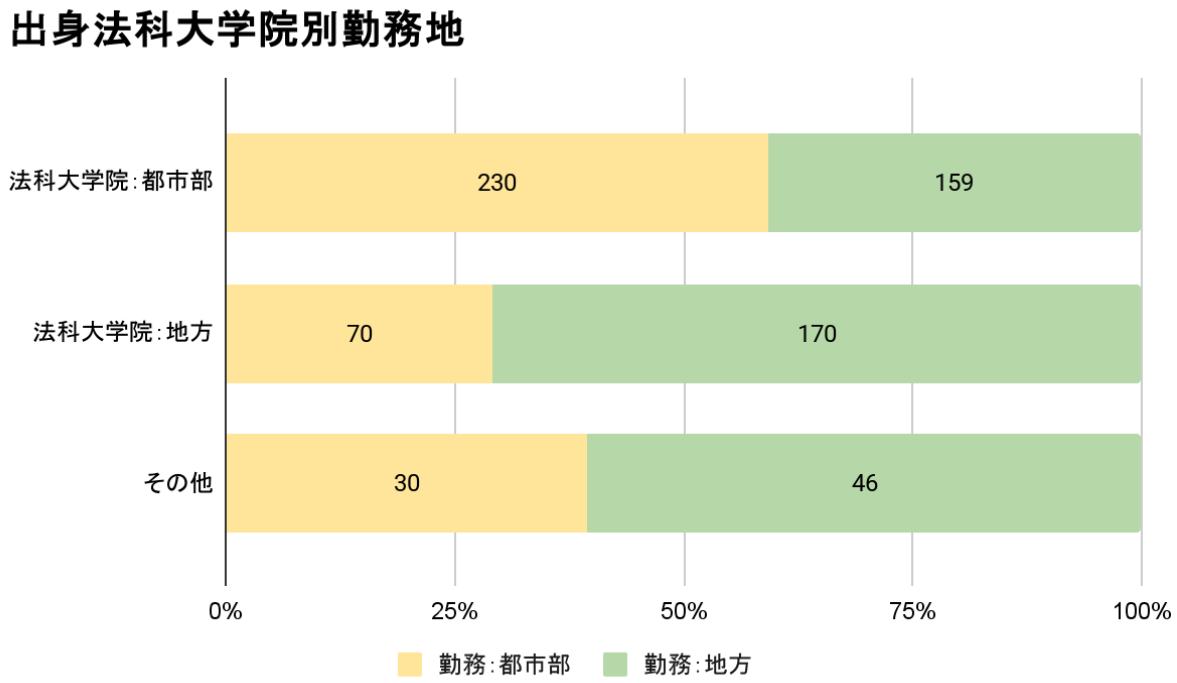


図4-17：出身法科大学院別勤務地

問6-2 卒業した「法科大学院以外の大学院」をお答えください（n=20）。
問6-3 卒業した「大学（学部）」をお答えください（n=106）。

法科大学院を卒業していない者は127人である（全回答者の15.2%）。回答があった大学（専門学校等を含む）と人数は以下のとおりである。

- 海外大学院：6人
- 国内大学院：11人（うち4人は法学以外を専攻）
- 国内大学：98人（うち16人は法学以外を専攻）
- 専門学校：1人
- 回答なし、大学名不明：11人

問8 司法試験受験資格をお答えください（n=836）。

司法試験受験資格について得た回答は以下のとおりである。

- 法科大学院修了資格（在学中受験資格を含む）：694人（83%）
- 予備試験合格資格：85人（10.2%）
- 旧司法試験：57人（6.8%）

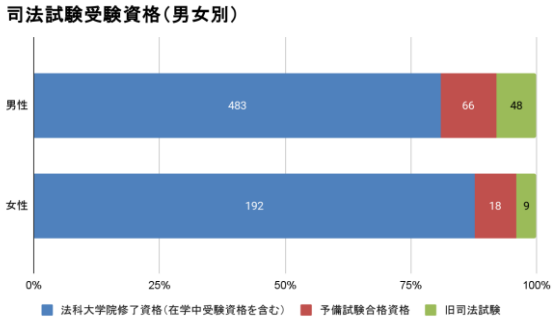


図4-18：司法試験受験資格（男女別）

4.3 就職活動の実態

就職活動の開始時期、及び内定を得た時期について、受験資格別（法科大学院修了・予備試験合格・旧司法試験）及び勤務地別（都市部・地方）に調査・分析を行った。本セクションでは、就職活動の時期的構造が弁護士の地域配置にどのような影響を与えるかを考察する。

- 就職活動開始時期・内定を得た時期（4.3.1を参照）
- 勤務地別 就職活動開始時期・内定を得た時期（4.3.2、4.3.3を参照）

4.3.1 就職活動・内定時期

【就職活動開始時期】

受験資格別に就職活動開始時期を比較したところ、予備試験合格者が最も早く、旧司法試験者が最も遅い開始となった。法科大学院修了者はその中間に位置し、ほとんどの者が修習期間中に就職活動を始めている。修習終了後に就職活動を開始する者は少数派であった。

【内定を得た時期】

予備試験合格者は最も早く、大半が司法試験合格発表前に内定を得ている。法科大学院修了者、及び旧司法試験者も修習期間中に内定を得ている。

司法試験合格発表前に内定を得た者は合計170人（全体の20.3%）で、その内訳は法科大学院修了者125人（法科大学院修了者全体の18.0%）、予備試験合格者45人（予備試験合格者全体の52.9%）、旧司法試験者0人であった。

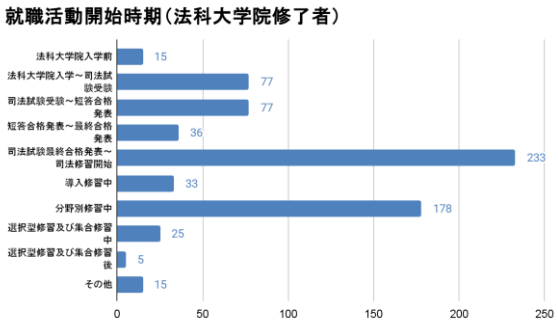
表4-19：司法試験合格前に内定を得た人数

	都市部	地方	その他	合計
法科大学院修了者	98	26	1	125
予備試験合格者	43	2	0	45
旧司法試験者	0	0	0	0
合計	141	28	1	170

司法試験合格発表前に内定を受けた170人の勤務地は、都市部が地方を大きく上回った。

【法科大学院修了者】
問9-1 司法修習終了後初めての就職先について伺います。就職活動を始めた時期（法律事務所・企業等への採用を希望した具体的な活動時期であり、単なる情報収集を含まない）をお答えください（n=694）。
問10-1 最初に就職の内定を得た時期をお答えください（n=694）。

法科大学院修了者（在学中受験を含む）694人の就職活動状況をまとめた。開始時期としては、「司法試験合格発表後から司法修習開始前」、及び「分野別修習中」が多く、内定を得た時期としては「分野別修習中」が最も多かった。



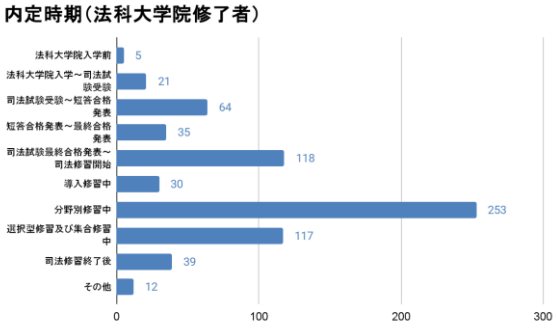


図4-20：就職活動時期（法科大学院修了者）　図4-21：内定時期（法科大学院修了者）

【予備試験合格者】
問9-2 司法修習終了後初めての就職先について伺います。就職活動を始めた時期（法律事務所・企業等への採用を希望した具体的な活動時期であり、単なる情報収集を含まない）をお答えください（n=85）。
問10-2 最初に就職の内定を得た時期をお答えください（n=85）。

予備試験合格者85人の就職活動状況をまとめた。開始時期として「予備試験合格発表後から司法試験受験前」が多く、内定を得た時期として「司法試験受験後から短答合格発表前」が多かった。前述の法科大学院修了者と比較すると、予備試験合格者は就職活動開始時期が早く、内定を得た時期も早いことが分かった。

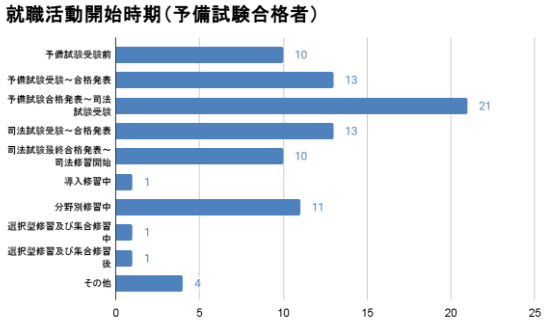


図4-22：就職活動時期（予備試験合格者）

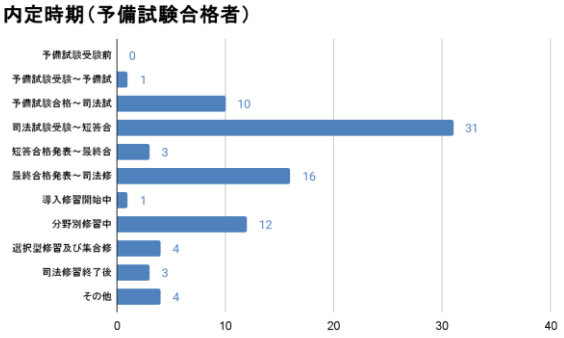


図4-23：内定時期（予備試験合格者）

【旧司法試験者】
問9-3 司法修習終了後初めての就職先について伺います。就職活動を始めた時期（法律事務所・企業等への採用を希望した具体的な活動時期であり、単なる情報収集を含まない）をお答えください（n=57）。
問10-3 最初に就職の内定を得た時期をお答えください（n=57）。

旧司法試験者57人の就職活動状況をまとめた。開始時期として「実務修習中」が多く、内定を得た時期も「実務修習中」が多かった。前述の法科大学院修了者・予備試験合格者と比較すると、旧司法試験者は就職活動開始時期が遅い結果となった。ただし、旧司法試験者は全員が65期以前であり、この時期差が試験制度の違いによるものか、又は当時の弁護士業界全体の就職活動慣行に起因するのかは、データからは判別できない。この点については4.3.2の勤務地別の分析でも留意する必要がある。

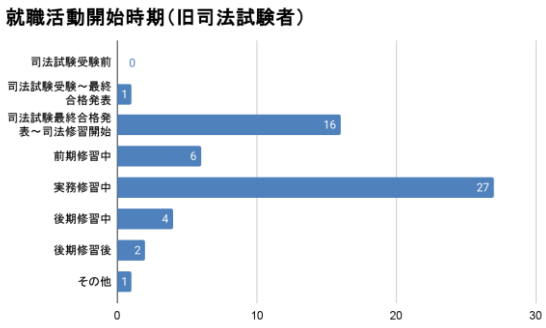


図4-24：就職活動時期（旧司法試験者）

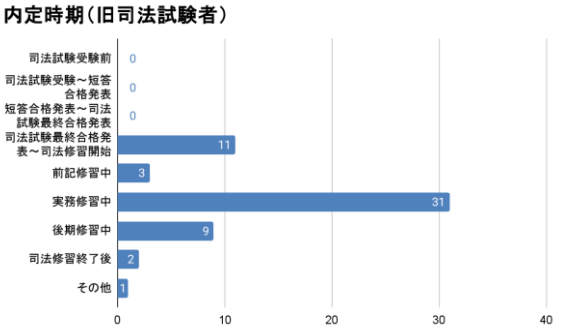


図4-25：内定時期（旧司法試験者）

4.3.2 勤務地別・就職開始時期

就職活動開始時期を勤務地別に比較・分析した。その結果、法科大学院修了者及び予備試験合格者では、都市部勤務者のほうが地方勤務者よりも有意に早い時期に就職活動を開始していることが確認された（いずれも中程度の関連）。一方、旧司法試験者では、勤務地による差異は認められなかった。この対照的な結果は、法科大学院制度及び予備試験制度の導入以降、都市部の大型法律事務所による早期採用活動が本格化し、その影響で就職活動時期の都市部・地方間格差が拡大した可能性を示唆している。ただし、これが試験制度の違いに

起因するのか、又は当該時期における弁護士業界全体の就職活動慣行を反映したものであるのかは、本データからは判別できない。

具体的な連関係数は以下のとおりである。法科大学院修了者のうち司法試験合格前に開始した者は、都市部146、地方58、n数675であり、連関係数は0.33である。この結果から、中程度の関連があるといえる。予備試験合格者のうち司法試験合格前に開始した者は、都市部51、地方6、n数78であり、連関係数は0.45である。この結果から、中程度の関連があるといえる。(地方×合格後のセルの期待度数が約4.6で5を下回るため、フィッシャーの正確検定でも有意であることを確認した。)一方、旧司法試験者のうち司法試験合格前に開始した者は、都市部1、地方0、n数56である。この結果から、連関性は認められないといえる。

【法科大学院修了者(n=694)】

法科大学院修了者について、都市部勤務者と地方勤務者を比較した。司法試験合格前に活動を開始していた者(図4-26グラフの紫色まで)は、都市部勤務者が46.2%、地方勤務者が16.2%であり、30ポイントの差が認められた。上述のとおり、統計的に有意な差があるといえる。

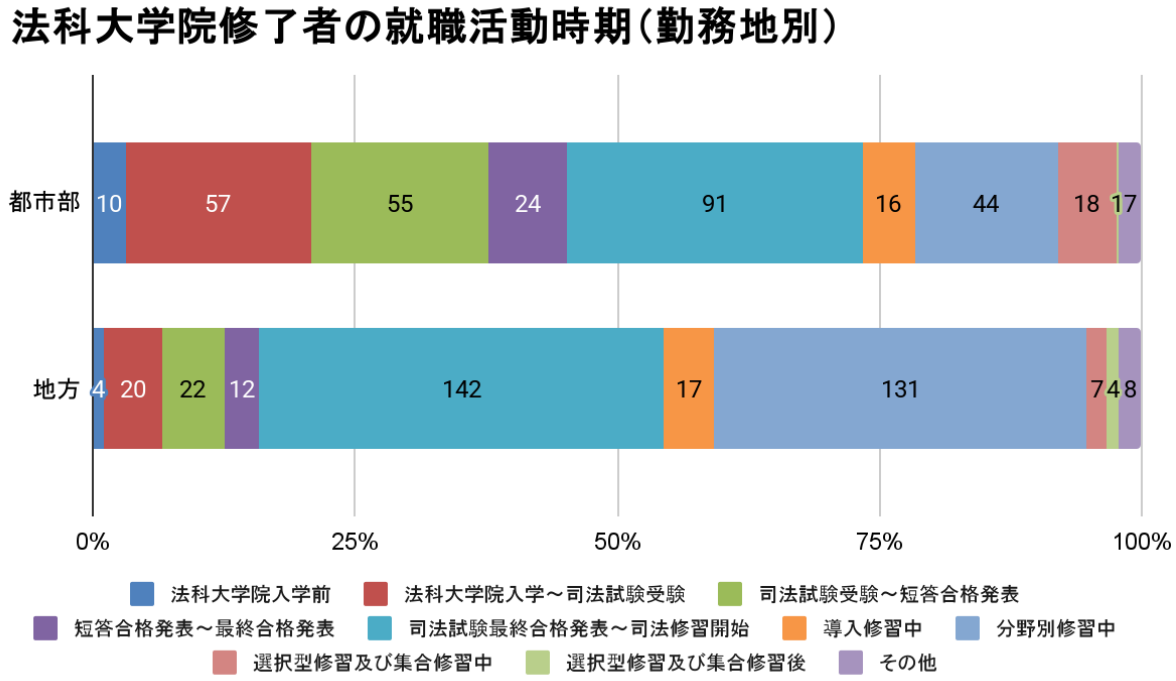


図4-26:法科大学院修了者の就職活動時期(勤務地別)

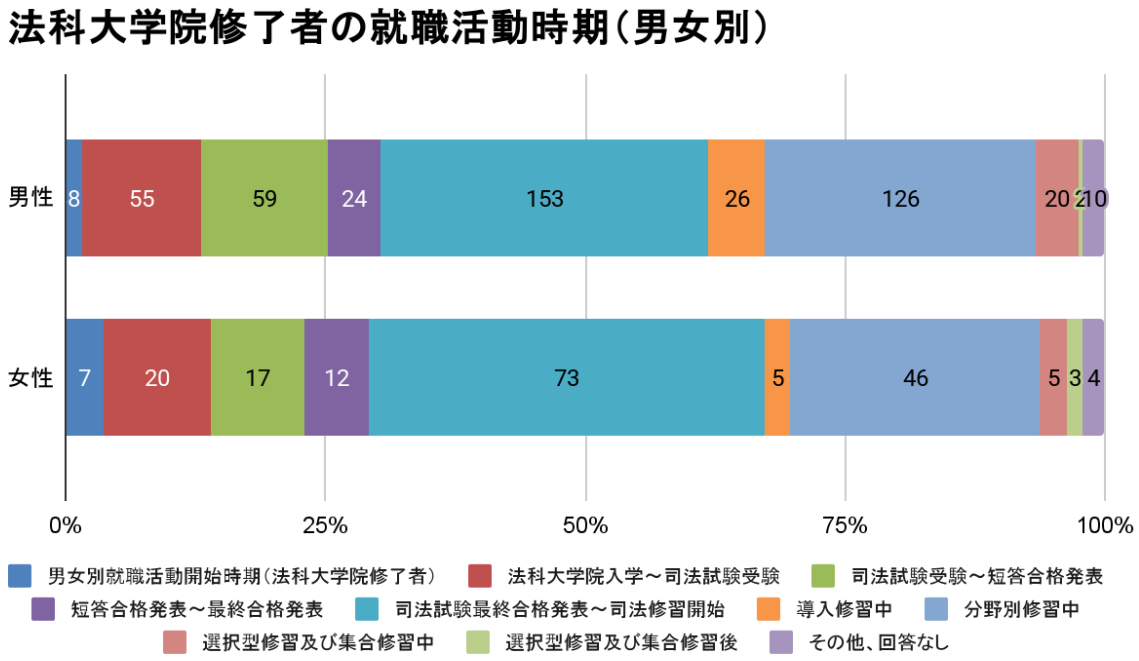


図4-27：法科大学院修了者の就職活動時期（男女別）

【予備試験合格者（n=85）】

予備試験合格者について、都市部勤務者と地方勤務者を比較した。司法試験合格前に活動を開始していた者（図4-28グラフの紫色まで）は、都市部勤務者が81.0%、地方勤務者が27.3%であり、54ポイントの差が認められた。サンプルサイズが85と限定的であることを考慮しても、上述のとおり統計的に有意な差があるといえる。

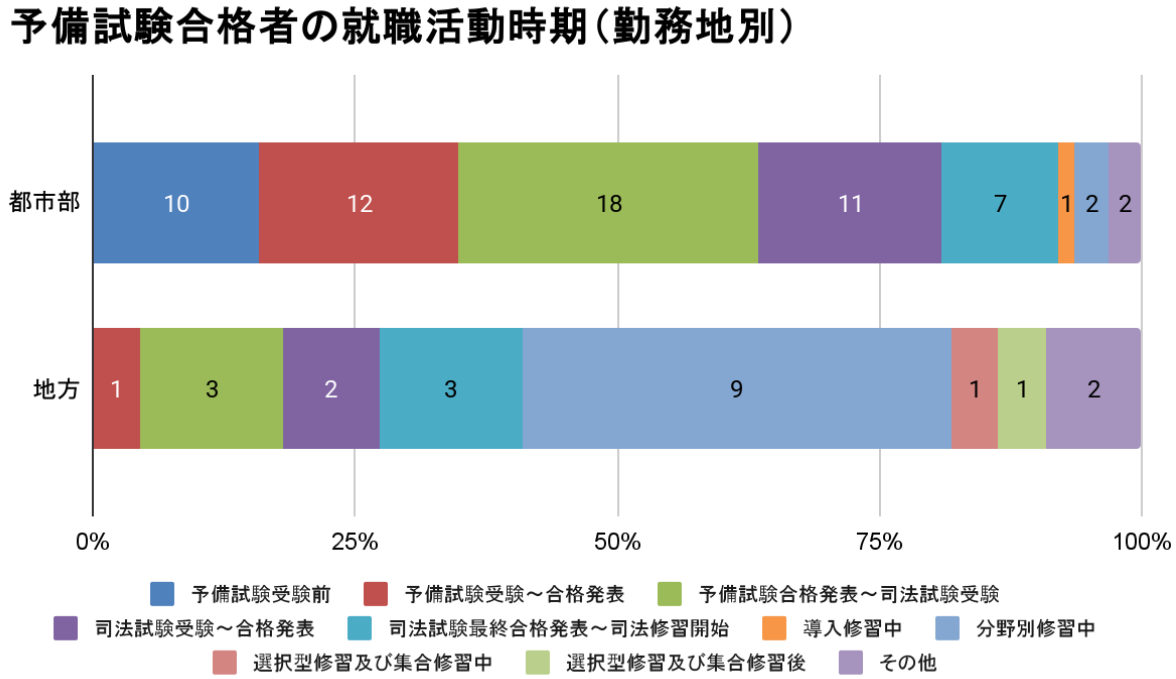


図4-28：予備試験合格者の就職活動時期（勤務地別）

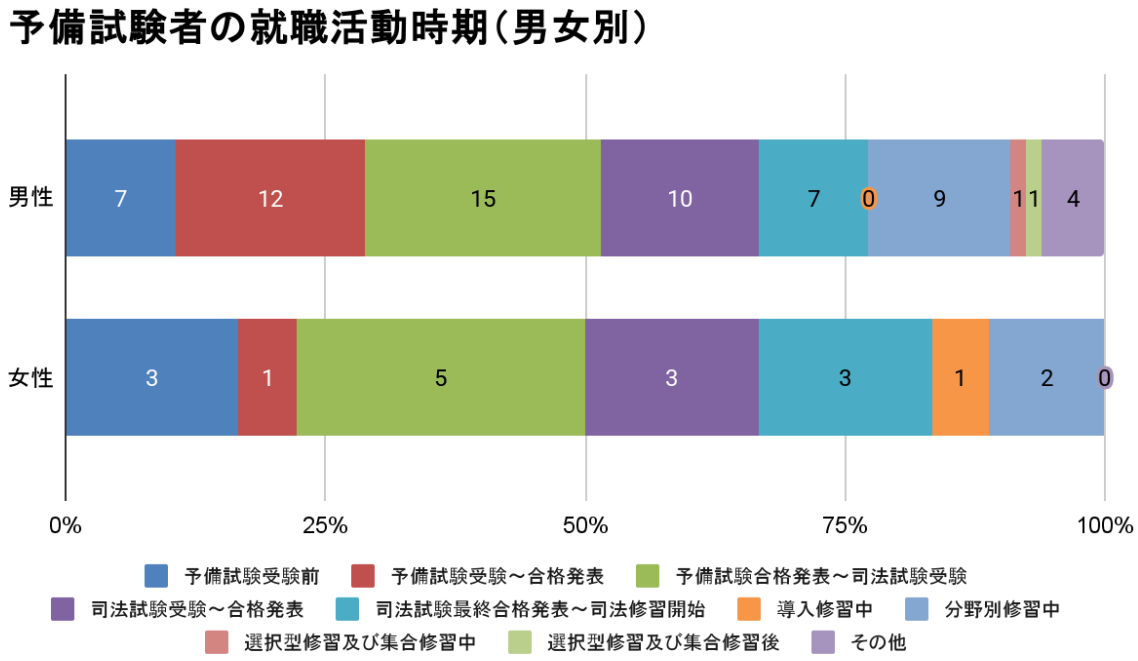


図4-29：予備試験合格者の就職活動時期（男女別）

【旧司法試験者（n=57）】

旧司法試験者について、都市部勤務者と地方勤務者を比較した。合格前に就職活動を開始した者は都市部勤務者の1人のみであり、地方勤務者にはいなかった。旧司法試験時代には、合格前の就職活動はほとんど行われておらず、勤務地による差異も認められなかった。この結果から、合格前の就職活動及びその都市部・地方間格差は、法科大学院制度及び予備試験制度の導入以降に生じた可能性が高いと考えられる。ただし、旧司法試験者は全員が65期以前であり、この時期差が試験制度の違いに起因するのか、又は当該時期における弁護士業界全体の就職活動慣行を反映したものであるのかは、本データからは区別できない。

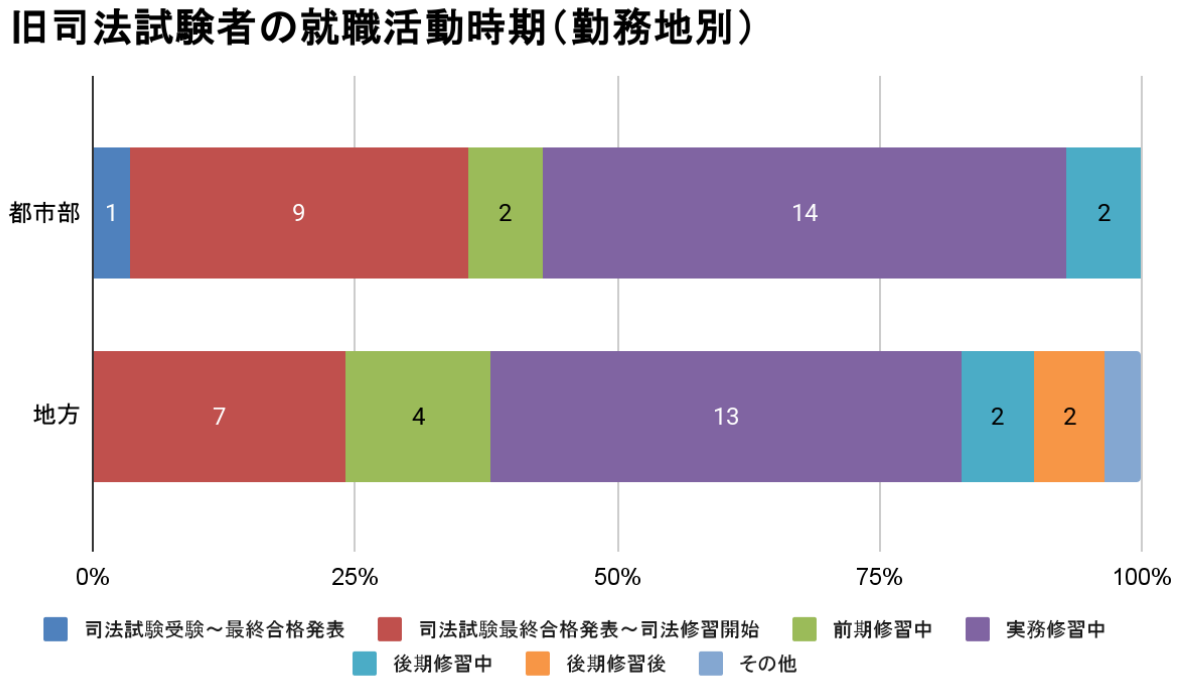


図4-30:旧司法試験者の就職活動時期（勤務地別）

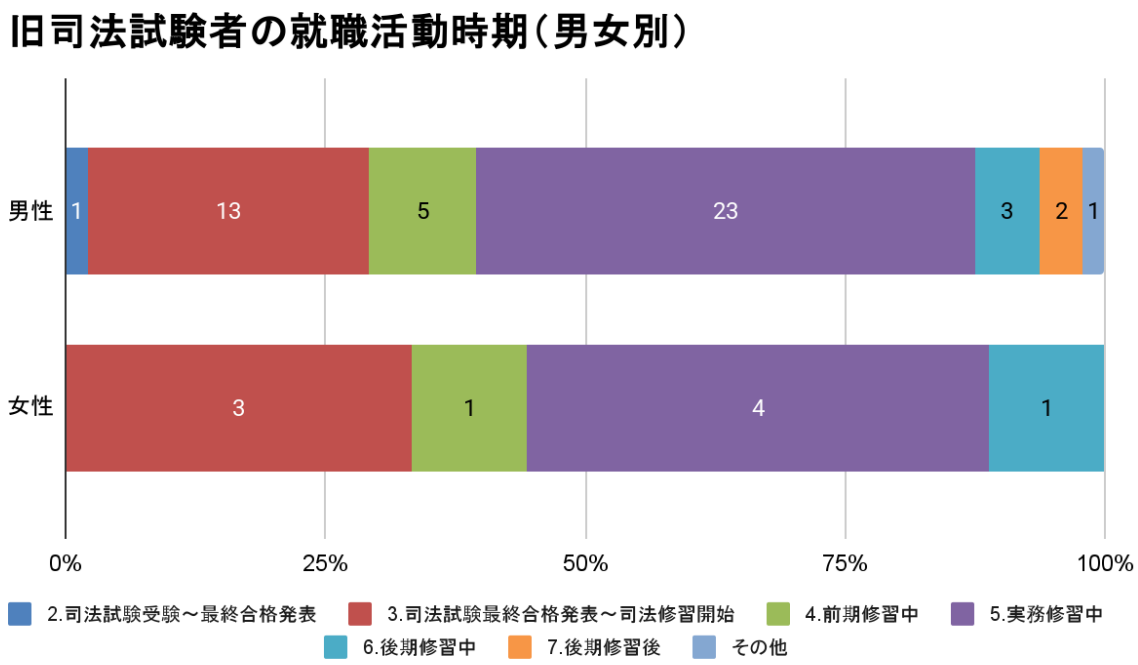


図4-31:旧司法試験者の就職活動時期（男女別）

4.3.3 勤務地別・内定を得た時期

内定を得た時期について、勤務地別に比較・分析した。その結果、就職活動開始時期と同様に、法科大学院修了者及び予備試験合格者では、都市部勤務者のほうが有意に早い時期に内定を得ていた。一方、旧司法試験者では差異は認められなかった。旧司法試験時代には、都市部と地方でほぼ同時期に内定を得ていた可能性がある。

【法科大学院修了者(n=694)】

法科大学院修了者について、都市部勤務者と地方勤務者を比較した。導入修習中までに内定を得ていた者(図4-32グラフのオレンジ色まで)は、都市部勤務者が54.5%、地方勤務者が27.3%であり、27ポイントの差が認められた。就職活動開始時期の差(30ポイント)とほぼ同程度の格差が、内定時期にも反映されている。

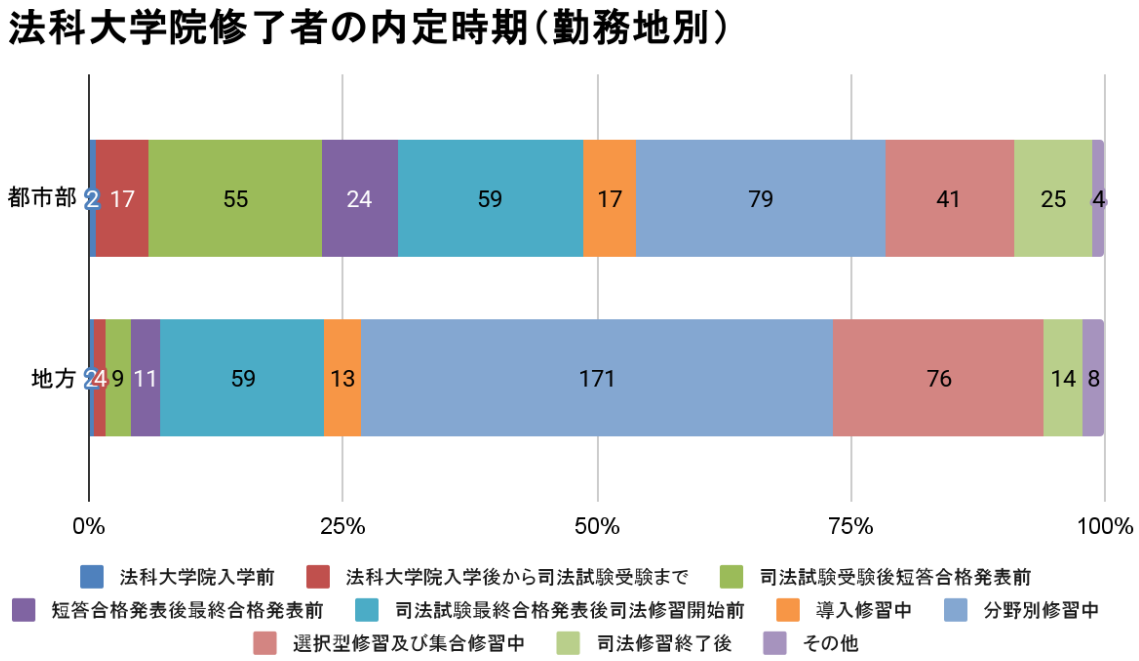


図4-32:法科大学院修了者の内定時期(勤務地別)

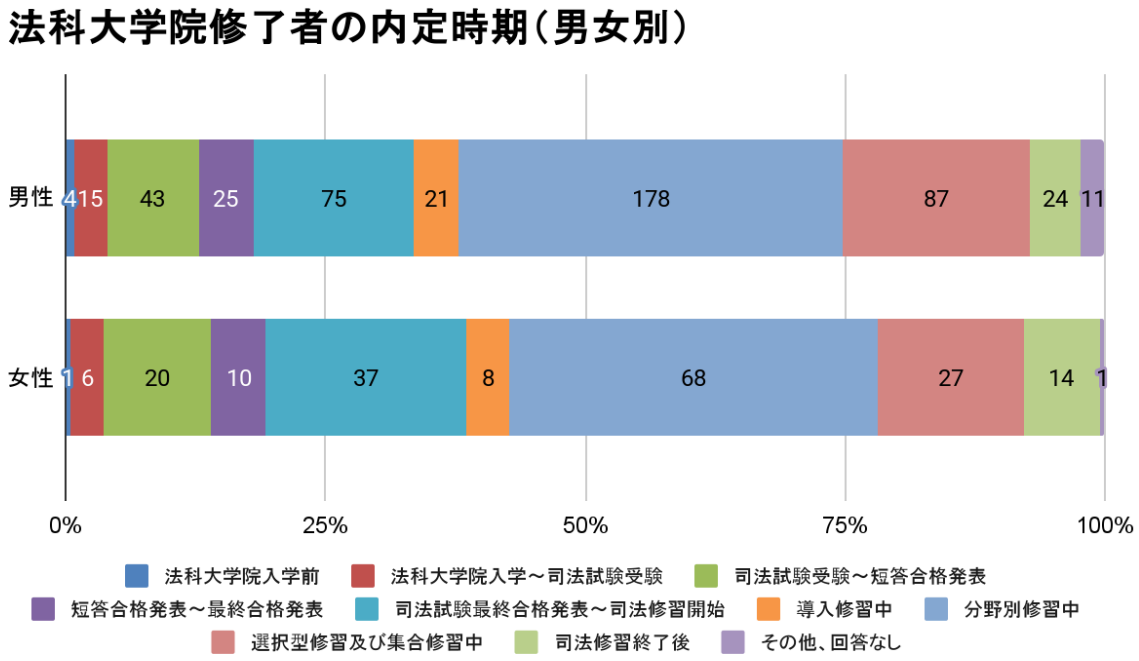


図4-33：法科大学院修了者の内定時期（男女別）

【予備試験合格者（n=85）】

予備試験合格者について、都市部勤務者と地方勤務者を比較した。司法試験合格発表までに内定を得ていた者（図4-34グラフの紫色まで）は、都市部勤務者が70.5%、地方勤務者が10.0%であり、60ポイントの差が認められた。就職活動開始時期に54ポイントの差が見られたのと同様に、内定時期にも大きな差が認められた。

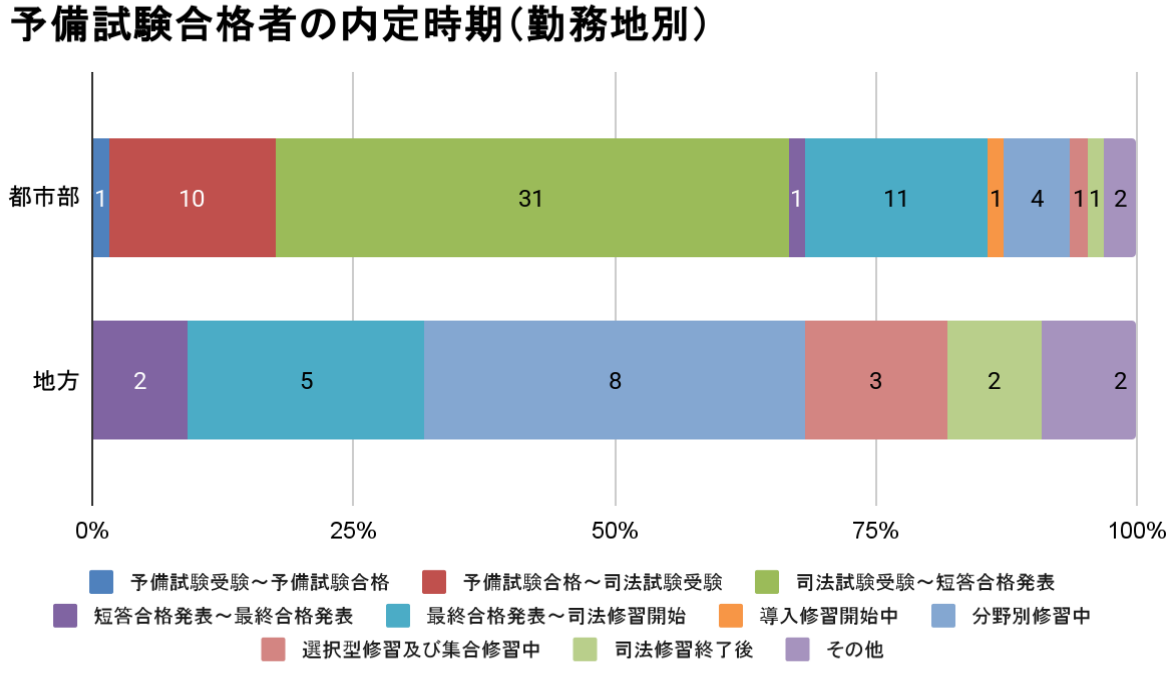


図4-34：予備試験者の内定時期（勤務地別）

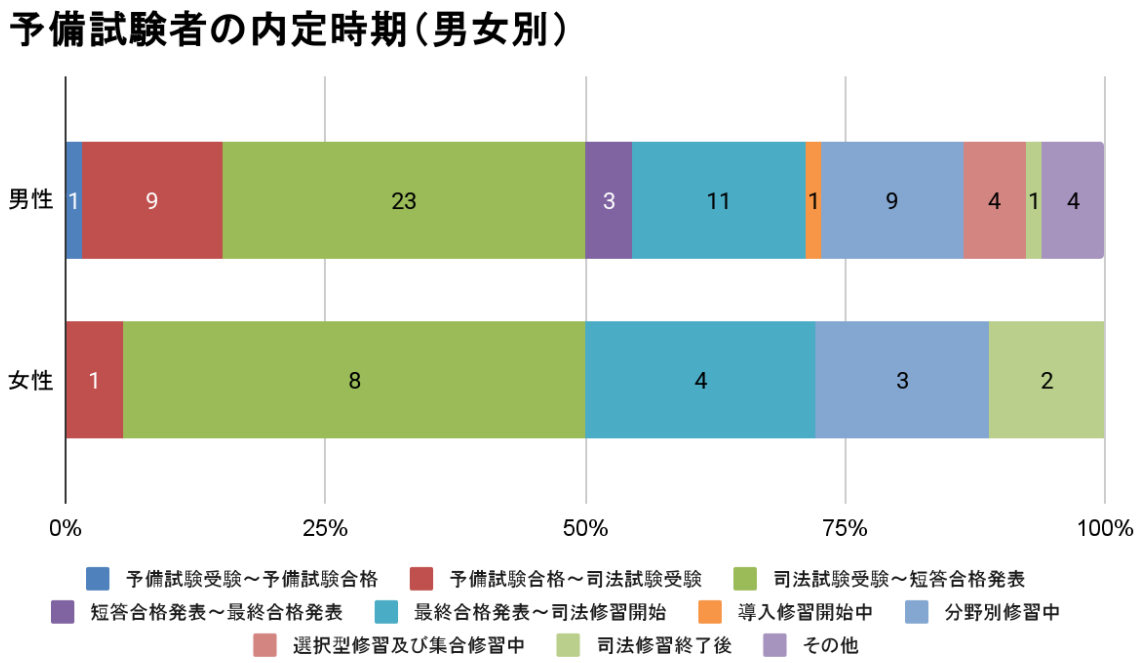


図4-35：予備試験合格者の内定時期（男女別）

【旧司法試験者（n=57）】

旧司法試験者について、都市部勤務者と地方勤務者を比較した。都市部勤務者のほうが若干早い傾向にあったが、統計的に有意な差は認められなかった。4.3.2と合わせてみると、旧司法試験時代には就職活動及び内定時期のいずれにおいても、地域間格差は小さかったことが確認された。

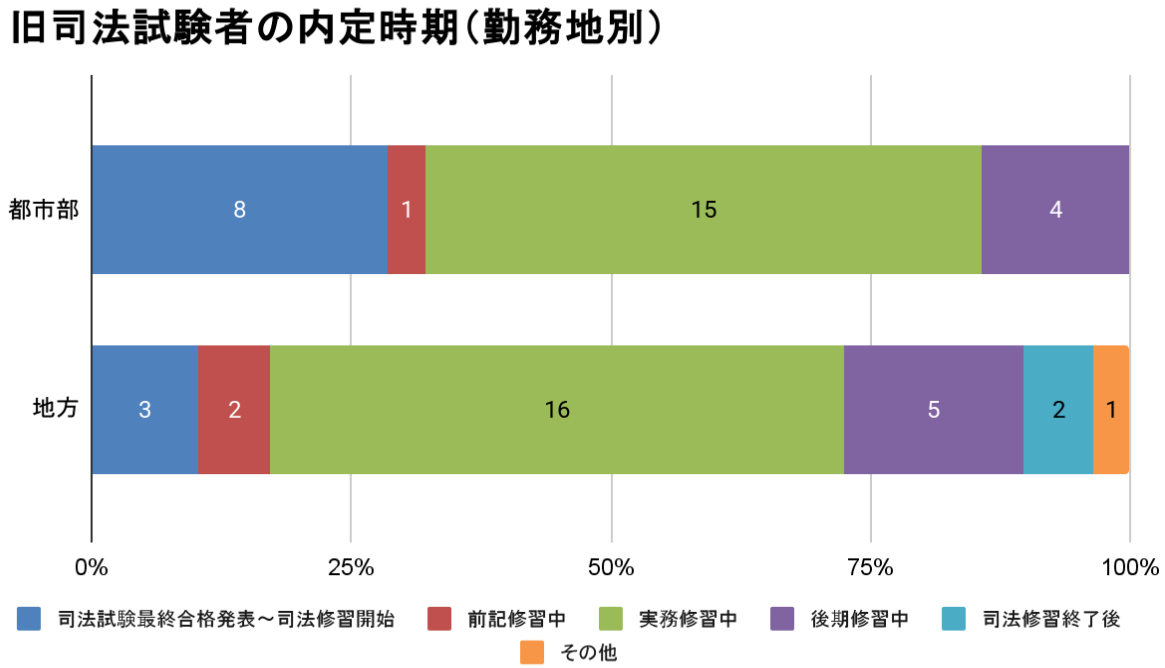


図4-36：旧司法試験者の内定時期（勤務地別）

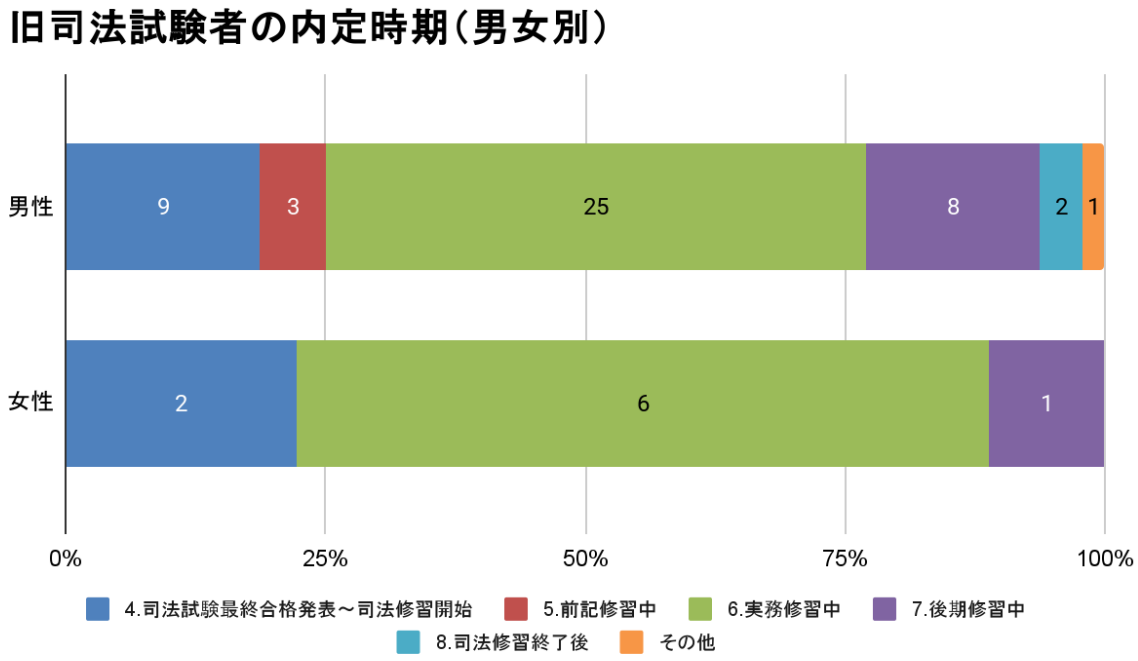


図4-37:旧司法試験者の内定時期（男女別）

4.3.4 就職活動方法・決定要素

【修習終了後初めての就職先】
問11-1 就職先をどのように探しましたか（複数回答可）（n=836）。
問11-2 就職先を決定するに際して考慮した点をお答えください（最大3つ選択可）（n=836）。

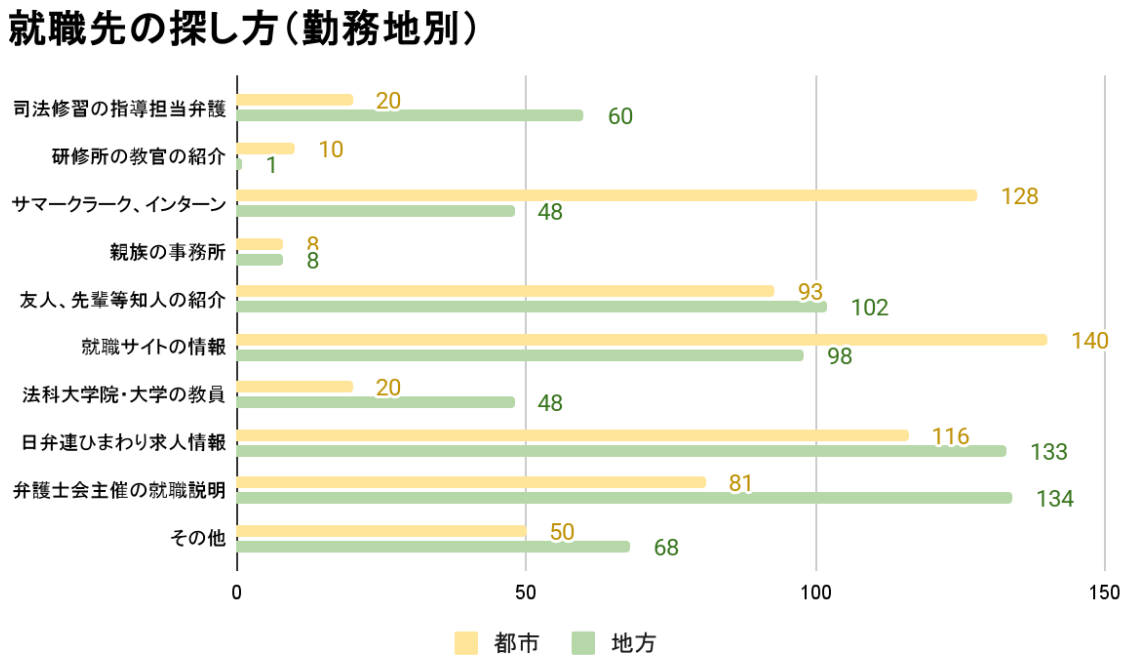


図4-38:就職先の探し方（勤務地別）

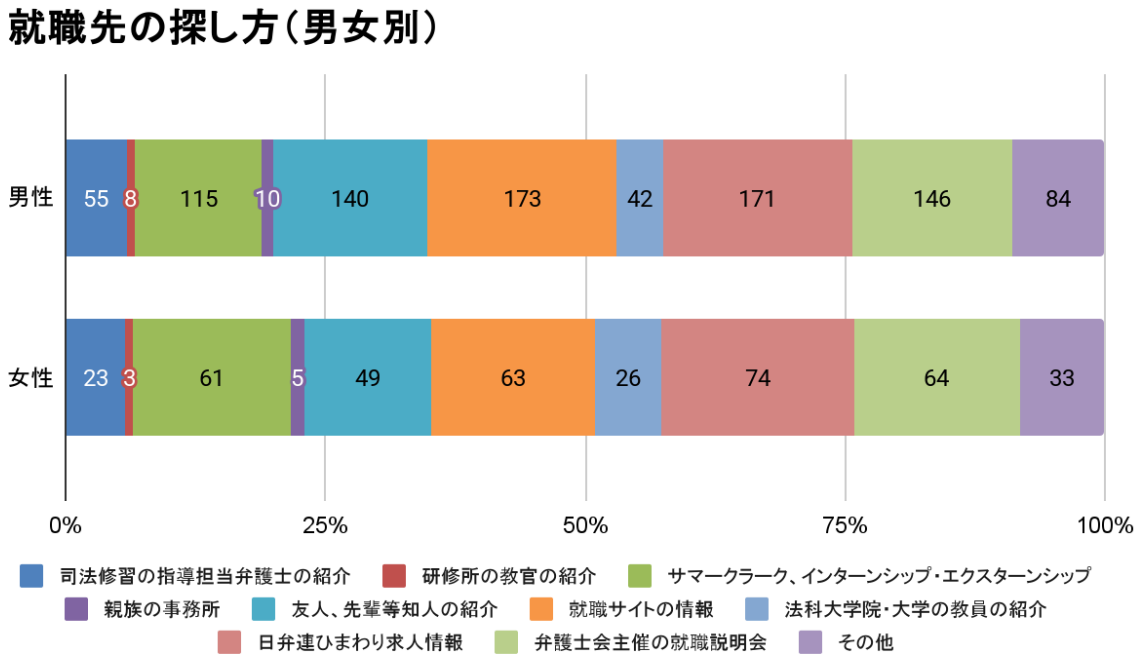


図4-39：就職先の探し方（男女別）

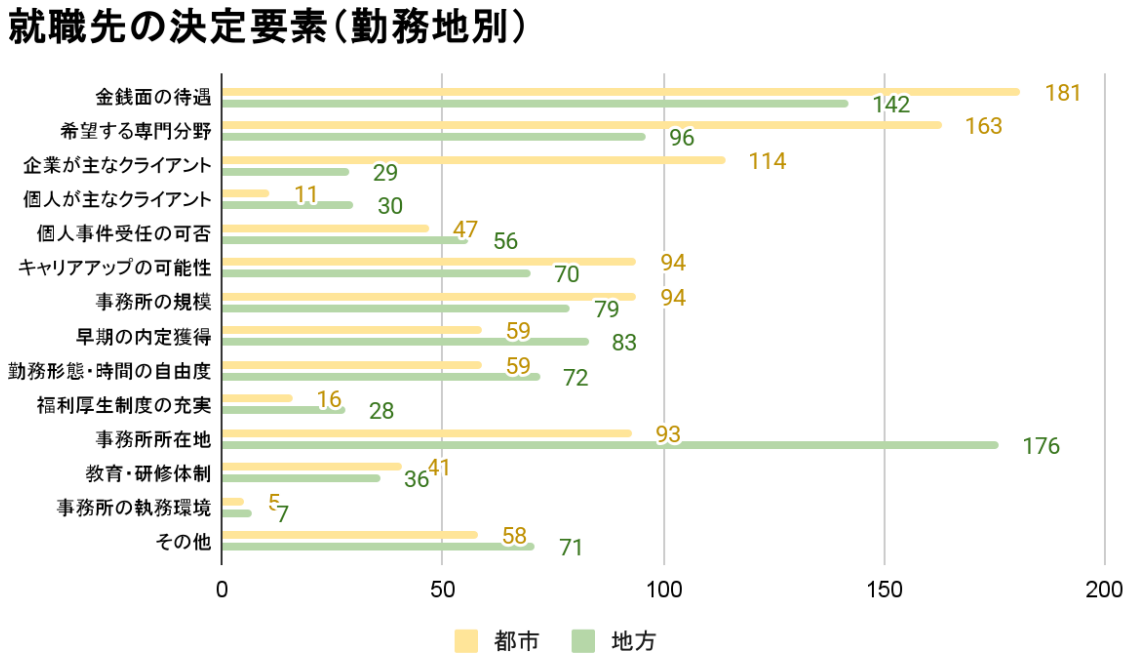


図4-40：就職先の決定要素（勤務地別）

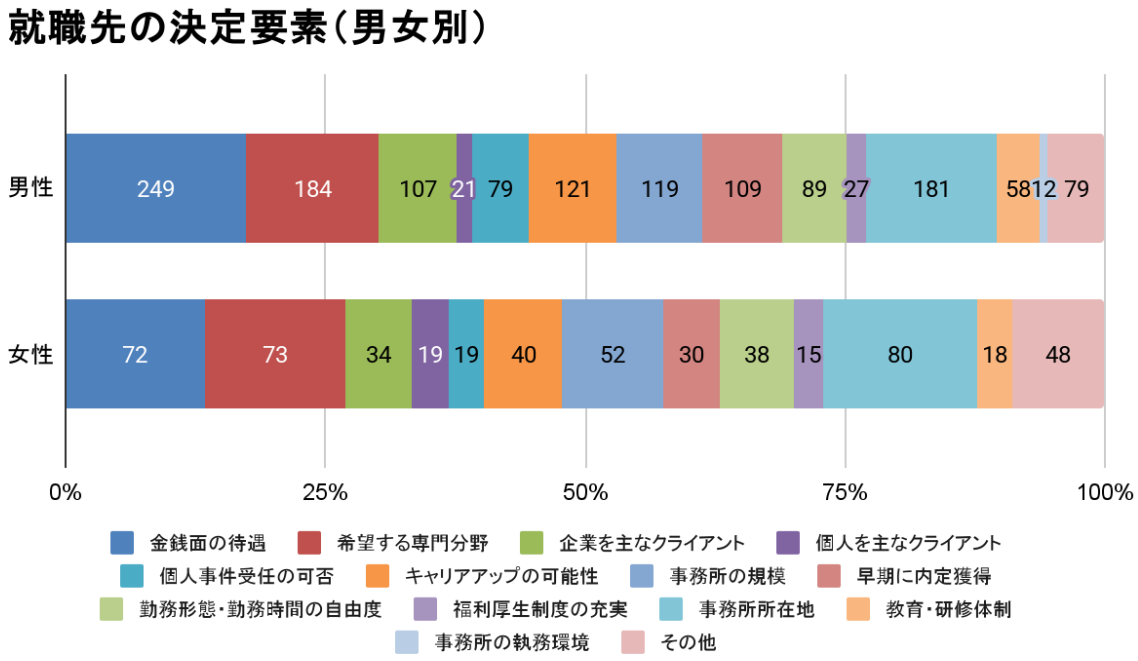


図4-41：就職先の決定要素（男女別）

【弁護士会の登録替え】
問12 修習終了後最初に登録した弁護士会から登録替えをしたことがありますか（n=836人）。
問13 修習終了後すぐに登録した弁護士会をお答えください（n=190）。

登録替えをしたことがあると回答した弁護士は190人（22.7%）であった。

最初に登録した弁護士会が都市部であった者は100人である。そのうち、現在は地方弁護士会に所属している者が76人（76.0%）であった。修習終了後に都市部弁護士会に登録した後、地方へ登録替えをした者も一定数いることが明らかとなった。

最初に登録した弁護士会が地方であった者は90人である。そのうち、現在は都市部弁護士会に所属している者が30人（33.3%）であった。修習終了後に地方弁護士会に登録した後、都市部へ登録替えをした者も一定数いることが明らかとなった。ただし、流出率（33.3%）は「都市部→地方」の移動率（76.0%）よりも低く、地方で初期登録した者は地方に定着する傾向が相対的に強い。

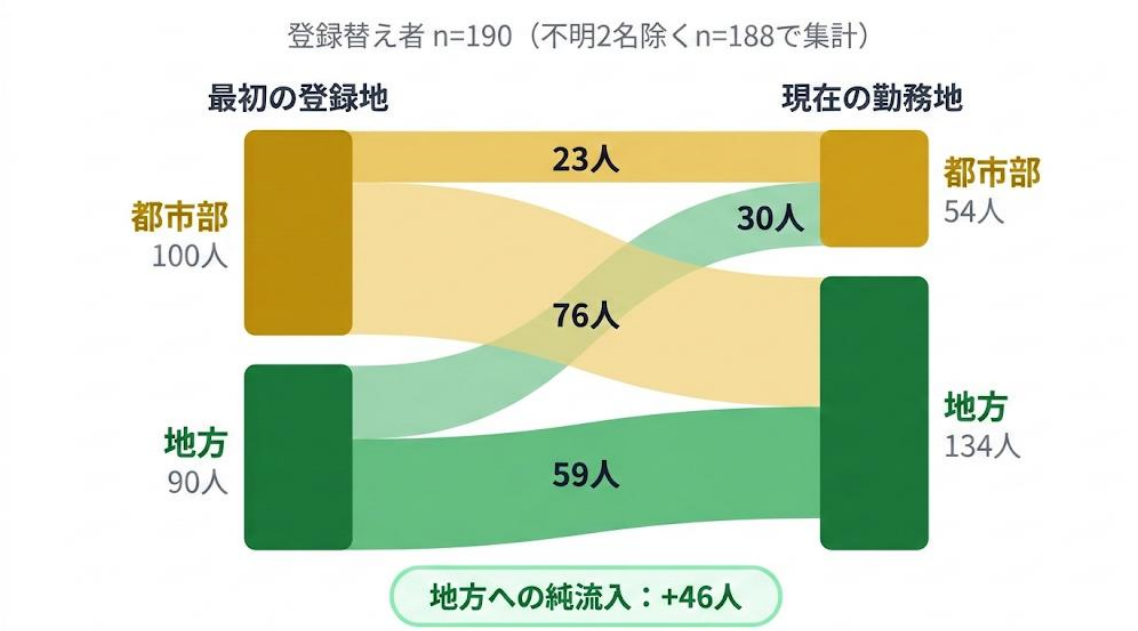


図4-42：弁護士の登録替えによる人材フロー

4.4 都市部勤務弁護士の意見

問14 弁護士として過去に地方で働いたご経験はありますか（n=414）。

都市部勤務の弁護士（414人）のうち、過去に地方勤務経験のある者は35人（8.5%）、地方勤務経験のない者は379人（91.5%）であった。

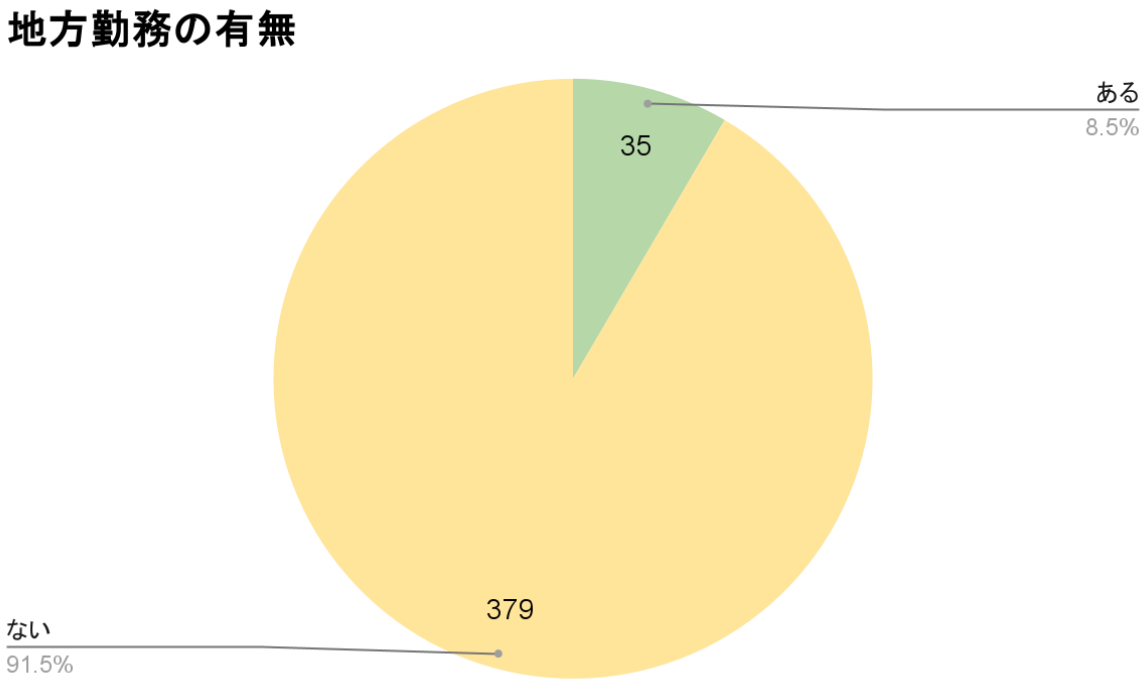


図4-43：地方勤務の有無

4.4.1 過去の地方勤務について

過去に地方勤務経験のある弁護士(35人)に以下の質問をした。
※75～77期の弁護士で「地方勤務経験がある」と回答した者はいなかった。

問15-1 過去に地方で働いていた理由と、現在は地方で働いていない理由をお答えください(複数回答可)(n=35)。
問15-2 地元や馴染みの地域である理由をお答えください(n=35)。
問15-3 地方で働くことの良い点や課題点などがあれば教えてください(n=35)。

地方勤務を選択した理由及び地方勤務を中止した理由(現在は都市部勤務)として多かった回答は、「地元や馴染みがある地域」及び「異動・派遣」であった。

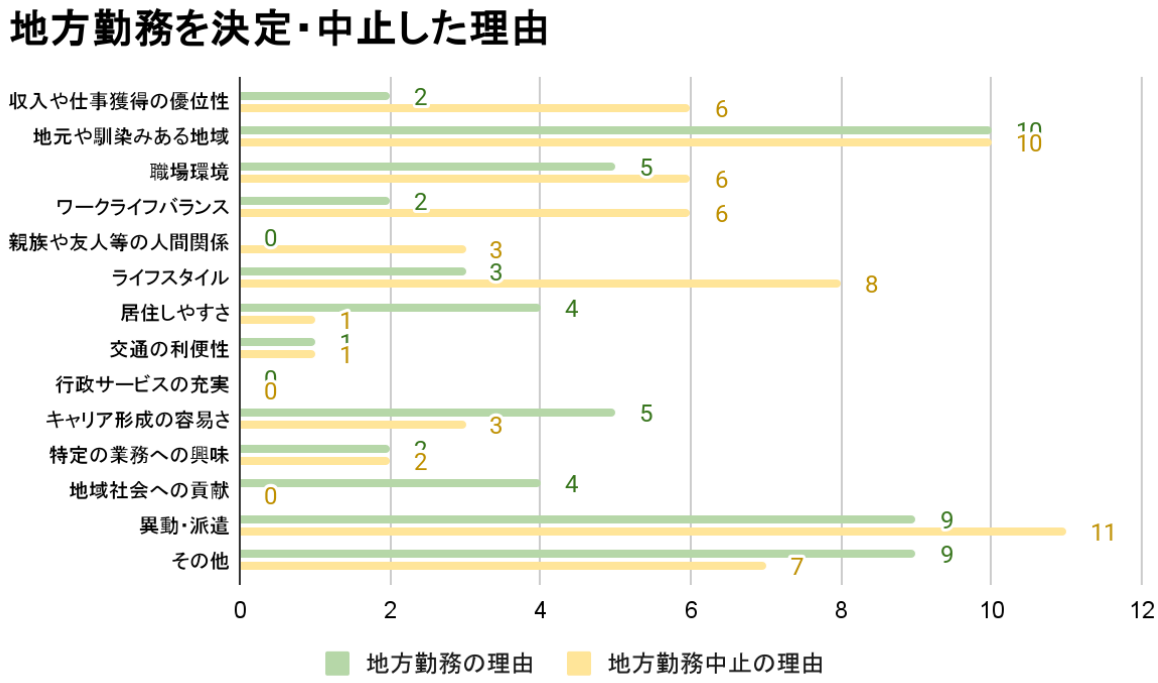


図4-44:地方勤務を決定・中止した理由

「地元や馴染みがある地域」と回答した理由の内訳は、出身地(40%)、司法修習地(40%)、出身大学・法科大学院の所在地(20%)であった。

表4-45：過去に地方勤務の理由（薄黄色は25%以上）

過去に地方勤務の理由（複数回答）	旧60～64期	新60～64期	65～69期	70～74期	75～77期	合計
収入や仕事獲得の優位性	0	0	1	1	0	2
地元や馴染みがある地域	2	3	2	3	0	10
職場環境	3	1	1	0	0	5
ワークライフバランス	2	0	0	0	0	2
職場以外の人間関係	0	0	0	0	0	0
ライフスタイル	1	0	1	1	0	3
居住しやすさ	0	2	2	0	0	4
交通の利便性	1	0	0	0	0	1
行政サービスの充実	0	0	0	0	0	0
キャリア形成の容易さ	1	2	1	1	0	5
特定の業務への興味	0	0	1	1	0	2
地域社会への貢献	0	2	1	1	0	4
異動・派遣	0	4	2	3	0	9
その他	0	2	5	2	0	9
回答者人数	4	11	12	8	0	35

最も回答数が多かった「地元や馴染みがある地域」については、特定の期に偏ることなく幅広く選択されている。次いで回答の多い「異動・派遣」については、新60～64期、65～69期、70～74期において回答が見られた。ただしサンプルサイズが小さいため一般化は困難である。

地方で勤務することのメリットとしては以下の回答があった（抜粋）。

【ワークライフバランス、生活環境】

- ワークライフバランスの向上
- 家賃が安い、人が少なく生活しやすい、自然が多い、ご飯がおいしい
- 自分のペースで比較的のんびりと働くことができる
- 物価が安く、生活に必要な費用を抑えることができる
- 人口過密でない住環境、自然環境の良さ
- 様々な地方の文化に触れられること

【人間関係】

- 規模が小さいため弁護士仲間が増える
- 会務などを通じて人との関係も生まれる
- 人との距離が近い。弁護士同士の繋がりをもちやすい
- 都市圏と比較すると顧客との距離が近いことが良い点だと思います
- 地方のほうが司法関係者の顔が見えやすいこと
- 裁判官や検察官との距離が近く、信頼関係を築きやすい

【案件の多様性、キャリアアップ】

- 事務所によるが業務の範囲が広い、他分野の業務をしつつ破産管財の経験も積める、刑事事件の警察署が限られており対応しやすい
- 早期に自分の判断のみで様々な業務分野の経験をすることができ、その業務経験が10年後を見据えた際に、弁護士としての成長に大きく寄与する可能性を秘めている
- 比較的多種類の相談がある

表4-46：地方勤務中止の理由（薄黄色は25%以上）

地方勤務中止の理由（複数回答）	旧60～64期	新60～64期	65～69期	70～74期	75～77期	合計
収入や仕事獲得が不利	0	2	3	1	0	6
都市部が地元や馴染みがある地域	3	3	2	2	0	10
職場環境	0	1	3	2	0	6
ワークライフバランス	0	2	1	3	0	6
職場以外の人間関係	0	1	1	1	0	3
ライフスタイル	1	2	3	2	0	8
居住しにくさ	0	1	0	0	0	1
交通の不便さ	0	0	0	1	0	1
行政サービスの不足	0	0	0	0	0	0
キャリア形成が困難	0	2	1	0	0	3
特定の業務での活躍が困難	0	0	1	1	0	2
地域社会への貢献度が低い	0	0	0	0	0	0
異動・派遣	0	6	2	3	0	11
その他	1	4	2	0	0	7
回答者人数	4	11	12	8	0	35

回答内容の全体傾向としては、「異動・派遣」（11件）が最も多く、特に新60～64期での回答者が多かった。次いで、「都市部が地元や馴染みがある地域」（10件）、「ライフスタイル」（8件）が挙げられている 。これらは特定の修習期に偏ることなく、幅広い層が選択している。

地方で勤務することのデメリットとしては、以下の回答があった（抜粋）。

【女性特有の問題】

- 男尊女卑
- まだまだ女性は地方では根深いミソジニー思考に直面すると思います
- 地方の事務所では妊娠中・育児中の収入が激減することに加え、妊娠中の体調不良時期を乗り越えることができなかった
- 地方の事務所で女性が妊娠・育児しながら働くことはかなりハードルが高い

【家族】

- 休職中に自分の事件を他弁護士に(無償で)カバーしてもらえたとしても、引け目から十分に休むこともできず復帰することになったと思う。ただ、復帰してからも自身や子どもの体調不良と両立させることは不可能だった
- 家族の理解が必要になる

【会務】

- 多重会務に潰されないよう注意した方がいいです
- 会務の負担は課題かと思います

【その他】

- 地方の弁護士の先生が想像しているよりも、都会と地方のアソシエイト弁護士の待遇や、事務所経営そのものに対する意識、事務職員を含めた労働環境、経済的環境の開きがより大きくなっている。地方においては人的なリソースや経営に関する情報を取得できる場が都会よりも著しく限られているということもあり致し方ない面もあるとは思うが、新規の分野に挑戦しようという意欲や、事務所の大型化が避けられないことを認識し経営体制をより整備する必要性があることを意識する必要があるのではないか

4.4.2 地方勤務への関心度合い

【過去に地方勤務経験のない方】
問16 地方で働くことに関心はありますか(n=379)。

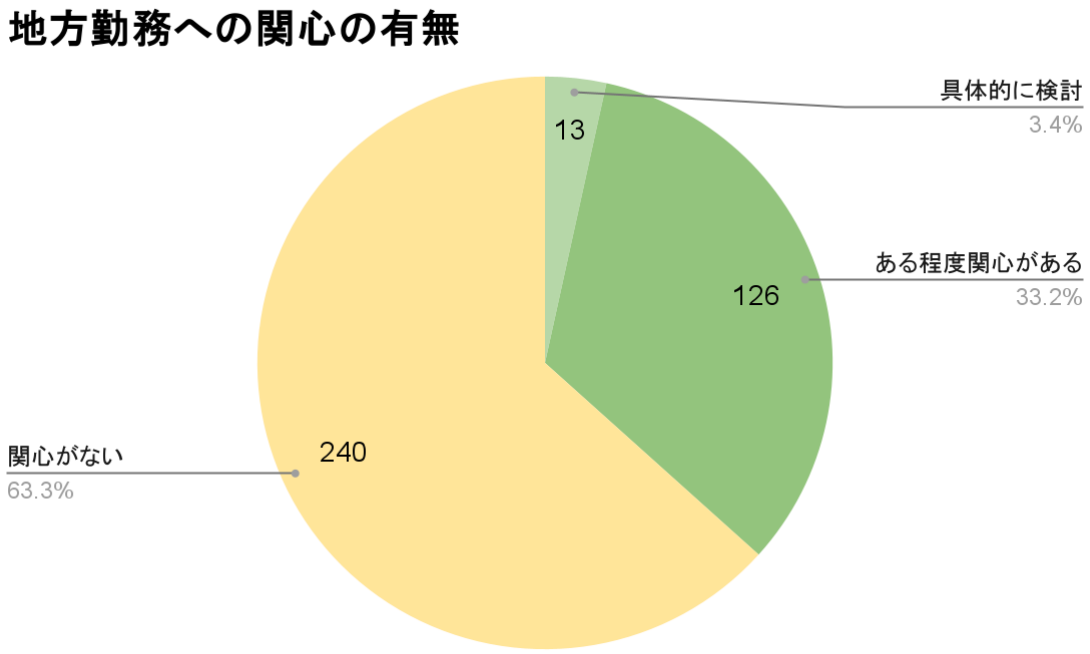


図4-47:地方勤務への関心の有無

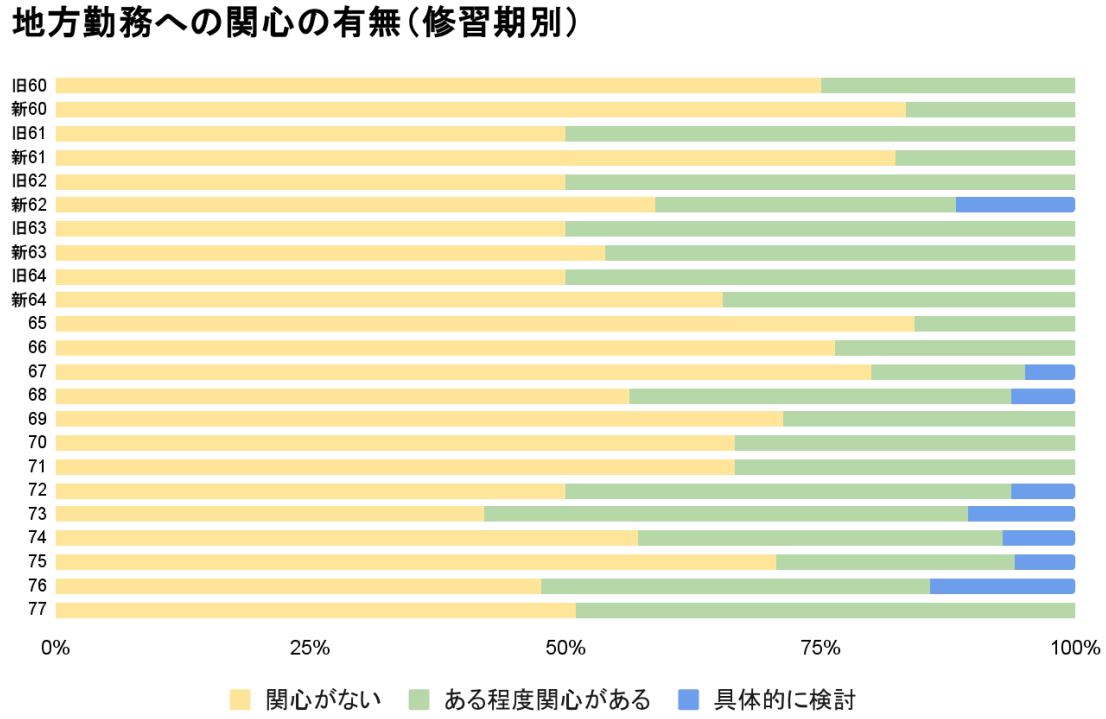


図4-48:地方勤務への関心の有無(修習期別)

全体では、「関心がない」との回答が約63.3%を占めた。修習期別による特定の傾向は見られなかった。

「具体的に検討している」と回答した者は、72期から76期にかけての若手層に点在しているほか、新62期、67期、68期においても確認できる。

【地方勤務を具体的に検討している方】
問17-1 具体的にどの道府県で働くことを検討しているのかお答えください(n=13)。
問17-2 具体的に検討するに至ったきっかけをお答えください(複数回答可)(n=13)。
問17-3 地方勤務への不安な点をお答えください(n=13)。

具体的に検討している理由は、以下のとおりである。「地元や馴染みがある地域」との回答が最も多かった。

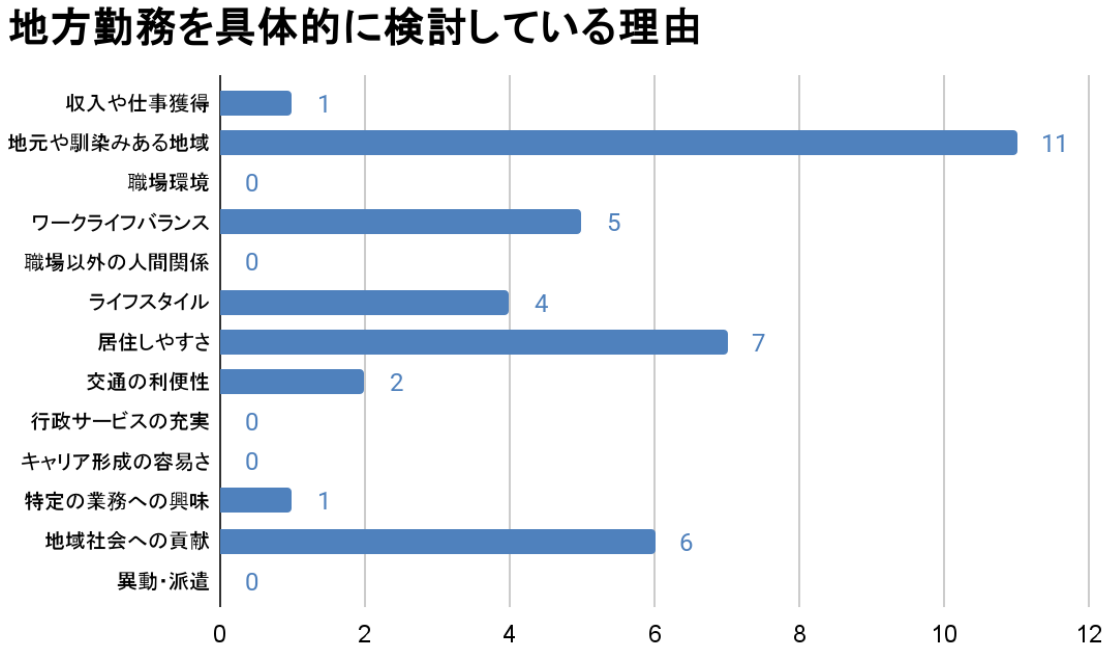


図4-49:地方勤務を具体的に検討している理由

表4-50：具体的に検討している理由（薄黄色は25%以上）

具体的検討の理由（複数回答）	旧60～64期	新60～64期	65～69期	70～74期	75～77期	合計
収入や仕事獲得の優位性	0	0	0	0	1	1
地元や馴染みがある地域	1	0	2	3	5	11
職場環境	0	0	0	0	0	0
ワークライフバランス	0	0	2	0	3	5
職場以外の人間関係	0	0	0	0	0	0
ライフスタイル	1	0	1	2	0	4
居住しやすさ	2	0	1	3	1	7
交通の利便性	0	0	1	1	0	2
行政サービスの充実	0	0	0	0	0	0
キャリア形成の容易さ	0	0	0	0	0	0
特定の業務への興味	1	0	0	0	0	1
地域社会への貢献	0	0	1	2	3	6
異動・派遣	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
回答者人数	2	0	2	4	5	13

「具体的に検討している」と回答した者は、合計で13人であり、そのうち9人は70期以降であった。77期は登録日から1年未満であるため0人であった。76期は登録から2年余りであるにもかかわらず、3人が「具体的に検討している」と回答した。

検討している理由としては、「地元や馴染みがある地域」が11件と最も多い。次いで、「居住しやすさ」が7件、「地域社会への貢献」が6件であった。

地方で勤務することへの不安としては、以下の回答があった（抜粋）。

【案件獲得】

- 人口が少ないエリアなので仕事を獲得できるか不安です
- 弁護士数に比して、案件があるか否か
- 安定的な収入が得られるかが分からない
- キャリア・顧客の断絶、ゼロからのやり直しとなること（特に諸事情でイソ・ノキではなく開業することが想定されるため、顧客獲得の不安等）
- 今の顧客や顧問先との関係が切れてしまうことが懸念

【地方勤務にある程度関心がある方】
問18-1 地方で働くことに関心がある理由をお答えください（複数回答可）（n=126）。
問18-2 地方勤務への不安な点をお答えください（n=126）。

ある程度関心がある理由は、以下のとおりである。「地元や馴染みがある地域」、「ワークライフバランス」、「居住しやすさ」との回答が多かった。

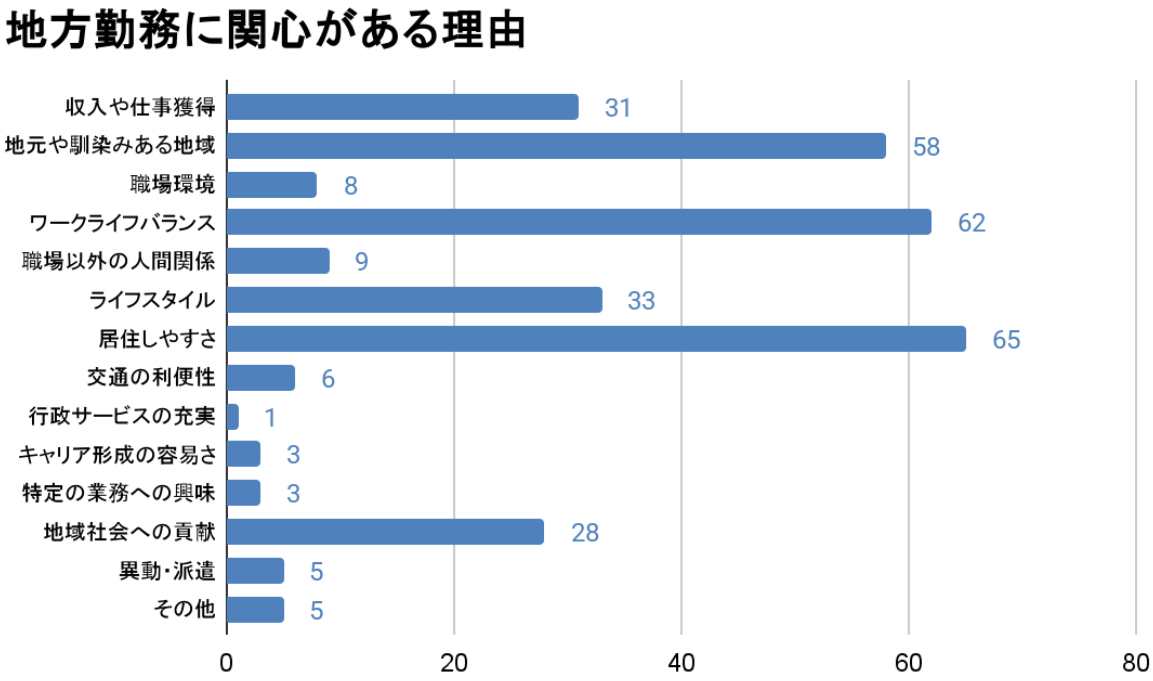


図4-51：地方勤務に関心がある理由

表4-52：関心がある理由（薄黄色は25%以上）

関心がある理由（複数回答）	旧60～64期	新60～64期	65～69期	70～74期	75～77期	合計
収入や仕事獲得の優位性	2	5	4	5	15	31
地元や馴染みがある地域	4	11	9	17	17	58
職場環境	0	2	1	1	4	8
ワークライフバランス	6	9	8	14	25	62
職場以外の人間関係	0	2	2	1	4	9
ライフスタイル	3	6	6	7	11	33
居住しやすさ	7	11	9	18	20	65
交通の利便性	0	0	1	2	3	6
行政サービスの充実	0	0	0	1	0	1
キャリア形成の容易さ	0	1	0	0	2	3
特定の業務への興味	1	1	1	0	0	3
地域社会への貢献	4	8	5	5	6	28
異動・派遣	2	0	0	3	0	5
その他	0	1	2	2	0	5
回答者人数	11	24	20	32	39	126

回答数の上位三項目は、「居住しやすさ」（65件）、「ワークライフバランス」（62件）、「地元や馴染みがある地域」（58件）であった。これらの項目に加え、「ライフスタイル」、「地域社会への貢献」についても、旧60期代から77期までの幅広い層において一定数が選択している。

77期に限定すると、都市部勤務47人のうち、23人が「ある程度関心がある」と回答している。23人のうち、17人は「ワークライフバランス」を理由として挙げている。「居住しやすさ」を選択した人は13人であった。

地方で勤務することへの不安としては以下の回答があった（抜粋）。

【案件獲得】

- ある程度のキャリアを経てから地方へ登録替えした場合、現登録地で築いたキャリアやつながりが活かせないこと、再度イチから人的関係（仕事上の）を構築することの煩雑さや、きちんとそうした関係を、仕事や売上が成り立つ程度に構築できるかの不安
- それまでの顧客離れ
- 異なる環境において、仕事獲得がどの程度できるか不安がある
- インハウスとして勤務しているので、法務機能がきちんとした組織が地方にあるかどうかや、ここから独立した場合に集客が可能なのか
- 営業面の不安
- 縁もゆかりもない土地に独立開業をしてお客様が来るかどうか、わからず不安である
- 市場規模及び既存の参入者の数という経済的な参入の現実性
- 弁護士の仕事は地縁でのクライアント獲得が多いと理解しており、いきなり地方に行っても仕事獲得の面でメリットがあるとは考えにくい
- 受任件数が少なくなるのではないか

【案件の内容】

- 案件の多様性や面白みのなさ
- 希望する専門分野を扱う事務所がない／少ないこと
- 現在までに身につけた専門性が生かせない可能性があること
- 最先端の実務に触れる機会の低下
- 業務の偏り・硬直化の懸念
- 渉外事務所・金融機関勤務のキャリアが有効に活かせない
- また、大企業が少ないため、どうしても案件が偏ってしまう危惧がある
- 地方の事務所で担当できるのは、ほとんどが一般民事の事件である点
- 国選担当の地域が広く、件数も多そうで、それなりに時間が取られ、結果としてライフワークバランスが崩れるのではないか、と不安。法テラスや国選弁護、弁護士会の委員会活動等を拒否できず、時間が取られそうで不安
- 強いて言えば、国選弁護をたくさん担当することになるのではないかという点があるが、そもそも登録しなければよいとも思う。しかし、それでは制度として維持できなくなるだろうからやるつもりはあるのだが、一部の人だけが負担を抱え込むことになりそうなことが不安

【収入】

- 現状から大きく報酬水準が変わらないまま移ることができるか
- やりたい仕事と対価が都心と比較してマッチするか
- 安定的な収入が見込めないこと
- 金銭面の待遇に不安がある
- 実質的に法テラスの低い報酬基準が、スタンダードになってしまっているのではないか
- 地方は物価が安いと言われるが、ECの充実などもあって、結局使うお金はあまり変わらないのではないかと思われ、そうだとすると、入るお金が少なくなると生活水準を維持できなくなるおそれがある

【交通、生活環境】

- ペーパードライバーなので移動が不自由
- 交通が不便であること
- 事務所と裁判所（支部）の移動時間が長そう
- 自動車を運転できない
- 実際に暮らしてみないと住環境が不明で不安（地域の住民とのつながりが濃いのか薄いのか、排他的なのか等）
- 首都圏出身だと地縁のない場所での勤務となり、生活の基盤を構築することが難しい
- 抽象的には関心はあるものの、縁のない地域における業務及び生活両面において馴染むことができるのか

【人間関係、弁護士会】

- 地域の弁護士が排他的でないか不安
- 既存の弁護士コミュニティに溶け込めるか
- 人間関係が閉鎖的であることへの危惧がある
- 現在の弁護士会で得た人間関係が断絶してしまうのは心理的に抵抗感がある
- 人との関係が密な分、気を遣うことにならないか
- 人間関係のしがらみ
- 周りに頼れる法曹関係者がいないこと
- 弁護士会の会費が高額であること。無意味かつ経済的利益がない会務が多いこと
- 弁護士会の気風、待遇
- 弁護士会の規模が小さくて、人間関係が難しそうであること
- 弁護士会を変更する手続きの煩雑さ
- 弁護士同士のしがらみが多そう。共生の委員会活動など。密だからこそ、人柄・家族関係等も含めて当然知られている状態に不安がある

【家族】
- 家族の生活（配偶者の勤務先・子どもの教育環境）との兼ね合いが難しい
- 介護のため数年実家に戻りたいと思っているが、これまでのキャリアと連動できるか不安。また将来、現在の場所に戻ってこれるか不安
- 妻も就職しており、妻がついてくるかどうか
- 既に配偶者が東京での職を得ており、家族での移住が難しい
- 子どもの教育などの生活環境
- 教育的な観点では地方より都市部の方が適切に思われる
- 子育て中の為、単身赴任はできず、現実的には地方勤務は難しい状況です

【企業関連】
- 企業クライアントが減る不安がある
- 企業法務（特にスタートアップ支援）を専門としているので、需要がどこまであるのか不確実である
- 現在企業法務を主に扱っているため、キャリア形成に不安がある
- 東京での企業法務の業務とかなり異なる業務を行うことになりそうで事務所を経営できるかわからないこと
- 東京で培った企業法務のキャリアが活かせない

【人口減少】
- 人口が減少しつつある中で、競合が少ないという目先の利益に飛びつくのは危険ではないかという点
- 人口減少による法曹需要の先細り
- 地域の人口減少や経済規模の縮小により、弁護士としての活動基盤を確保・維持できるかが分からない
- 地方の人口減少に伴う法律相談件数低下の懸念

【その他】
- 勤務弁護士の募集が極めて少ない
- 経験を積める事務所が少なそうであること
- 業務量が多いからか、働き方の多様性に欠ける点（女性でもたくさん働いている印象）

【地方勤務に関心がない方】
問19-1 現在関心がない理由をお答えください(複数回答可)(n=240)。
問19-2 地方で働くことを想定した場合に、地方勤務への期待できる点をお答えください(n=240)。

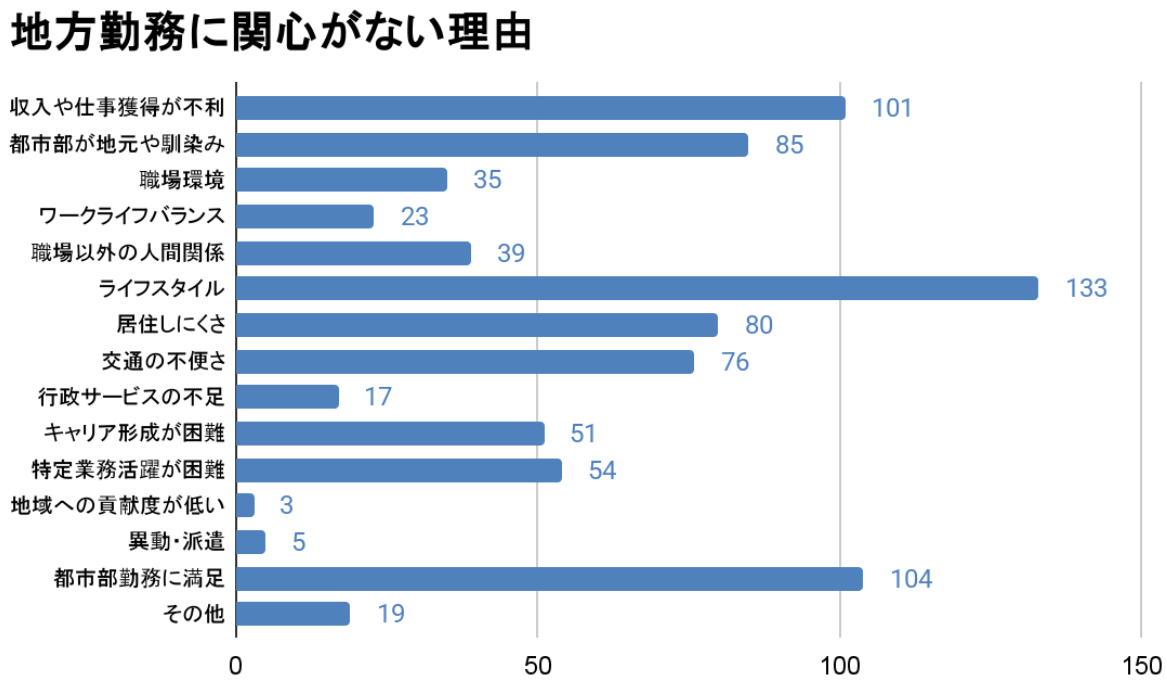


図4-53:地方勤務に関心がない理由

表4-54:関心がない理由(薄黄色は25%以上)

関心がない理由 (複数回答)	旧60~64期	新60~64期	65~69期	70~74期	75~77期	合計
収入や仕事獲得が不利	6	17	29	24	25	101
都市部が地元や馴染みがある地域	4	19	17	20	25	85
職場環境	1	4	13	8	9	35
ワークライフバランス	1	4	4	6	8	23
職場以外の人間関係	0	8	12	8	11	39
ライフスタイル	13	32	36	25	27	133
居住しにくさ	2	12	25	14	27	80
交通の不便さ	3	12	22	15	24	76
行政サービスの不足	1	0	3	6	7	17
キャリア形成が困難	4	1	14	13	19	51
特定の業務での活躍が困難	1	8	12	14	19	54
地域社会への貢献度が低い	0	0	0	2	1	3
異動・派遣	0	1	2	1	1	5
都市部勤務に満足	11	13	30	25	25	104
その他	1	6	6	4	2	19
回答者人数	19	53	64	46	58	240

地方勤務を敬遠する理由として回答数が多かったのは、「ライフスタイル」（133件）であった。5修習期別に見ると、いずれの修習期においても「ライフスタイル」を選択した者が約半数となっており、最も多い選択肢であった。

「都市部勤務に満足」（104件）と回答した者は、65～69期では46.9%、70～74期では54.3%、75～77期では43.1%であった。

77期に限定すると、都市部勤務47人のうち、24人が「関心がない」と回答している。24人のうち、15人は「居住しにくさ」を理由として挙げている。「都市部が地元や馴染みがある地域」は14人、「収入や仕事獲得が不利」及び「都市部勤務に満足」は12人であった。

地方で勤務することを想定したときに期待できる点としては、以下の回答があった（抜粋）。「期待できる点はない」との回答も多数あった。

【コスト、生活費】

- コストが安い
- ランニングコストの削減
- 家賃・物価の低減、電車通勤負担の低減
- 生活コストが抑えられるので収入もそれほど必要としなくて済む点
- 事務所の家賃が安い
- 生活コストや事務所の維持にかかる費用（仮に独立する場合）が都市部よりは安いと思われる点
- 単価が変わるわけではないので、同じ予算で大きな家を建てられたり、安く事務所を構えることができる

【案件獲得】

- その地域のリーガルサービス提供を寡占できること
- 一定の地域の業務を独占（に近い形で集客）できる可能性があること
- 競合が比較的少ないため、能力次第でしっかり稼げるように思っています
- 個人顧客の拡大、未知の顧客の拡大
- 顧客の獲得のしやすさがありそうに思う
- 事件獲得に苦労しなさそう
- 選ばなければ仕事に困ることはなさそうな点
- 弁護士が少ない地域なら、広告などしなくても集客できると思う
- 弁護士の供給量が少なく、都会に比べて少ない営業努力で顧客を獲得できる見込みがある
- 都市部の事務所で経験を積んだことにより、地方では専門的に扱っている人が少ないと思われる業務分野の経験があるので、それをアピールすることが考えられる
- 同業他社の数（の少なさ）に起因した受任数の多さ
- 特定の分野に特化した能力がある場合、その地方の業務を独占的に担当できるのではないかと思う

- 弁護士の需要が継続的に一定量あること
- 幅広い分野の案件の経験
- 多様な事件の存在
- 未知の分野への開拓が期待できる

【住環境】

- 地域密着型のサービス
- 住環境が良いこと、子育て環境の充実等、私生活上の幸福度があがりそう
- のびのびした子育てができる可能性がある
- 職住近接
- 電車に乗らなくて済む
- 単純に田舎暮らしは魅力的かもしれない
- 地元の食事
- 広い居住空間・豊かな自然等

【ワークライフバランス】

- ワークライフバランスの充実
- 稼働時間を減らすことができ、よりワークライフバランスは確保しやすくなると思う
- 業務量の調整のしやすさ
- 仕事の比重を減らせる気はする
- 短い労働時間
- プライベート時間の増加
- より時間にゆとりができること
- 時間の流れの緩やかさ
- 生活レベルの向上
- 落ち着いた生活

【人間関係】

- 依頼者との信頼関係を深く形成できる
- 顔が見える関係になる。同業、行政、市民
- 新しい人間関係、環境
- 人間関係が都市部と比較して濃密になりそうです
- 弁護士間の安定した信頼関係の存在
- 単位弁護士会の活動や他の弁護士との協力関係の構築

【地域貢献】
- プロボノ活動
- 地域に根ざした活動ができる。地域に貢献できる
- 法支援の行き届かない人に対して法支援できること
- 自分が特に経験の多い分野は人材が少ないので、経験をいかし地域に貢献できる可能性が高い

【その他】
- リモートワークで都市部での仕事に引き続き従事できること
- 二拠点・多拠点生活であれば、地方と東京を行き来できるので双方のメリットが享受できると感じる
- 地方企業のM&Aや事業承継の支援による地域活性化
- 東京に比べて弁護士の人数は少ないと思われるので、弁護士それぞれの特徴や仕事ぶりが分かりやすく、依頼者としては、どの弁護士に頼むか検討しやすいと思います
- 収入が向上する可能性がある

4.5 地方勤務弁護士の意見

4.5.1 地方勤務の魅力・メリット

現在、地方勤務の弁護士418人に以下の質問をした。

問20-1 地方で働くことを決めた理由について、あなたの考えに近いものをお答えください(複数回答可)(n=418)。
問20-2 地元や馴染みの地域である理由をお答えください(n=418)。

地方勤務を決定した理由として多かった回答は、「地元や馴染みがある地域」であった。「居住しやすさ」を挙げた者も多かった。

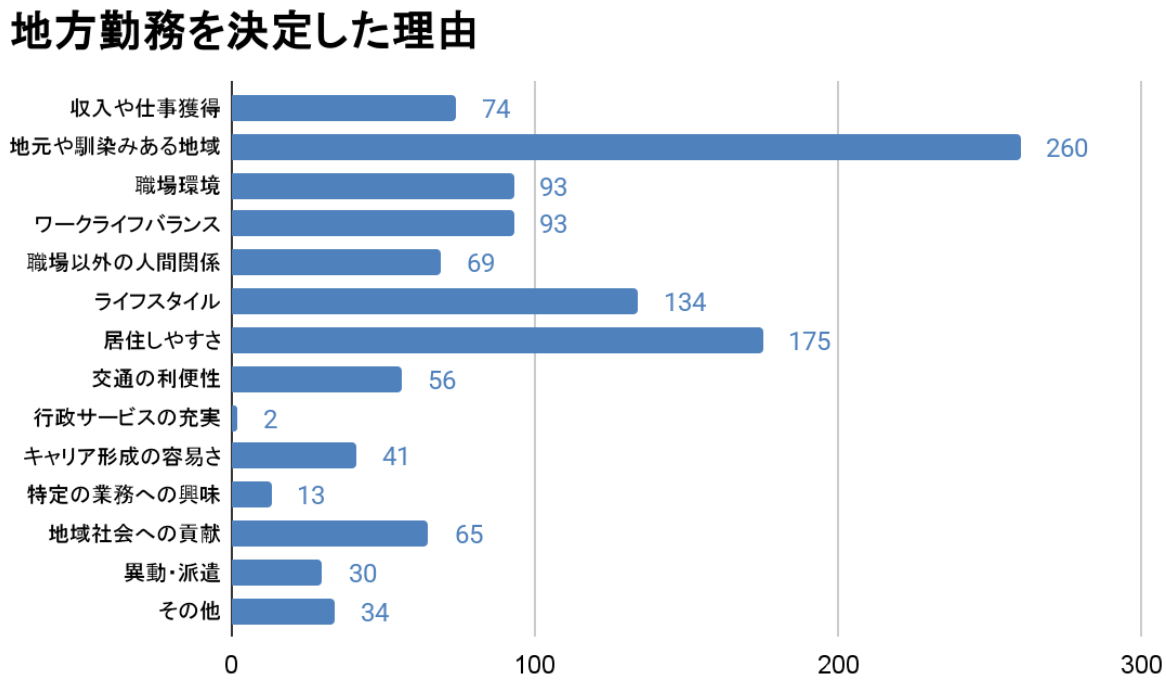


図4-55：地方勤務を決定した理由

「地元や馴染みがある地域」と回答した理由の内訳は、出身地（67%）、司法修習地（15%）、出身大学・法科大学院の所在地（13%）であった。

表4-56：地方勤務を決定した理由（薄黄色は25%以上）

地方勤務を決定した理由（複数回答）	旧60～64期	新60～64期	65～69期	70～74期	75～77期	合計
収入や仕事獲得の優位性	7	21	20	13	13	74
地元や馴染みがある地域	16	61	75	57	51	260
職場環境	1	18	24	26	24	93
ワークライフバランス	6	24	28	19	16	93
職場以外の人間関係	5	13	18	19	14	69
ライフスタイル	13	35	40	29	17	134
居住しやすさ	14	50	54	29	28	175
交通の利便性	5	16	15	12	8	56
行政サービスの充実	0	1	1	0	0	2
キャリア形成の容易さ	4	8	13	12	4	41
特定の業務への興味	1	4	5	1	2	13
地域社会への貢献	2	21	20	11	11	65
異動・派遣	2	8	6	7	7	30
その他	4	8	15	4	3	34
回答者人数	29	100	120	88	81	418

全体で最も回答数が多かったのは「地元や馴染みがある地域」（260件）であった。5修習期別に見ると、いずれの世代でも50%を超えており、地縁が地方勤務を選択する主な要因の一つとなっていることが推察される。

「居住しやすさ」については、いずれの修習期においても2番目に選択が多い項目であった。旧60～69期までは50%前後であるのに対し、70期以降では30%強となっており、重要視の度合いが低下している傾向が見られた。

問20-3 地方で働くことを決めた理由をお答えください（n=418）。

地方勤務を決定した理由としての自由回答を以下にまとめた。

【案件獲得、多様性】

- 競合が少ないと考えたため
- 地方の方が顧客を獲得しやすいから
- 田舎は修習で「ツテはなくとも、役所の相談や裁判所など、降ってきた仕事を真面目にやればなんとかなる」と分かっていた。実際、今も新規登録が少なく競争相手が少ないので、仕事はある。営業活動一切なし、広告なし、一見さんお断りでも、食べていける
- 地方での独立を決めたのは、夜間や休日の競合がしにくいこと、周りの地域からも集客が見込まれること、家賃が安いことから、仕事がしやすいと思ったからです
- 競合の不在とそれゆえに経験できる業務の多さ
- 業務範囲が極めて広く、早期に様々な業務に従事・経験できる
- 多種多様な事件を経験できる。破産管財人などの案件も他の地域と比べて早い時期から配点がある
- 東京よりもより専門家としての希少性があると考えたから
- 都内は専門特化しないと生き残れないと思った

【就職難の影響】

- 就職難であったため、多くの選択肢はなかった
- 就職氷河期だった。募集がなかった
- 選べる余地がなかった。就職難の地獄をなかったことにしないでいただきたい
- 当時は酷い就職難であり、地元に帰るために東京での就職活動をしたが「ノキ」の提示などされたこともあった
- 当初は都心（一都三県）範囲で就職先を探していたが、選考の落選が続いていたため、声掛けを頂いた事務所へ入所を決めた

【住環境】

- 働くことが決まった地方が、地方とはいえ利便性の点で（都心ほどとはいかなくとも）必要十分な状況であったこと
- 生活コストが東京より安い。競争も東京より緩やか。住みやすさも東京より良いと思った。ワークライフバランスが実現しやすい
- 他の大都市での生活と比較すると、物価が比較的安いことや自然が身近にあることなど、生活のしやすさを感じています
- 通勤ラッシュを回避できたこと、生活環境面で安心できること、街弁として活動しやすいことなど
- 各弁護士会の方々とお知り合いになれたり、活動に携われることが楽しいこと、その土地土地にある観光資源（温泉や食文化等）を楽しむのが好きということも、地方赴任を希望している理由となっています

【馴染みがある地域】

- すでに知人（家族親戚・友人・その関連者）がいるから、仕事上都合がよいため
- 慣れ親しんだ土地であり、地縁も活かせると思ったから
- 私と配偶者が地方出身であったことと、地方にも効率化した会社運営に対応した事務所を作りたかったからです
- 出身で、修習地も同地だったので、弁護士会の雰囲気も良く分かっていた
- 親族が多く居住する地であるし、地域住民の人柄も良く、地元会の先輩方も温かく、暮らしやすい土地でもあったため
- 生まれ育ったところから離れるつもりはなかった
- 前職を辞め、地元にUターンすることとしたので
- 大学進学前まで生活していた地域であるため
- 地元が好きなこと、友人などが近くに住んでいること、今後の人生設計を考えた時に両親と近くに住みたかったこと
- 馴染みのある土地で将来設計を立てやすいから
- 法科大学院に併設されている法律事務所であったから
- 法科大学院時代にできたご縁

【家族】

- 家族の仕事があり、子育てもあるので、他の選択肢はなかった
- 家庭の事情（主に介護）により地元を離れることができない
- 結婚を機に地元で働こうと考えたから
- 結婚出産のことを考えると両親が近くにいる場所で働いた方がよい
- 妻の出身地
- 子が重度心身障碍児であり、東京での介護生活に限界を感じたため
- 子育てしやすい環境で働きたかったから
- 体調不良の親族への支援のしやすさ等
- 両親の近くで暮らしたい

- 当時1歳の子がいたため、自宅のある地方に限定して就職活動をした
- 夫が検察官なので、一緒に異動できるのが魅力的であったのが第一の理由です

【司法修習地】

- 一番の理由は司法修習地であり雰囲気がわかっていたから
- 地方の暮らしやすさ（家賃安い、家広い、食べ物おいしい、大自然、ほどほどに濃い人間関係）や、ひとりひとりの人間が代替品ではない生き方をしている人（「地域で自分はこの役割」として輝いている人）が多いと感じたこと
- 司法修習を通じて、裁判所、検察庁、弁護士会との関係が構築されており、業務への不安を感じにくかった
- 修習でお世話になった弁護士の先生方と一緒に働いたり、食事をしたりしたかった
- 修習中、弁護士会の先生方がすごく親切、地方に来ることをすごく歓迎してくれた
- 弁護修習の事務所であり、内実を知ることができたため

【地域貢献】

- 競合が少なく、かつ、地元に貢献したかったため
- 決して弁護士数が少ないわけではないのに、弁護士のサービスを利用することのハードルの高さから、司法サービスが行き届いていないと修習中に感じました。コンサルタントを名乗る方々が実質上非弁に近いことをしている状況もあり、地方で働くことを決めました
- 原発事故の被害者支援のため
- 自身が弁護士を目指したのも生まれ育った地元のために活動することが目標であり、地域での貢献にはその地域で生活し、仕事をするのが一番だと思ったから
- 日本全国どこに住んでいても困りごとを相談できるような仕組みづくりをしたり、実際に弁護士が少ない地域で市民にリーガルサービスを提供する役割を担う活動をしたかった。そのため、当初は出身地の弁護士会で経験を積み、その後、弁護士が少ない地域の弁護士会に登録替えして活動した
- 弁護士の仕事はどこでも出来るので、地元で働いて地元に貢献をしたかった
- 法テラススタッフで4号派遣
- 両親、祖父母の出身地域が弁護士ゼロワン地域であり、そのような地域に所在するひまわり公設事務所の所長弁護士となることに興味があったため
- 司法過疎対策に関心があったため。 東京は便利だが一生住む場所ではないと漠然と感じていたから
- 司法過疎問題に取り組みたかったため
- 弁護士過疎対策への貢献、過疎と人口減少の最前線で生じる問題への対応など

【ワークライフバランス】
- 自分のペースで活躍できる（都会より活躍の場がある気がする）
- 生活と仕事とのバランスがとりやすく、地元での人間関係も生かせるため
- ライフワークバランスもとれると考えたから
- 忙し過ぎない

問20-4 実際に地方で働いて感じるメリットについて、あなたの考えに近いものをお答えください（複数回答可）（n=418）。

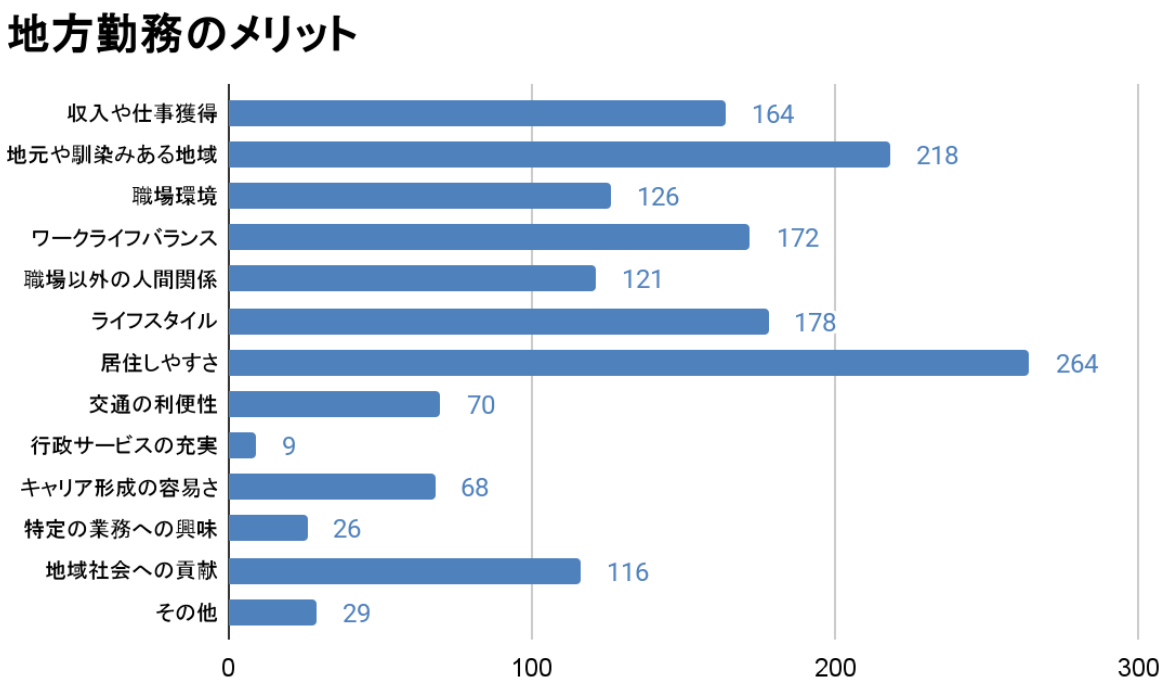


図4-57：地方勤務のメリット

表4-58：地方勤務のメリット（薄黄色は25%以上）

地方勤務のメリット（複数回答）	旧60～64期	新60～64期	65～69期	70～74期	75～77期	合計
収入や仕事獲得の優位性	12	42	51	35	24	164
地元や馴染みがある地域	16	53	58	50	41	218
職場環境	7	31	31	33	24	126
ワークライフバランス	12	44	58	36	22	172
職場以外の人間関係	7	27	32	32	23	121
ライフスタイル	13	51	53	40	21	178
居住しやすさ	19	67	77	55	46	264
交通の利便性	6	25	15	16	8	70
行政サービスの充実	0	5	2	2	0	9
キャリア形成の容易さ	9	19	18	12	10	68
特定の業務への興味	1	9	7	3	6	26
地域社会への貢献	6	36	39	22	13	116
その他	3	8	12	3	3	29
回答者人数	29	100	120	88	81	418

修習期を問わず、全体で最も回答数が多かった項目は「居住しやすさ」（264件）であった。続いて回答が多かったのは「地元や馴染みがある地域」（218件）である。「ライフスタイル」（178件）は、74期までは約半数の者が回答した項目であった。

4.5.2 地方勤務のデメリット

問20-5 実際に地方で働いて感じるデメリットをお答えください（n=418）。

地方勤務弁護士が挙げたデメリットとして多かったのは、「交通面」、「案件の獲得・多様性」、「企業案件」、「収入」であった。「家族」や「ワークライフ」との回答は少なかった。以下に各項目をまとめた。

【交通、移動距離】

- 車の運転ができないと業務が困難
- 交通の利便性が低い
- 接見に行く時など、運転ができないと仕事に支障をきたすことがある
- 裁判所などが遠い
- 本庁や高裁に事件係属した場合（特に刑事事件）、面会や期日出頭のために少なくとも半日確保する必要がある。民事事件についてはWEB等が一般的になったため尋問以外で出頭することは少なくなった
- 昔は裁判所が遠くて苦労していたが，現在はWEBで期日対応できるため，不便はかなり減った
- 地裁家裁の支部所在地なので、労働審判や裁判員裁判では本庁に出向かなければならないことなどがあります。ただ、裁判のIT化でデメリットは減少していると感

じます
- Web活用で随分楽にはなったが、東京でのイベントや集会に参加するのが大変

【案件獲得、内容】
- 新規顧客獲得のハードルが高い
- 大規模案件に乏しい
- 相談者や依頼者、相手方などが自身の人間関係と重なる場合がある。また、弁護士数が少ないので、利益相反で相談等をお断りすることがままある
- 特定の専門分野の経験を積みにくい
- 事件の種類に特化が難しく、雑多な事件を取り扱わざる得ない
- 知的財産案件や、大型の事業承継などは、地方の企業であっても都市部に依頼しがちなので、なかなか地方の弁護士に回ってこない
- 何でも屋になりがち。留学の機会はないし、専門性も磨きづらい。専門性を磨いても、さほど需要はない
- 専門性を育む機会が少なく将来への不安が多い
- 相談・依頼の大半が法テラス案件
- 国選や法テラスを受けたくなくても受けることになってしまう。件数を減らすのは難しいかとおもいますので、国選や法テラスの報酬を誰もが受けたくなるくらいには高くしてください。普通に受ける金額の2分の1から3分の1まででやりたくもない仕事を押しつけられると考えると、重大なデメリットであることが明らかです
- 弁護士の頭数が足りず、会務や国選事件、裁判所からの低報酬案件に手を取られがちである
- 利益相反チェックを厳格に行う必要あり

【企業案件】
- 先端的な企業法務が少ない
- 企業の顧問先を獲得しづらい
- 企業法務、知財など専門性に特化した案件はないこと
- 地元法律事務所では海外業務、競争法などの専門業務が少ない。ゆえに、インハウスに転職した
- 企業法務の東京一極集中
- 東京に比べて依頼者となり得る大手企業が少ないことや、東京・大阪に比べると採用面で不利
- 企業法務等の特定の分野については都会の専門分野に特化している事務所と比べてどうしても遅れを取ってしまう
- 全体に、人口減少に伴い仕事が減っている。殊に企業法務案件は地方では激減している。なぜなら、本店所在地が地方の企業であっても、全国展開する企業であれば本社機能（総務部・法務部）を東京に移転する例が多く、必然的に相談先も東京の事務所にならざるを得ない構造があるからである。そして、東京に本社機能を移転する理由を考えると、許認可事業であれば官庁が霞が関にあること、上場企業で

あれば東京証券取引所が東京にあること、関係会社との関係が重要な企業であれば関係会社の本社機能が東京にあること、等が挙げられる。こうした事情を解消しない限り、東京一極集中は解消されないと思われる

【収入、コスト】

- 弁護士会費（県弁会費、支部会費）が高い
- 弁護士会費が高いです。弁護士の社会奉仕の精神から弁護士過疎地域に行けば行くほど弁護士会維持のために高額の弁護士会費を払わなければならなくなっているのは問題ではないでしょうか。日弁連会費を都会の弁護士からは多く取ったらいかがでしょうか
- 所得が低い顧客が多いため、顧客単価が大都市圏に比べて低いことが多い
- 都会の大手広告法律事務所が、定型かつ高報酬案件のみを選別して集客しており、地方には都会の大手公告法律事務所が集客しなかった非定型かつ（無）低収入案件か、あるいは顧客となったものの費用対効果が悪いという理由で契約を切られた案件が多く残存する歪んだ状態になっている。収入面で言えば地方は危機的状況で経営が向上する可能性は非常に乏しい
- 依頼者の所得水準が低いため、事件単価が安くなりがち
- 法テラス案件が多く収入が安定しない。手間の割に費用が見合わないが、地域経済が法テラスを使わずに弁護士費用を払えるほど余裕のあるところではない。地方で働くというのはそういう面があることを理解しているし必要と思ってやってはいるが、やりきれない思いはある。その割に人手が足りず、委員会活動が偏っている
- 顧客の経済的単価が低いこと、経済的価値の低い不動産が多いこと
- 大都市に比べて弁護士費用の面から依頼を渋る相談者が多い。法テラスの利用が多い（ために、働きに見合った収入が入らないことがある）

【ワークライフバランス、生活環境】

- ワークライフバランスは地方でも実現するのは困難
- ライフワークバランスを確保しにくい
- 飲食店の選択肢が少ない。飲みに行けない。（車だから。）
- 現金1割引きになる法律書店がない（神奈川を除く。）。メガバンクが使いづらい。実質車移動を強いられ、真夏は大変だと思う
- 娯楽施設などの点では都心ほど選択肢がないこと
- 行政サービスが都心ほどは行き届いていないこと

【会務】

- 日弁連が小規模単位会のマンパワーを超える会務を押し付けるため、会務負担が重い
- 会員数が少ないため、会務負担が大きい
- 人手不足から、やりたくもない会務に取り組むことが事実上強制されており、負担である
- 弁護士会の会務活動の負担が大きい。マンパワー的な問題が大きく、委員会活動の負担が重い（刑事弁護、犯罪被害者支援、DV被害者支援活動など）。自分に合った分野を選ぶことはできず、分野を問わず、負担を分担し合わなければならない。都市部だと、ベテラン弁護士も興味のある分野の委員会では活動を続けているが、地方では、ベテラン弁護士は事実上委員会活動は「卒業」してしまう。そのため入会した若手に過度に負担がかかるなど、参加すると負担を担わされてしまうことになる状態が出来上がってしまい、ますます足が遠のきますます委員会活動の分担が難しくなる

【人間関係】

- 第一線で活躍する人との交流は少ないかと
- 弁護士間の交流範囲が限定されること
- 利益相反が発生しやすい。弁護士がどこで何をしていたか知られやすい。人が少なく孤立を感じやすい。出会いもない
- いわゆる村社会であって、人間関係の窮屈さを感じるところがある
- 同じような業務を行っている人が周囲に少なく、悩みの共有ができない
- 同業者が少なく相談できる方が少ない

【人材不足】

- 新規登録者が少なくなっているため、地域司法のために必要な国選や法律扶助業務等の負担が重く、地域司法の担い手に精神的疲弊が出てきているものと感じる
- 弁護士事務所の弁護士の人手が増えることを希望しても、弁護士が地方での勤務を希望せず、弁護士の人手が増えないこと
- 現在の弁護士人材の人件費の高騰から、採用を真面目に考えれば人材紹介会社の代金を含めて1年間で年間1000万円近いコストが必要になります。当然多くの場合赤字になるわけですが、それだけかけて育てても都会に流出するリスクが高く、かつそれでも次の採用に至れるか分かりません。現状人手不足が深刻と言わざるをえません

【情報入手】

- 東弁二弁合同図書館のような図書館がなく、文献調査に不便を感じている
- 専門的な知見へのアクセス障壁が高い（東京の弁護士会等にあるような専門的な研究をしている委員会が地方にはない。）
- 先進的な情報が入ってこないので、業務スタイルや考え方をアップデートしにくい
- 法律書が充実した本屋がなく、必要な文献をすぐに紙媒体で見ることができない
- 東京よりも行政機関などの最新の情報を取得しにくい

【その他】

- 将来の都市規模、人口規模に不安を感じている。客数が先細りするのではないかという不安がある。また、ここ数年に限って言えば、登録者数が減少傾向にあり、東京3会以外の全ての単位会の弁護士シェア率が低下しているため、顧客（総人口）の意味でも、登録者数（弁護士人口）の意味でも東京一極集中になっていくことに不安がある
- 唯一感じるデメリットとしては、採用面。東京就職組の司法修習生が大手事務所に内定を決めた上で「観光」や「遊び」感覚で修習に来る修習地となってしまっているため、新人採用が非常に困難。修習生を毎年世話してきているが、腰掛け修習生だとこちらも教えようという意欲が沸いてこない。意欲を沸かせようという修習生が少ない。その意味で、長い目で現事務所を存続・承継させていこうとした場合の後継者探しが、今後、より大変になるだろうと感じる

4.6 本アンケートに対する自由なご意見

問21 御意見・要望等をお答えください（n=836、無回答を含む）。

都市部勤務、地方勤務に分けて回答をまとめた（回答の一部を弊社にて抜粋）。

興味深い点は、都市部勤務の弁護士も地方偏在を問題と認識し、その解決に資すると考えられる意見を述べていることである。問16で「地方勤務に関心がない」を選択した弁護士からも、地方勤務に関する積極的な意見が寄せられた。地方で働くことを検討したいと考えていても、現実的な課題に直面しており、その実現の難しさがうかがえる内容であった。

4.6.1 オンライン活用に関する意見

- オンライン面談を可能にして住む場所の制限をなくすこと（都市部）
- リモートでの対応範囲が広がっており、東京からでも地方に法的サービスが提供でき、逆に地方在住で東京の顧客中心に法的サービスを提供する弁護士も出てきているので、どこに住んでどこにいる顧客にサービスを提供するかは色々な工夫ができるようになってきていると考える（都市部）

4.6.2 複数事務所に関する意見

- 弁護士法人の登録地の緩和(従たる事務所の設置の簡便性)とその場合の弁護士会費のケアなどがあるとありがたいです(都市部)
- 各弁護士会の登録替えの書類や審査方法などを全国統一する、二重事務所禁止を2カ所まで可に緩和して拠点登録はしつつもノマドワーク登録(支店だけでなく実家とか別荘とかでも)もできるようにするなどして、動きやすい制度にすれば、IT化の流れとともに弁護士偏在解消に繋がると考えます(都市部)
- 柔軟な二拠点生活を前提としたキャリアパスの提示が有効であると感じる。ひまわり基金養成事務所をはじめたが、若手は地方と東京(都会)を行き来できるキャリアパスであれば応じる人が多いと感じる。よって、リボルビングドア方式で地方と東京(都市)を行き来するような制度及び経済的な支援を法律事務所に対して行うことが解決策の一つになると感じる(都市部)
- 東京でも地方でもオフィスを持てるようにし、地方でのリモートワークで東京の仕事を扱える環境を推進するのが早道でしょう(地方)

4.6.3 地方勤務へのインセンティブに関する意見

- 地方弁護士会の会費の軽減等の経済的インセンティブを与えることに加え、東京の大規模事務所の就活開始時期に制約を加える必要があると考えます(都市部)
- 大規模事務所に就職する者には、企業法務を特に希望するというより、いわゆる一般民事、刑事事件等の街弁業務のコストパフォーマンスの悪さへの忌避感を持っている者も少なくない。いずれも自由競争の結果ではあるが、国選報酬を十分なものにするなどして、地方業務の金銭的・キャリア上のメリットの増大させることが重要ではないか(都市部)
- 地方に行くインセンティブ設計がされていない。裁判所、検察官も同様で、もはや司法修習で十分に好成績を収めて任官するインセンティブも少なく、実質的に都市部の弁護士事務所以外の進路の選択肢が無い者が多数だと思われる。金銭面の問題だと誤解されることもあるが、それ以外のインセンティブ設計が不足していることに目が向けられていない(都市部)
- 地方で働く弁護士を増やしたいなら、地方の会費を減らしたりするなど、経済的な手当ては必須ではないかと考える(地方)

4.6.4 国選弁護、法テラス等に関する意見

- 国選の報酬が少なすぎて、国選弁護について弁護士がどんどん法テラスとの契約を切りつつあるが、良い傾向だと思う。結局はマーケットが決める。弁護士に負担だけを押し付けるような制度改革は要らない(都市部)
- 刑事事件、法テラスの事件に関する弁護士への待遇を改善しても良さそうだと思います(都市部)
- 地方の仕事は法テラス案件の占める割合が都市部よりも多いと思われますが、法

テラスの報酬が安すぎて契約しない弁護士が今後ますます増えるでしょう（刑事当番弁護士と同じ）（都市部）

- 国選や当番弁護士制度の人員不足でも分かる通り、弁護士業務がビジネスに特化しすぎる傾向にあるのではないか。これは、業界全体（とくに地方）の収入が低下し、各法律事務所において、国選・当番弁護士や法テラスなどの非採算部門が縮小・廃止されていることに起因すると思われる。打開策としてあり得るのが、法テラスなどにつき費用を大幅に増額したうえで、依頼者に負担を強いる貸与型ではなく負担のない支給型とすることくらいしか現時点では思いつかない（地方）
- 地域司法の充実のためにも、法務省管轄で即効性のある施策としては、法テラススタッフ弁護士就中ひまわり公設事務所所在地域の所長に就任する弁護士の年俸を大幅に改善すること（地方）
- 経済的な面から、刑事弁護活動を敬遠している状況がうかがえる。報酬面の改善とともに、登録弁護士を増やす対策が必要であると考える（地方）
- 地方の弁護士ほど地域司法拡充のための思いが強く、業務と報酬とのバランスが多少不適合であっても、受任し、活動しているものと思われる。しかし、それでは地域司法の継続性はない。地域司法サービス維持のため、国選報酬や扶助報酬等の単価を上げるべきである（地方）
- 物価などの上昇で生活費も事務所経費も上がっているなか、国選事件や扶助事件の単価がいつまでも据え置きでは、地方都市での弁護士業はどんどん厳しくなります（地方）
- 民事法律扶助の弁護士報酬や国選報酬が現行のままでは、地方で法律事務所を維持していくことは、極めて難しいと思います。これらの業務を一定程度行っても事務所を維持できる程度の収入が保障されてはじめて、地方における弁護士による権利擁護が維持されていくものと考えます。国には一刻も早く報酬の抜本改善を求めます（地方）
- 国選弁護士制度・法テラスの10年後の運用が強く懸念されます。法テラスは2年連続で予算超過のため補助決定が遅延することが確定しており、国選弁護士制度は登録者数が危機的状況です。国選・法テラス制度を維持するのであれば、費用の改善や業務負担の軽減がなければ10年後には制度を維持できないと考えます（地方）
- 地方においては、法テラス対象の顧客が多く、弁護士の善意で通常価格の半額程度の法テラス価格でやむを得ず受任している例が多い。法テラスによる価格ダンピングの悪影響で地方の弁護士の所得は大きく低下しており、それが新人弁護士の地方への就職を阻害する大きな原因になっている（地方）

4.6.5 就職・採用活動時期に関する意見

- 最近では司法試験合格前から就職が決まることも珍しくないと聞きます。東京三会のなかですら、一般民事・家事の分野に関わろうとする新人がおらず苦労をします。青田買いはある程度控えるような協定が必要ではないでしょうか（都市部）
- 就活がどんどんと早まり、法曹以前に学生期間に様々チャレンジできる機会が減っているように思います。就活開始時期をなるべく後ろ倒しさせられるようなインセンティブ構造造りに期待します（都市部）
- 最近は就職活動時期が早過ぎることが問題だと思う。就職希望者は明確なイメージなく周囲に流されて東京を目指しているだけで、弁護士の魅力が伝わっていない。以前のように分野別修習が始まって以後から就職活動をするよう規制すべきだと思う（都市部）
- 修習中の就職活動は本来の修習の趣旨からして望ましくないと思われます。可能な限り、司法試験合格から修習までの期間の調整が行われ、その間に就職活動が主に行われていくべきではないかと思います（都市部）
- 都市部と地方で、採用活動の実施時期に差があるため、都市部に集中する傾向があり、近年はそれが顕著になっていると考える（都市部）
- 現在は東京の大手事務所を中心に極度の青田買いが進んでおり、修習生として地方に来る場面はおろか、合格した瞬間から内定先を持っている人がほとんどであり、地方がいくら努力をしても人材確保をすることが困難です。そもそも、法科大学院が東京に集中している為、東京の学生たちに地方からアクセスすることは困難です。地方が魅力を発信しても、現在の社会構造的に東京から人口や人材を奪うことが困難です。そのため、法曹人口との関係で行けば、法学部生、ロースクール生の数を東京のほうで法的に制限しないと、地方にチャンスは生まれません。47都道府県にバランスよく法学部生と法科大学院生を配置してください（地方）
- 地方の弁護士事務所等の募集活動は、首都圏と比べるとかなり遅く、分野別修習が始まるまでほとんど活動ができなかったので、大変不安に思っていた。もっとも、弁護士の活動は事務所によって多種多様であることからすると、修習の経験を踏まえた上で、就職活動ができたので、実情を知らないまま就職先を決めるよりもむしろ良かったと思う（就職した後、「想定していたものと違う」というミスマッチを防ぐことができた）（地方）
- 最近の新規登録者は、在学中や司法試験合格前に、インターンや大規模事務所・企業の採用活動などへの内定を得て、弁護士の多様な活動や地方での業務に目を向ける（幅広い選択肢をもつ）機会もないまま早々に就職先が決まる傾向や、安定志向になりがちな傾向がある。在学中受験制度の導入後は、より就職に向けた活動の開始が早まり、その傾向が強まっているように感じる。その結果、新規登録者が都市部の事務所・企業や大規模事務所に偏ってしまっている。単に早く合格できる制度にするだけではなく、例えば、ロースクールのカリキュラムに法曹の幅広い在り方やニーズなどについて学んだり、異なる種類の実務の現場を経験できるようにエクスターンの履修を2科目分可能にすることなども必要であると思う（地方）
- 今話を聞く若手は、母校のロースクールの卒業生であっても、合格発表前から内定を持っていて、総じて東京の大手事務所です。何か具体的な理由があって地方の町

弁を積極的に避けてそうなっているというよりは、早期に有利な条件で就職を決めたいという修習生のニーズに早期に採用活動をする東京の大手委事務所が必然的にマッチしているのではと思います。地方の町弁は待遇面では東京の大手事務所には対抗できず、修習開始後にいわゆる内定をはがして地方町弁への就職を促すことはかなり困難だと思います（地方）

4.6.6 情報発信に関する意見

- 地方で働くことの良さをより発信してほしい（都市部）
- 企業内弁護士の転職情報をもっとみたい（都市部）
- 司法過疎地に赴任する人が多くなるような魅力発信をしていただきたいと感じている（地方）
- 様々な地域で弁護士が活躍しやすくなるよう、採用情報の入手や就職活動がしやすくなるとよいと思います（地方）
- 地方では、そもそも就職先に関する情報が極めて少なく、就職活動は極めて困難であった。修習地でないため、なおさら苦労した（地方）
- 法曹が大都市に集中すると言われていますが、こんなに「地方」が恵まれているのに、なぜ？と思ってしまいます。地方の魅力を伝えていきたいですね（地方）
- 地方で弁護士業務を行うことの良さを、もっと知ってもらいたい（地方）
- 地方では就職先が少ないデメリットはあると感じるが、独立開業を目指す弁護士も多いため、自分のキャリアの目標次第で魅力的な環境と言える（地方）

4.6.7 その他の意見

- 地方の弁護士会や弁護士が新人や移籍弁護士を受け入れるような歓迎する様子がないことから（弁護士は足りている、増やさなくてよい等という意見が聞かれる）、行こうとは思えない状況である（都市部）
- 修習生の大多数が東京で就職することが問題となっているが、法科大学院の数が多いこと、サマークラーク、ウィンタークラークの機会があるほか、就職説明会を実施する事務所が複数あることなど、東京に人材が流れる理由もよく分かるところである。一方で、所属する地方の弁護士会は、新入会員を表面上は増やそうとしているが、就職説明会等の開始時期が東京よりも遅く、また場所によっては弁護士が増えることにあまり乗り気でない（現在の新入会員の数で十分と考えている）と感じることがある。また、高額な入会費、月ごとの会費を納める必要がある弁護士会もあり、地方へ就職する新入会員は今後増えない、もしくは減っていくことが予想される。地方の弁護士会としても、従来の求人活動にこだわるのではなく、早期の段階での説明会の実施や法科大学院生、修習生と懇談の機会を設けることが重要ではないかと考える（地方）
- 登録替えの際、提出書類や登録変更の手続などがわかりにくかったので、そのようなサポート窓口があるといいのではないかと思いました。また、推薦人が不要であれば、都会から地方への登録替えを促しやすいのではないかと思いました（地方）

- 都内で就職する割合が高すぎて地方は弁護士も高齢化が進んでいる。就職する見込みが低い人のために事務所が宿泊費などまで負担してサマクラを受け入れるのも無理があるので、過疎化対策として国にも地方での就活について一定の補助を出してほしい（地方）
- 地方の方が会費が高くて（県弁会費、支部会費が高い）、給料低いのは問題。県弁会費・支部会費は会計が別なので仕方ないが、日弁連会費について、地域加算（大都市は加算）・地域減額（地方や支部は減額）をしてほしい（地方）
- 地方に就職する弁護士が急激に減少していて不安である。最高裁においても東京一極化への問題意識を持って修習地の配点を行ってもらいたい（地方）

4.6.8 今後の課題

今回のアンケート調査のみでは、弁護士の都市部への集中傾向の解消に向けた施策の検討には不十分であり、引き続き、多角的見地からの調査分析が必要であると思われる。

第5部 法曹の活動領域拡大に関する調査

法曹の活躍の場をさらに拡大するため、法曹の需要が見込まれる新たな分野や既存の分野の現状と課題を整理した。

5.1 創業・スタートアップ支援及び中小企業に対する支援

本項では、まず、弁護士による創業支援・スタートアップ支援における現状と課題に言及する。次に、中小企業に対する法的支援の現状と課題を検討する。

5.1.1 創業支援・スタートアップ支援

【現状】

[創業支援]

2023年に日弁連が発行した「ゼロから始める 創業支援ハンドブック 日弁連中小企業法律支援センター編」(以下「創業ハンドブック」という。)には、創業支援における弁護士の役割について以下の記述がある[99]。

「創業相談では、相談者の年齢・性別・経歴などの属性は様々である。また、創業動機も、社会的課題の解決を目指すもの、好きなことを仕事にしたいという自己実現を目指すものもあれば、一獲千金狙いの場合もあり様々である。また、限られた事業資金で堅実に小さく始めようとするスモールビジネス型もあれば、ベンチャーキャピタル(VC)(未上場の新興企業(ベンチャー企業)に出資して株式を取得し、将来的にその企業が株式を公開(上場)した際に株式を売却し、値上がり益の獲得を目指す投資会社や投資ファンドをいう。)から資金や経営の援助を受けて事業を急成長させ、IPO(株式公開)[100]やM&Aによるイグジットを目指すスタートアップ型もある。さらに、創業後の事業形態も、個人事業、株式会社等の営利法人、NPO法人や一般社団法人等の非営利法人等、様々な選択肢がある。

他方、創業を目指す相談者も様々で、創業意欲が旺盛な相談者もいれば、未知の世界に不安を感じて逡巡している相談者もいる。また、相談に来た時点で既に事業に着手している相談者、独立に向けて綿密な計画を立て事業資金を準備している相談者もいれば、事業アイデアを考えている段階の相談者、そもそも何をしたいかが決まっておらず漠然と創業を検討している相談者もいる。

このように、創業といっても、個々の相談者によって、事業内容はもちろん、創業の目的や目指している事業規模、成長スピード、創業意欲、準備状況等は全く異なる。そのため、創業支援に際しては、まず、個々の相談者の想い(創業動機や意欲、事業アイデア)や状況(創業の準備状況)を傾聴して信頼関係を構築し、その内容をふまえて、創業フェーズに応じた支援に

---

[99] 日弁連「ゼロから始める 創業支援ハンドブック 日弁連中小企業法律支援センター編」(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/sougyoushien_handbook.pdf P7、103、最終アクセス日:2026年3月10日)

[100] 法務省「新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査」(https://www.moj.go.jp/content/001440220.pdf P4、最終アクセス日:2026年3月10日)

繋げることが求められる。」

独立行政法人中小企業基盤整備機構の「支援者のための創業サポートブック」によると、創業希望者が実際に開業に至るまでには以下の4つの段階がある[101]。

- フェーズ1：創業イメージがまだ漠然としている段階
- フェーズ2：やりたいことが明確になった段階
- フェーズ3：創業内容が具体化してきた段階
- フェーズ4：行動に移す段階

日弁連の「創業支援ハンドブック」では、弁護士の役割がフェーズごとに整理されている。

【フェーズ1における弁護士の役割[102]】

フェーズ1における支援では、弁護士として法的な対応をする場面は乏しいと考えられるが、多種多様な個人や法人の相談に日々対応している弁護士としての経験を活かして、創業希望者の相談に応じることは可能である。

具体的には、相談者の置かれている現在の状況をヒアリングにより客観的に把握し、創業に際しての相談者の強み・弱みを整理し、このような強み・弱みが築かれた過去の経緯を言語化することで、相談者が創業の意義や事業の方向性を見出す手助けをする。

また、必要に応じて、相談者の周囲の支援者間の連携や適切な支援者の紹介を行ったり、家族の理解・協力が得られるように助言を行ったりする等の支援も考えられる。また、勤務先の会社を退職して創業することを予定している相談者については、勤務先の退職に伴う法的トラブルを予防するとともに、会社を退職して創業するリスクを正しく認識できるように支援する。

[101] 中小基盤整備機構「支援者のための創業サポートブック」（https://www.smrj.go.jp/supporter/tool/guidebook/guidebook1/fbrion000000206n-att/sougyou_supportbook.pdf P3、最終アクセス日：2026年3月10日）

[102] 日弁連「ゼロから始める 創業支援ハンドブック 日弁連中小企業法律支援センター編」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/sougyoushien_handbook.pdf P17最終アクセス日：2026年3月10日）

【フェーズ2における弁護士の役割[103]】

弁護士は、大企業から中小零細企業まで様々な業種業態の企業に対して法務サービスを提供しており、自然と様々なビジネスモデルに接している。例えば、企業の訴訟案件ではクライアント企業の事業特性を理解した上で、関係者のヒアリングや証拠資料に基づいて法的問題点を整理し、主張内容を書面化する作業を日常的に行っているし、事業再生案件等では、財務諸表に基づいて経営改善のアドバイスをしたり、事業計画・利益計画の策定支援をしたりすることもある。これらの業務知識や経験を背景に、相談者の壁打ち相手となり、ビジネスモデルの言語化や要約、ブラッシュアップに貢献することは可能なはずである。

また、ビジネスモデルの構築は、建物を建築するための設計図の作成に例えることができる。この段階で法令違反などの問題があると、そのまま違法なビジネスが開始されてしまい、取り返しのつかない損害が生じるおそれがある。そのため、弁護士として、ビジネスモデル構築段階から積極的にその適法性を検討し、法令上の問題や障害がある場合は、代替案や回避方法を提案する役割が求められる。特に、昨今のSDGsやESG投資への意識の高まりに伴って、社会的課題を解決するためのビジネ スで起業を目指す起業家やスタートアップも増えている。このような社会的課題を解決するためのビジネスは弁護士の人権擁護活動とも親和性がある一方、法令違反等には厳しい目が向けられる。そのため、弁護士によるビジネスモデルの適法性チェックや法律監修等の法的支援に対するニーズは高いと考えられる。

【フェーズ3における弁護士の役割[104]】

創業計画の作成の過程で、商品・サービスの販売方法、顧客の決済手段、取引内容、事業パートナーとの役割分担などが具体的に定まってくるので、それぞれの要素について、相談者の意向を真摯に受け止めつつ、法的リスクが懸念される事項については、リスクの指摘に留まらず、その対処法について相談者に合理的な選択肢を示せるように努める。

法的な助言以外にもできることはある。創業計画は共同創業者や資金拠出者など、相談者以外の者も容易に理解できる内容であることが望ましい。計画書を読みやすくするための書面作成のコツなどは弁護士ならアドバイスできるだろう。

たとえビジネスやマーケティングに不慣れな弁護士であっても、一般の利用者の視点から商品やサービス、価格設定などが魅力的に感じるかどうかの意見を述べることはできるし、他のクライアントの事例を紹介することもできる。事務所を経営する弁護士であれば、経営者としての経験を伝えることも可能だろう。法的な助言だけが弁護士の存在価値ではない。自らの知識経験を総動員して、相談者に貢献できることがあれば、積極的に貢献したい。

---

[103] 日弁連「ゼロから始める 創業支援ハンドブック 日弁連中小企業法律支援センター編」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/sougyoushien_handbook.pdf P29、最終アクセス日：2026年3月10日）

[104] 日弁連「ゼロから始める 創業支援ハンドブック 日弁連中小企業法律支援センター編」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/sougyoushien_handbook.pdf P43、最終アクセス日：2026年3月10日）

【フェーズ4における弁護士の役割[105]】
　創業計画書を作成する過程で、商品・サービスの内容、販売方法、決済手段、法人化の有無、パートナーとの役割分担を含むビジネスモデルの構築はもとより、事業に内在する法的リスクについては大部分が洗い出されているはずである。そのため、フェーズ4では、この創業計画書を実現するため、タスクを機械的にリストアップし、実際にスケジューリングしたアクションプランの作成及びその実行が主となる。もっとも、フェーズ3で作成した創業計画書が絶対というわけではなく、資金調達の未達や共同創業予定者の離脱など想定外の事情変更が生じた場合、問題の緊急性等も鑑みつつ、創業計画書の修正、変更を行うべきであり、トラブル処理の専門家である弁護士が第三者的な立場から、具体的な対応方法を助言する。

　また、タスクを漏れなくリストアップする作業は、創業者の属性や状況によっては容易でないこともある。その場合、弁護士は創業者に理解できるよう、平易な言葉で必要なタスクや開業までのスケジュール感を説明し、必要に応じてアクションプランの作成作業を支援する。併せて、所轄官庁の問い合わせ窓口や他分野の専門家に関する情報提供なども行えば、相談者にとって利便性が向上するであろう。

　さらに、弁護士は常に多数の案件を抱え、案件の落としどころから逆算してスケジュールを組み立てる能力に長けている。開業までのスケジュール管理は創業者の自己責任が原則であるが、弁護士は自身の上記能力を存分に発揮し、創業までのタイムスケジュール構築についても助言すべきであろう。併せて、弁護士は創業者に対し進捗状況を定期的に確認するよう促し、スケジュールが遅れている場合はその原因究明と対応策についても共に検討すべきである。

　また、タスク処理の過程で生じた疑問点や想定外のトラブルについて相談者から求められた場合、弁護士が随時助言すべきであることは無論である。

　起業を志し、自己の棚卸、ビジネスモデルの構築、創業計画書の作成を経て、いよいよ開業に向けた最終段階である。画竜点睛を欠くことのないよう気を配り、無事開業を実現させたい。

[スタートアップ支援]

　2013年から2022年までの10年間で、国内のスタートアップへの投資額は約10倍に増加している[106]。また、同期間において、年平均で約50社のスタートアップ企業が新規に上場している。

　大学発のスタートアップは、東京、神奈川、京都、大阪及び福岡等に多く見られるが、全国各地でも創出されており、地方にも潜在的な可能性がある[107]。

---

[105] 日弁連「ゼロから始める 創業支援ハンドブック 日弁連中小企業法律支援センター編」(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/sougyoushien_handbook.pdf P79、最終アクセス日:2026年3月10日)

[106] 第二東京弁護士会「特集 スタートアップ法務」(https://niben.jp/niben/pdf/NF202310_14.pdf P20、最終アクセス日:2026年3月10日)

[107] 内閣府「スタートアップ育成5か年計画」(https://www.cao.go.jp/invest-japan/committee/mainpolicy_wg_03/shiryo_02.pdf P6、最終アクセス日:2026年3月10日)

スタートアップ企業が創業時から成長していくためには、各ステージに応じた法的支援が必要である。各成長ステージの定義を以下に示す[108]。

- プレシード：スタートアップのアイデアが生まれ、初期的な検証が行われる段階
- シード：アイデアが具体化され、事業化に向けた準備が本格的に進む段階
- アーリー：製品又はサービスの開発が進み、市場への投入が行われる段階
- ミドル：事業の拡大が進み、市場における地位の確立を目指す段階
- レイター：事業が成熟し、さらなる飛躍を目指す段階

スタートアップは、ベンチャーキャピタル等から資金調達を行い、短期間でIPO（株式公開）やM&Aによるイグジット（創業者が資金を回収する出口戦略[109]）を目指す特徴がある。2023年に第二東京弁護士会が発行した「特集 スタートアップの法務」には、スタートアップ支援の特徴が整理されている[110]。以下に、弁護士の役割を示す。

- 経営者とスピード感やリスク許容度の見立てを共有する
  - ○ 経営者との信頼関係を構築する
- トータルなサポートを提供する
  - ○ 技術・イノベーションに関する最低限の理解を持つ
  - ○ 法的リスクの低減だけでなく、事業モデルの強化に貢献する視点でアドバイスする
  - ○ 各分野の専門家と連携する
- 紛争の早期解決を重視する
  - ○ 裁判に発展すると、資金・時間の制約から不利になるため、可能な限り早期に解決する
- 初期段階で法的リスクを抽出する
  - ○ 将来のIPOやM&A時のデューデリジェンス上（投資を行うに当たり、投資対象となる企業や投資先の価値・リスク等を調査すること[111]）の障害回避に寄与する
- 「マイナスを防ぐ」だけでなく「プラスを大きくする」アドバイスを行う
- 規制対応や制度形成への関与も行う

[108] マネーフォワードクラウド「スタートアップの成長ステージとは？各フェーズの定義や資金調達方法を解説」（https://biz.moneyforward.com/ipo/basic/9999/#i-2、最終アクセス日：2026年3月10日）
[109] 法務省「新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査」（https://www.moj.go.jp/content/001440220.pdf P4、最終アクセス日：2026年3月10日）
[110] 第二東京弁護士会「特集 スタートアップ法務」（https://niben.jp/niben/pdf/NF202310_14.pdf P16～17、最終アクセス日：2026年3月10日）
[111] SMBC日興証券「初めてでもわかりやすい用語集」（https://www.smbcnikko.co.jp/terms/japan/te/J0603.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

【課題】

先述の第二東京弁護士会「特集 スタートアップ法務」では、スタートアップ支援の課題として以下の点が挙げられている[112]。

- 法規制にグレーゾーンが多く、どこまでリスクを許容するか判断する力が弁護士に求められる
- シードやアーリーステージの企業は、大手法律事務所と報酬面等で折り合いがつきにくく、十分な法的支援を受けにくい
- 創業の早い段階から弁護士が関与できず、不適切な事業計画や不利な契約の締結につながるケースがある
- スタートアップ法務市場は、採用ニーズに対して法務人材が圧倒的に不足している
- 経営者側に法務の価値が十分に認識されていない場合がある

5.1.2 中小企業に対する法的支援

【現状】

2023年6月に、日弁連は「地域の多様性を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援に積極的に取り組む宣言」を発表し、中小企業等について以下の記述がある[113]。

「日本の中小企業・小規模事業者は、企業数全体の99．7%を占める約357万者を数え、日本の従業者の68．8%に当たる約3,200万人を雇用している。また、中小企業・小規模事業者は、モノやサービスを提供し、日本経済のサプライチェーンにおいて不可欠の存在である。…特に、人口減少に伴い、地方の地域経済・社会の縮小が大きな課題となっており、地方の地域経済・社会を維持・発展させるためには、地域経済を牽引する成長力のある中小企業・小規模事業者が存在し、地域で暮らす人々の雇用が生み出されることが重要である。このような中小企業・小規模事業者の存在は、日本における様々な地域において、人々が命を紡ぎ、生活をし、地域経済・社会を維持・発展させていくために不可欠である。」

しかし、経営環境は急速かつ激しく変化しており、中小企業・小規模事業者が直面する課題は多岐にわたる。これらの課題を企業だけで対応することは容易ではない。そのため、宣言では日弁連が次のように述べている。

「当連合会は、弁護士による中小企業・小規模事業者に対する伴走支援が、中小企業・小規模事業者の持続的発展を支え、ひいては地域の多様性を守り育む意義があることを自覚し、弁護士会と連携し、…弁護士による伴走支援を推進することを宣言する。」

---

112 第二東京弁護士会「特集 スタートアップ法務」（https://niben.jp/niben/pdf/NF202310_14.pdf P16、18、20、26、最終アクセス日：2026年3月10日）

113 日弁連「地域の多様性を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援…」（https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2023/2023_3.html?utm、最終アクセス日：2026年3月10日）

日弁連の「法曹人口政策に関する当面の対処方針」では、中小企業と弁護士の関わりについて以下の記述がある[114]。

「中小企業であっても，業務活動に関連して弁護士の関与を必要とする 分野は，国際業務も含めて広範囲に及ぶと考えられ，潜在的には弁護士 ニーズは相当程度あると考えられる。」

中小企業における法的ニーズと弁護士の利用との間に存在するギャップに関して、同資料では以下の記述がある[115]。

「中小企業における業務ニーズ（現在又は将来における重要な業務・課題）がある分野のうち、法的な要素を含む分野（例えば「コンプライアンス体制の整備・維持」など）であるにもかかわらず，弁護士の利用（将来的な利用を含む。）に必ずしも積極的ではない分野があるとの指摘がある（「中小企業の弁護士ニーズとアクセス障害」石田京子・法と実務16、以下「石田論文」という。）。これによれば，こうしたギャップは大企業においても存在するが、「コンプライアンス体制の整備・維持」、「人事・労務管理」、「公正取引に関する法令順守」、「契約交渉」の4分野（未顕在化分野）については、中小企業に特有のギャップとなっている。」

弁護士の利用率について、2025年の法務省の資料[116]によると、「過去に弁護士を利用したことがありますか」という問に対し、中小企業900社中「ない」と回答した企業は536社（59.6%）と過半数を超えており、「ある」と回答した364社（40.4%）を19ポイント以上上回っている。

弁護士の利用率について、日弁連の「法曹人口政策に関する当面の対処方針」によると、以下の記述がある[117]。

「中小企業ニーズ報告では、弁護士利用率には地域差があり、全体として見れば、都市化が進んだ地域ほど弁護士利用率が高く、更に弁護士会規模が大きくなればそれに比例して弁護士利用も増える傾向にあるが、都道府県ごとに見ると、必ずしも大都市で弁護士利用率が高いという傾向にはないという分析がされている。この点に関しては、中小企業ニーズを開拓する取組に地域（弁護士会）によって差がある、4大都市圏[118]以外であっても積極的な取組が奏効している例があるとの指摘もある。」

---

[114] 日弁連「法曹人口政策に関する当面の対処方針…」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317_3.pdf P27～28、最終アクセス日：2026年3月10日）

[115] 日弁連「法曹人口政策に関する当面の対処方針…」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317_3.pdf P27～28、最終アクセス日：2026年3月10日）

[116] 法務省「新たな法的ニーズの把握及び法曹に期待される役割を検討するための調査」（https://www.moj.go.jp/content/001440220.pdf P82、最終アクセス日：2026年3月10日）

[117] 日弁連「法曹人口政策に関する当面の対処方針…」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317_3.pdf P27、最終アクセス日：2026年3月10日）

[118] 出典元で言及している「4大都市圏」とは「東京、大阪、名古屋、福岡」を指す。

今後の方向性について、同資料によると、以下の記述がある[119]。

「顧問弁護士に対する中小企業側の満足度は非常に高く（中小企業ニーズ報告）、中小企業による弁護士利用拡大のためには、中小企業に弁護士の有用性を認識してもらうことが重要である。これまで各弁護士会等で行われている取組（中小企業向けの法律相談，地域金融機関との連携，商工会議所などとの連携など）を更に強化するとともに，弁護士利用経験を持ってもらうことによりその有用性を認識してもらうことなどが考えられる。また，弁護士利用に積極的な中小企業では，弁護士に対して「外国法知識」や「外国語能力」を求める声が相当程度ある（石田論文）ということなどから，こうしたニーズに応える人的基盤の整備も必要である。」

日弁連は2023年6月の宣言で、中小企業に対する法的支援の深化について次のように述べている[120]。

「弁護士においても、既に顕在化した課題に対する解決策を提示するだけではなく、事実認定能力及び多角的分析力を活かし、中小企業・小規模事業者との対等な関係における「対話と傾聴」によって、中小企業・小規模事業者とその経営環境に対する理解を深め、中小企業・小規模事業者が直面する「経営課題の設定」とその解決に向けた意思決定及び実行のプロセスに伴走支援ができるよう、支援の在り方を深化させるべきである。この役割を果たすには、弁護士が、身近な相談相手として地域の中小企業・小規模事業者との信頼関係を醸成することが肝要であり、その手段として、個々の弁護士が各地域の様々なコミュニティに積極的に参加することが望ましい。」

日弁連のHPでは、ライフステージごとに弁護士が果たす役割を次のように示している[121]。

「1 創業・スタートアップ

弁護士には、創業者の構想する事業内容、創業における想い（創業動機や意欲、事業アイデア）や創業者を取り巻く状況（創業の準備状況、支援者の有無）等を傾聴して信頼関係を構築した上で、自らの有する法律知識や分析力、紛争解決等の経験を活用し、ビジネスモデルの適法性や企業経営において問題となりやすい事項への対処方法、当該事業において特に留意すべき法的及び契約上の事項・リスクについて助言することなどが期待される。

2 事業継続・発展

弁護士には、中小企業・小規模事業者との対話と傾聴を通じて、事業への理解を深め、その内容を踏まえて、取引条件を変更することの必要性と合理性を整理し、取引先に伝達する文書や資料を整備するなど、中小企業・小規模事業者の契約締結交渉を支援することがで

---

[119] 日弁連「法曹人口政策に関する当面の対処方針…」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317_3.pdf P28、最終アクセス日：2026年3月10日）

[120] 日弁連「地域の多様性を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援…」（https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2023/2023_3.html?utm、最終アクセス日：2026年3月10日）

[121] 日弁連「地域の多様性を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援…」（https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2023/2023_3.html?utm、最終アクセス日：2026年3月10日）

き、また、その有する製品・サービスの付加価値を確保することに貢献することが期待される。

さらに、弁護士には、労務問題に精通する者として、職場環境の改善に向けた具体的な助言を行うことができるほか、中小企業・小規模事業者におけるガバナンス（従業員・顧客・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み）を向上させ、それを浸透させるためのサポートを行うことで、地域の中小企業・小規模事業者の事業基盤の安定化に寄与することが期待される。

3 国際化対応

弁護士には、国際化対応について、当該中小企業・小規模事業者の販売戦略上の位置付けや、商品の強み・リスク等を傾聴し、それを踏まえた海外の顧客に対する販売スキームの選択に関する助言、適切な契約締結交渉のサポート、契約書の作成・審査、労働関連法制・個人情報保護法制等の現地の法制度に関する情報提供等を行うことが期待される。

4 事業承継・M&A

弁護士には、中小企業・小規模事業者が事業承継・M&Aの目的の明確化や事業承継・M&Aに当たり課題となる事業運営上の問題等を対話と傾聴を通して言語化し、それを踏まえた適切な事業承継・M&Aスキームの選定に関する助言、契約締結交渉のサポート、契約書の作成・審査、契約内容の実行支援等、取引の局所的関与ではなく手続全般を伴走支援することにより、事業承継・M&A後の円滑な承継支援等を行うことが期待される。

5 事業再生、廃業・清算

弁護士には、中小企業・小規模事業者の財務状況、収益力改善状況、経営を継続する意思や商品等の魅力・将来性、地域におけるその位置付け等を傾聴し、それを踏まえた事業再生スキームの選定の助言、金融機関との調整等の代理人業務、円滑な廃業支援、経営者保証に関するガイドライン等による経営者の債務整理・再チャレンジ支援を行うことが期待される。」

【課題】

中小企業における弁護士の活用は依然として十分に進んでいないのが実情である。中小企業で弁護士の活用が進まない理由として、日弁連の資料には以下の記述がある。

【法曹人口政策に関する当面の対処方針[122]】

「中小企業における弁護士アクセス阻害要因については，「第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」（当連合会発行，以下「中小企業 ニーズ報告」という。）では「（弁護士と）日ごろあまり接点がないため頼みにくい」という理由、心理的にも「相談しにくい」という理由、弁護士費用の問題などの理由が挙げられている。また，石田論文では，需要が顕在化していない分野について弁護士利用を否定するグループで 弁護士利用を妨げているのは「費用ではなく，必要性の認識であること がうかがわれる」と指摘されている。」

[122] 日弁連「法曹人口政策に関する当面の対処方針…」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317_3.pdf P27、最終アクセス日：2026年3月10日）

【第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書分析提言編[123]】

「何かあった場合に，中小企業が気軽にかかりつけの弁護士に相談すると，相談を受けた弁護士は自分でアドバイスを行い問題を解決するほか，必要に応じて税理士，社会保険労務士，司法書士等の専門家を紹介し，又は特殊な法的課題に対しては，その事項に詳しい専門弁護士を紹介するといった動きや，それらの専門家等と協働して対処することが求められてる。上記のような対応は、単なる法的知識のみを持つ専門家にできることではなく、総合診断ができる資質と知識等が必要となることは当然である。提言の一つにあるように顧客企業を熟知しておく必要があるほか，業界についての知識も持ち合わせている必要がある。」

【中小企業における弁護士の役割[124]】

- 「法的知見以外のスキル
  - ○ 対人関係、コミュニケーション能力 → 先に述べたコーディネート能力や、経営者との対話と傾聴の姿勢
  - ○ 経営感覚 → リスクを指摘する（事業にブレーキをかける）だけでなく、リスクがある部分を経営者の意向を踏まえつつどのように対処していくかが重要
  - ○ 数字が読める（会計の基礎知識） → 会社の経営状況を理解するためには決算書等を読めることも必要 ・語学力（英語等） → 中小企業の国際業務支援を行う場合には一定程度必要」

5.2 少子高齢化への対応

【現状】

2023年10月に日弁連が発表した「子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために、地域の家庭裁判所の改善と充実を求める決議」には、少子高齢化の現状について以下の記述がある[125]。

「近時、急激に進む少子高齢化、家族をめぐる社会状況や個人の価値観の変化を背景として、全国的に家裁が取り扱う事件総数は増加しており、2021年に家裁に申し立てられた事件総数は前年比4．1%増で過去最高の115万372件を記録した。事件の中には、複雑困難な事情により審理期間が長期に及ぶ事案も増えているとされる。また、家庭に関わる社会状況に目を向けると、2021年度の児童相談所の虐待相談対応件数は過去最多の20万7660件に及んでいる。自分にどのような権利が保障されているのかも知らないまま、幼い子どもが命を落とす悲惨な虐待事件も後を絶たない。」

各手続や各場面で、弁護士は代理人等としての役割を十分に果たすことが求められる。子どもや高齢者などの人権保障の実現には、地域の弁護士の存在が不可欠である。

---

[123] 日弁連「第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書分析提言編」（https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/chusho_teigen_2.pdf P40、最終アクセス日：2026年3月10日）

[124] 日弁連「中小企業における弁護士の役割」（https://www.moj.go.jp/content/001448179.pdf P9、最終アクセス日：2026年3月10日）

[125] 日弁連「子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために…」（https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2023/2023_2.html?utm、最終アクセス日：2026年3月10日）

少子化について、日弁連の資料には以下の記述がある。

【法曹人口政策に関する当面の対処方針[126]】
「少子高齢化の進行について,「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」(第5回)(2013年7月12日公表)では,高齢化は,死亡者数の増加が遺産紛争の増加に繋がり,高齢者に偏在する財産の管理等をめぐる紛争,高齢者の介護や消費者被害を巡る紛争が増加する要因となっており,少子化は,子をめぐる家事紛争が急増し,先鋭化する傾向が強まる要因となっていると指摘されている。」

【子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために、地域の家庭裁判所の改善と充実を求める決議[127]】
「その後の社会情勢の変化により、核家族化が進み、離婚率が上昇し、少子高齢化も急激に進む中で、子どもや高齢者をめぐる諸問題は深刻化し、家族をめぐる社会状況や個人の価値観の変化に伴い家事事件総数は増加の一途である。とりわけ、婚姻関係事件、子の監護事件等については、当事者間の対立が先鋭化し、解決が困難で、審理期間も長期化する事件が増加している。」

各地の弁護士会の取組について、日弁連の「法曹人口政策に関する当面の対処方針」では、以下の記述がある[128]。
「特に、生前の財産管理等に関しては、よりきめ細かな継続的な対応が求められるところ、独居高齢者に対しては、各地の弁護士会において、ホームロイヤー制度などの取組がなされている。これは消費者被害や虐待の防止にも効果的である。」

「また、弁護士等の法律専門職と福祉関係者がネットワークを構築し、NPO法人を設立して成年後見人の受け皿になるなど、虐待等の困難案件にも対応できる取組がなされている。これらの取組は今後も高齢社会の進展に伴い拡充が見込まれるところ,高齢者への対応は相当期間継続が求められることから,その担い手が安定的に確保される必要がある。」

なお、厚生労働省の「法人後見について」[129]では、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になる法人後見は、担当者が交代しても組織として支援を継続できる利点がある、と述べられている。

---

[126] 日弁連「法曹人口政策に関する当面の対処方針…」(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317_3.pdf P28、最終アクセス日:2026年3月10日)
[127] 日弁連「子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために…」(https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2023/2023_2.html?utm、最終アクセス日:2026年3月10日)
[128] 日弁連「法曹人口政策に関する当面の対処方針…」(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317_3.pdf P28、最終アクセス日:2026年3月10日)
[129] 厚生労働省「法人後見について」(https://guardianship.mhlw.go.jp/supports/corporation/?utm、最終アクセス日:2026年3月10日)

【課題】

少子高齢化への対応は必須課題であるが、解決を難しくする課題が存在する。以下に想定される課題をまとめた。

- 弁護士の確保
  - ○ 高齢者対応は長期にわたる継続的支援が必要なため、担い手となる弁護士を安定的に確保することが重要である
  - ○ 少子高齢化による人口過疎地域では弁護士数が少なく、対応が困難になると想定される

- 財政面の課題
  - ○ 財政面での課題について、日弁連のHPでは、以下の記述がある[130]。
    「子どもの手続代理人制度も積極的に活用すべきである。同制度は、家事事件手続法制定において、子どもを調査の客体とするのではなく、子どもが主体的に家事事件に関わることを可能とする制度として設けられたものである。」
    「家裁における子どもに関する手続はすべからく子どもの権利に直接影響を与えるものであり、子どもの権利保障のための家裁の人的物的基盤拡充に当たっては、単なる財政措置にとどまらず自国の優先的課題として予算の優先配分がなされなければならない。また、子どもの手続代理人制度の利用促進のためには代理人報酬の制度的手当を確立することも肝要であり、公費で負担できるよう制度改正のうえ予算の優先配分がなされるべきである。」

5.3 ODR

ODR(Online Dispute Resolution、オンライン紛争解決)とは、紛争解決手続にICT技術を活用する方法である[131]。ADR(Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争解決手続)から派生した概念である。従来のADRは対面でのやりとりや紙媒体の書面を主に使ってきたが、ODRでは、事前に紛争の種類などを特定してシステムを開発し、サービスを提供する場(プラットフォーム)をオンライン上に用意する点が特徴である。ODRは、これまで様々な理由で紛争解決機関を利用してこなかった人々にも正義へのアクセスを開き、利便性を高めることを目的として、世界中で導入が進んでいる。

法務省も2020年8月に「ODR推進会議」を設置するなどして積極的に推進しており[132]、弁護士が大きく活躍できる分野の1つである。

---

[130] 日弁連「子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために…」(https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2023/2023_2.html?utm、最終アクセス日:2026年3月10日)

[131] 日本ODR協会「当協会について」(https://japanodr.org/aboutus/、最終アクセス日:2026年3月10日)

[132] 日本ODR協会「「ODR協会(法務省)が設置されました」(https://japanodr.org/2022/09/30/odr_commitee_2022/、最終アクセス日:2026年3月10日)

【現状】

2017年には裁判手続等のIT化検討会、2019年にはODR活性化検討会、2020年にはODR推進検討会が発足するなど、司法におけるITやAI技術の活用に関する議論が本格化している[133]。

ODRの特徴は、以下のとおりである[134]。

- 利便性
  - ○ 当事者や手続実施者（調停人）がその都度一堂に会する必要がない
  - ○ 時間や場所の制約を受けない
  - ○ 専門的な手続実施者の確保が容易である
  - ○ 災害による交通途絶や感染症拡大による行動制限下でも利用できる
  - ○ スマートフォン等から手続に参加でき、多様な方法で手続きを進められる
- 経済的・時間的・心理的負担の軽減
  - ○ 紛争解決にかかる費用や時間を大幅に減らせる
  - ○ 対面や移動に伴う心理的負担も大幅に軽減できる

【課題】

ODR実証事業について、日弁連のHPには以下の記述がある[135]。

「日弁連は、2023年9月1日～2024年2月28日に、「お金のトラブル」をワンストップで解決するODR（Online Dispute Resolution＝オンラインでの紛争解決）の実証事業を行いました。

ODR実証事業は、（公財）日弁連法務研究財団が法務省から受託した「ODRの社会実装の促進に関する調査研究業務」として当連合会と連携して行ったものであり、法務省が策定した「icon_page.pngODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」（2022年3月）に基づく取組です。」

上記のODR実証実験では、以下の事柄が課題として挙げられた[136]。

- 本人確認手続きの方法や厳格さ
- 応諾率の向上
  - ○ 詐欺等が多いため、知らない人からの連絡に応じないケースが見られる
- 秘密保持の向上
  - ○ チャットなどを利用するため、秘密をどのように守るか検討が必要
- 相談機関とADR機関との連携方法

---

133 日本ODR協会「当協会について」（https://japanodr.org/aboutus/、最終アクセス日：2026年3月10日）

134 法務省「ODRの推進に関する基本方針」（https://www.moj.go.jp/content/001370368.pdf P2、最終アクセス日：2026年3月10日）

135 日弁連「ODR実証事業「ONE」について（https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/adr/odr.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

136 法務省「かいけつサポート」（https://www.adr.go.jp/wp/wp-content/uploads/86ba025dc664bdd336ee25c88ff3e263.pdf、最終アクセス日：2026年3月10日）

- 和解合意の担保方法

前述の課題を解決するためには、以下の取組が必要であると考える。
- 法務省や日弁連による推進
- 地方自治体等を含め、広く国民に知らせる広報活動
- ODRで使うプラットフォームやアプリの開発
- 参画する弁護士にとってメリットとなる施策

5.4 弁護士任官（常勤・非常勤裁判官）

【現状】

弁護士任官について、日弁連のHPには以下の記述がある[137]。

「多くの裁判官は司法修習後に直ちに判事補という身分で裁判官として採用されますが、日弁連では、弁護士としての経験を積んだ人が裁判官として採用される「弁護士任官」を推進しています。2025年（令和7年）9月現在で59人の弁護士任官者が裁判官として活躍しています。

このほかに、「非常勤裁判官」と呼ばれる、弁護士としての身分をもったまま、週1日裁判所に登庁して、民事調停、又は家事調停の手続を裁判官と同等の権限をもって主宰する地位（民事調停官、家事調停官）に就いている弁護士が、全国各地で多数活躍しています。
幅広い社会経験を持つ弁護士が裁判官になることによって、司法がより身近で頼りがいのあるものとなっていくことが期待されます。」

日弁連の「弁護士任官（常勤）Q&A」では、弁護士任官の必要性について以下の記述がある[138]。

「日弁連は、より国民が信頼できる裁判所にするためには、社会の実相について豊富な知識・経験をもつ裁判官を増やす必要があり、そのためには英米のように弁護士の中から判事を任命するという「法曹一元」の制度を導入することが必要であると考え、そのプロセスとして「弁護士任官」を推進してきました。」

上述の言及に基づき、今後も弁護士任官の役割は拡大すると考えられる。それに伴い、弁護士が活躍できる場も増えることが期待される。

【課題】

弁護士会の声明から、次のような課題が見える[139]。
- 弁護士任官者の増加
    - ○ 現状、裁判官全体における常勤裁判官の比率は1%から2%に留まっている
- 任官の難しさ

---

[137] 日弁連「弁護士任官」（https://www.nichibenren.or.jp/150th/special/10.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[138] 日弁連「弁護士任官（常勤Q&A）」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/ninkan_qa_fulltime.pdf P2、最終アクセス日：2026年3月10日）
[139] 熊本県弁護士会「弁護士任官の更なる拡充を求める総会決議」
（https://kumaben.or.jp/dayori/dayori_cat_3719/、最終アクセス日：2026年3月10日）

- ○ 2009年から2018年までの常勤裁判官への任官は、合計33人にとどまっている（年平均3人程度）。下級裁判所裁判官指名諮問委員会で不適、又は取下げとなった者が4割程度、ときには3分の2以上に上る

- 着任地域の拡大
  - ○ 非常勤裁判官の着任地域は広がっているものの、高等裁判所所在地を中心とする都市圏に偏っている

上記の課題解決に向け、以下の施策が検討できる。

- より多くの弁護士が弁護士任官を志望するよう広報活動を行う
- 適格性の審査に耐えられる人材を養成するプログラムを用意する

弁護士任官等推進センターの活動について、日弁連のHPには以下の記述がある[140]。

「日弁連では、2002年10月に弁護士任官を推進する「弁護士任官等推進センター」を設置し、常勤任官・非常勤任官を推進するための地道な活動をしてい（る。）」

5.5 プロボノ

弁護士法第1条によると、弁護士には「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という、職業上の公共的な使命が課されている[141]。また、日弁連の「弁護士職務基本規程」第8条は、公益活動の実践について、「弁護士は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するように努める。」と定めている。さらに、弁護士会には他の専門職団体にはない「弁護士自治」[142]が認められており、弁護士自治は、国民からの信頼を基盤として成り立つことから、弁護士及び弁護士会は社会のために貢献する活動に積極的に取り組み、信頼に応えようとする意識を持っている[143]。

プロボノ（pro bono）とは、ラテン語のpro bono publicoの略で、「公衆の善のために」を意味する。本来は、弁護士などの専門家が、職業上の知識やスキルを活かして、公共の利益のために無償又は低額で行う活動を指す。具体例としては、貧困層への無料法律相談や無償の弁護活動などがある。

近年、プロボノの意味は拡大し、「社会的・公共的目的のために、職業上のスキルや経験を活かして取り組む社会貢献活動」として捉えられるようになっている。

弁護士によるプロボノ活動は、日本の法制度の形成にも影響を与えてきた。かつて日弁連

---

[140] 日弁連「弁護士任官の推進（弁護士任官等推進センター）」（https://www.nichibenren.or.jp/activity/justice/appointment.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

[141] 公益社団法人 非営利法人研究学会「≪統一論題報告≫専門職・士業団体による公益的活動と…」（https://www.npobp.or.jp/post-1/papers_26-02、最終アクセス日：2026年3月10日）

[142] 日弁連「弁護士自治」（https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/lawyer/autonomy.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

[143] 公益社団法人 非営利法人研究学会「≪統一論題報告≫専門職・士業団体による公益的活動と…」（https://www.npobp.or.jp/post-1/papers_26-02、最終アクセス日：2026年3月10日）

が中心となって運営していた財団法人法律扶助協会による民事法律扶助[144]事業は、弁護士や弁護士会のプロボノ活動を出発点としている。この事業については、2000年に「民事法律扶助法」、さらに2004年に「総合法律支援法」が制定され、現在は国が設置した法テラスに引き継がれている。

しかし、法テラスの法律扶助や国選弁護制度だけでは十分にカバーできない分野がある。刑事被疑者弁護(国選対象外事案)、少年保護事件付添、犯罪被害者、難民、外国人、子ども、高齢者、障害者及びホームレスなどへの法的支援がそれに該当する。これらの分野について、日弁連は会員から徴収した特別会費を財源として、法テラスへの委託援助事業を行っている。弁護士全体で費用を負担するという意味でも、これもプロボノ活動の一つといえる。

本項では、まず弁護士によるプロボノ活動の現状と課題を概観する。その後、災害・復興支援分野に焦点を当て、当該分野における法的ニーズの現状と課題を整理する。

5.5.1 プロボノ

【現状】

現在、多くの弁護士がプロボノ活動や公益活動に従事し、社会に貢献している。一方で、こうした活動に全く参加しない弁護士が増えていることを背景に、公益活動を会則等で義務化する動きが出てきた[145]。

2000年、第一東京弁護士会は、国選弁護、当番弁護士、法律扶助などの一定の公益活動を会員の基本的な義務と定めた。その後2007年に公益活動の範囲が拡大し、社会に有益な活動を行う団体への法的支援や、犯罪被害者・障害者の権利擁護などのプロボノ活動も公益活動に含まれることになった[146]。この制度整備により、多くの会員弁護士がプロボノ活動に取り組むようになった。

公益活動の義務化は他の弁護士会にも拡大し、東京弁護士会と第二東京弁護士会では2004年、大阪弁護士会では2007年に、公益活動への参加義務が導入された[147][148]。

---

[144] 経済的理由等のために資力が乏しい者が、民事事件において法的トラブルに直面した場合に、弁護士等の法律専門家に依頼する費用を給付又は立替えする制度をいう。

[145] 公益社団法人 非営利法人研究学会「≪統一論題報告≫専門職・士業団体による公益的活動と…」(https://www.npobp.or.jp/post-1/papers_26-02、最終アクセス日:2026年3月10日)

[146] 第一東京弁護士会「社会貢献」(https://www.ichiben.or.jp/activity/contribution/、最終アクセス日:2026年3月10日)

[147] 公益社団法人 非営利法人研究学会「≪統一論題報告≫専門職・士業団体による公益的活動と…」(https://www.npobp.or.jp/post-1/papers_26-02、最終アクセス日:2026年3月10日)

[148] 第二東京弁護士会「公益活動の手引」(https://niben.jp/admission/koeki/seidogaiyou.html、最終アクセス日:2026年3月10日)

各弁護士会や日弁連のHPで紹介されているプロボノ活動を、以下にまとめた。

- 東京弁護士会[149]
  委員会活動などを通じてプロボノ活動が行われている（以下はHPで紹介されている3つの委員会である）。
  - ○ 外国人の権利に関する委員会
    - ■ 東京弁護士会法律相談センター「外国人法律相談」の運営、市町村などが実施する法律相談会への弁護士派遣、さらに外国人の人権侵害の防止・救済を目的とした活動や調査研究に取り組む
  - ○ 子どもの人権と少年法に関する特別委員会
    - ■ 少年法改正問題、少年事件付添人活動、その他子どもの人権に関する問題に取り組む
  - ○ 性の平等に関する委員会
    - ■ 男女差別のない社会を目指し、男女が対等なパートナーとして活躍できる社会をつくるため、勉強会やシンポジウムで知識と議論を深める。また、法改正に向けた提言活動も行う

- 第一東京弁護士会[150]
  2021年に会規を改正し、プロボノ活動（無償又は無償に準ずる低額な報酬で行う法律事務）の要件である「法律事務の提供」を「法律事務又はこれに準ずるサービスの提供」へ拡大した。これにより、弁護士会員がプロボノ活動に取り組みやすい環境が整った。
  経験談として、日本動物愛護協会、アスリート支援団体、難民支援協会へのサポート事例がHPに掲載されている。

- 第二東京弁護士会[151]
  第二東京弁護士会の取組について、日弁連のHPには次のように記されている。「当会は、自由闊達な気風を誇りとし、社会の新しい動きを積極的に取り入れ、多くの分野で意欲的に活動しています。こういった活動を通じた弁護士によるプロボノ活動を推進しており、一般の法律事務所だけでなく、組織内弁護士の新人・若手会員も多く参加しています。
  同HPでは、2020年以降の4つの取組が紹介されている。
  - ○ 「女性による女性のための座談会
  - ○ 子どもSNS相談
  - ○ フリーランス・トラブル110番

---

[149] 東京弁護士会「東京弁護士会で伸ばす！」（https://www.toben.or.jp/admission/syusyusei/nobasu.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[150] 第一東京弁護士会「社会貢献」（https://www.ichiben.or.jp/activity/contribution/、最終アクセス日：2026年3月10日）
[151] 日弁連「[東京]第二東京弁護士会」（https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/legal_apprentice/bengoshikai/tokyo2.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

○ よりそい弁護士制度」

「会員の公益活動等に関する会規」では、以下の活動をプロボノと定めている[152]。

○ 官公署に対して、無償又は低額な報酬で行う法律事務の提供
○ 人権の擁護、公的な権利の保障又は社会的・経済的弱者への支援若しくは教育を目的とする団体又は組織に対して無償又は低額な報酬で行う法律事務の提供
○ 犯罪被害者、障害者その他の社会的・経済的弱者に対し、無償又は低額な報酬で行う法律事務の提供

愛知県弁護士会のHPでは、プロボノ活動の具体例として次の活動が挙げられている[153]。

- 法廷傍聴案内で一般市民の司法制度理解を深める
- 中高生向けサマースクールで法廷傍聴体験、体験講座、刑事模擬裁判などを実施する
- 記念行事の企画から実施までに携わる
- 人権救済事件に対応する（弁護士会への申立事件について調査・検討し、必要に応じて警告・勧告・要望を行う）
- 犯罪被害者、DV・いじめ等の被害者、震災被災者などを対象に無料電話相談を実施する
- 再審請求事件を担当する
- 野宿生活者への食事支援とあわせて無料法律相談を行い、必要に応じて生活保護申請に同行する

2024年、日弁連が実施した「企業内弁護士キャリアパス調査」の結果によれば、企業内弁護士のプロボノ参加状況は以下のとおりである[154]。

「現在の勤務先企業において、プロボノ活動に関与することは推奨又は許容されているか、との質問については、「推奨されている」が7.4%（39人）、「推奨はされていないが、許容されている」が77.3%（408人）、「禁止されている」が15.3%（81人）であった。
また、「推奨されている」及び「推奨はされていないが、許容されている」との回答者に対し、具体的にどのようなプロボノ活動に関与しているかを複数選択で尋ねる質問に対しては、「関与しているプロボノ活動はない」が78.7%（352人）と最も多（かった。）」

このことから、制度上はプロボノへの参加が可能であるにもかかわらず、実際には十分に参加が進んでいない実態を示している。

【課題】

日本ではプロボノ活動は推進されつつあるが、広く活躍できる状況には至っていない。今

---

[152] 第二東京弁護士会「公益活動の手引」（https://niben.jp/admission/koeki/seidogaiyou.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[153] 愛知県弁護士会「中部経済新聞2011年12月掲載…」（https://www.aiben.jp/page/library/chukei/c2312-01.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[154] 日弁連「第4回「企業内弁護士キャリアパス調査」に関する調査結果」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/questionnaire/2025/questionnaire4_4-1.pdf P15、最終アクセス日：2026年3月10日）

後の課題として、以下が挙げられる。

- より積極的な推進活動が必要
  - ○ 弁護士によるプロボノ活動について、社会全体で理解と受容を進めることが必要である。とりわけ企業内弁護士が公益活動に参加するには、勤務先企業の理解と協力が不可欠である
  - ○ アメリカ法曹協会では、年間50時間以上のプロボノ活動を行うことを推奨している[155]

- 費用面
  - ○ プロボノは無償又は低額な報酬で行われるため、プロボノだけで法律事務所を維持することは困難である
  - ○ 若手弁護士が活躍できる場ではあるが、生計を立てることが難しいため、継続的な活動が期待できる分野とは言い難い

5.5.2 災害・復興支援

内閣府は、近年の自然災害が激甚化・頻発化していることを指摘している[156]。また、今後想定される大規模地震への備えも求められている。自然災害の発生に伴い、被災者への法的サービス提供の重要性が高まっている。弁護士が活躍できる分野として、今後も期待される分野の1つである。

【現状】

災害時における弁護士の活動は、組織的なものと個人的なものに分けられる。関西学院大学災害復興制度研究所の報告書「東日本大震災における弁護士の被災者支援の軌跡」によれば、無料法律相談には以下の2つの形態がある[157]。

- 弁護士会による組織的な相談活動：弁護士会等が主体となって実施する活動
- 弁護士による無料相談：個々の弁護士が避難所を回るなど、自主的に行う活動

日弁連の「東日本大震災無料法律相談情報分析結果（第5次分析）」には、実際の活動実績について以下の記述がある[158]。

「第5次分析の分析対象は、全4万0,396件の法律相談結果である。ここには、日本弁護

---

[155] 公益社団法人 非営利法人研究学会「専門職・士業団体による公益的活動と非営利法人の振興と支援…」（https://www.npobp.or.jp/post-1/papers_26-02、最終アクセス日：2026年3月10日）

[156] 内閣府「防災白書」（https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/r05/honbun/t1_2s_01_00.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

[157] 関西学院大学災害復興制度研究所「東日本大震災における弁護士の被災者支援の軌跡」（https://www.kwansei.ac.jp/fukkou/assets/entry/04/kiyou4_nagai_tsukui.pdf P68～69、最終アクセス日：2026年3月10日）

[158] 日本弁護士連合会「東日本大震災無料法律相談情報分析結果（第5次分析）」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/shinsai/higashinihon-hisaisha/report5_8.pdf、P4、最終アクセス日：2026年3月10日）

士連合会及び各弁護士会が日本司法支援センターと協力して実施したもの、弁護士個人が実施したもの、弁護士が他の組織やボランティアと連携して実施したもの等が含まれている。」

このように、組織的な対応に加え、弁護士個人の自主的な活動も、被災地支援の現場を支えている。

内閣府の「令和5年版 防災白書」[159]には、法テラスが大規模災害の被災者に対する無料法律相談等の援助を実施した事例が報告されている。例えば、令和2年7月の豪雨復興対策では、「法テラス災害ダイヤル」の設置や、被災地の避難所や公共施設での巡回相談が行われた。

【課題】

災害時に法的支援を提供するには、被災地の地理的条件によるアクセスの障壁や、現行法制上の支援期間の制約などの課題がある。今後の課題として、以下の点が挙げられる。

- 司法過疎地におけるアクセスの障壁：司法過疎地で災害が発生した場合、支援体制の構築に物理的な障壁が生じる。東京弁護士会の広報誌『LIBRA』（2025年3月号）[160]における令和6年能登半島地震の報告では、被災地が司法過疎地であり、地理的条件も重なったことで、弁護士が現地に移動するのに多大な時間を要したことが指摘されている

- 支援期間の制度：現行の無料被災者法律相談援助制度には期間の制限がある。愛知県弁護士会の会長声明（2024年10月）[161]では、総合法律支援法が定める「発災の日から起算して「一年を越えない範囲内において」」という期間制限に言及している。同声明では、災害の種類や程度、被災者の状況は様々であることから、一律の期間制限を設けることに疑問を呈し、政令による指定期間を柔軟に延長可能とする法改正の必要性を指摘している

【法的ニーズと弁護士の役割】

現状と課題を踏まえると、災害・復興支援分野における弁護士の法的ニーズは以下のとおりである。

- 行政判断への法的支援：災害時、自治体職員は前例のない事態に対応しなければならない。災害救助法の適用や個人情報の取り扱い、弔慰金の審査など、行政判断の場

---

159 内閣府「令和5年版 防災白書」（https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/r05/honbun/2b_5s_04_16.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

160 東京弁護士会「LIBRA2025年3月号」（https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_03/lbr_2025_03.pdf P50、最終アクセス日：2026年3月10日）

161 愛知弁護士会「能登半島地震に関し、総合法律支援法の…」（https://www.aiben.jp/opinion-statement/news/2024/10/post-119.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

面で法的思考力を持つ弁護士の支援は不可欠である。弁護士が行政の法的判断をサポートすることは、被災者への迅速かつ公平な支援を実現する公益目的に直結する

- 平時からの司法基盤の維持：能登半島地震の事例が示すように、平時から弁護士が不在・不足している地域で災害が発生すると、初動の法的支援に遅れが生じる恐れがある。全国どこでも法的サービスが途切れない体制を維持するため、平時から司法過疎地における弁護士の配置や役割を検討することが重要である

- 切れ目のない支援のための法制度：被災者の生活再建という国の目的を達成するには、実情に応じた支援期間の延長など、法整備や運用改善が求められる。弁護士会等からの期間延長要望は、長期化する復興過程でも被災者が法的保護から取り残されないための有益な提言である

第6部 情報発信の方策の検討

情報発信の方策について、以下の目的を念頭に置き、調査を行った。

【目的】

- 法曹志望者の増加を促進
- 法曹の活動領域の拡大、及び地域偏在問題の解決

6.1 法曹志望者の増加を目的とした情報発信

6.1.1 対象者

法曹志望者の増加を目的とした情報発信の対象者については、「令和6年度法曹志望者数等に関する調査」[162]で検討されている。調査によれば、法曹志望のタイミングを大学選択時点まで遡ると、高校生や進路選択に影響を与える保護者、学校の教員に情報を届けることが有効であるとされる。本調査でも、これらの対象者を念頭に置き、調査を行った。

6.1.2 情報発信の内容

6.1.2.1 「令和6年度法曹志望者数等に関する調査」[163]

法曹のネガティブなイメージを払拭する情報として、以下の点が挙げられている。

- 金銭的待遇に係る情報
- 労働条件に係る情報
- やりがいに係る情報

法曹のポジティブな点を伝える情報として、以下の点が挙げられている。

- 「3+2」に係る情報発信

6.1.2.2 「令和6年度法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」

令和6年度に実施された「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」[164]では、現在法曹等を志望又は選択肢の1つとして考えている学生を対象に調査が行われている。

【法曹等を志望したきっかけ】

法曹等を志望した理由を尋ねた結果、令和元年度以降の全調査で、「法律に興味があり、法律に関する専門的知識を使った仕事をしたいと思ったから」との回答が最も多く、60%を

---

[162] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P39～56、最終アクセス日：2026年3月10日）

[163] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P41～45、最終アクセス日：2026年3月10日）

[164] 法務省「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」（https://www.moj.go.jp/content/001434538.pdf P23～24、34～35、最終アクセス日：2026年3月10日）

超えている。次に、「社会的弱者や困っている人を助けるなど、人に役立つ仕事をしたいと思ったから」が38%前後、「テレビやドラマ、インターネット(YouTube等)、書籍等を見て法曹等に憧れを持ったから」が30%前後で推移している。

「周り又は身内にいる法曹等の話を聞いたり、その姿を見たりして、興味や関心を持ったから」との回答は減少傾向で、令和元年度は22.2%であったのに対し、令和6年度は9.6%であった。また、「学校等で法曹等の講演を聞いたり出前授業を受けたりするなどして、興味や関心を持ったから」との回答も、17.7%から13.8%に減少している。

以下はアンケート調査の結果である。

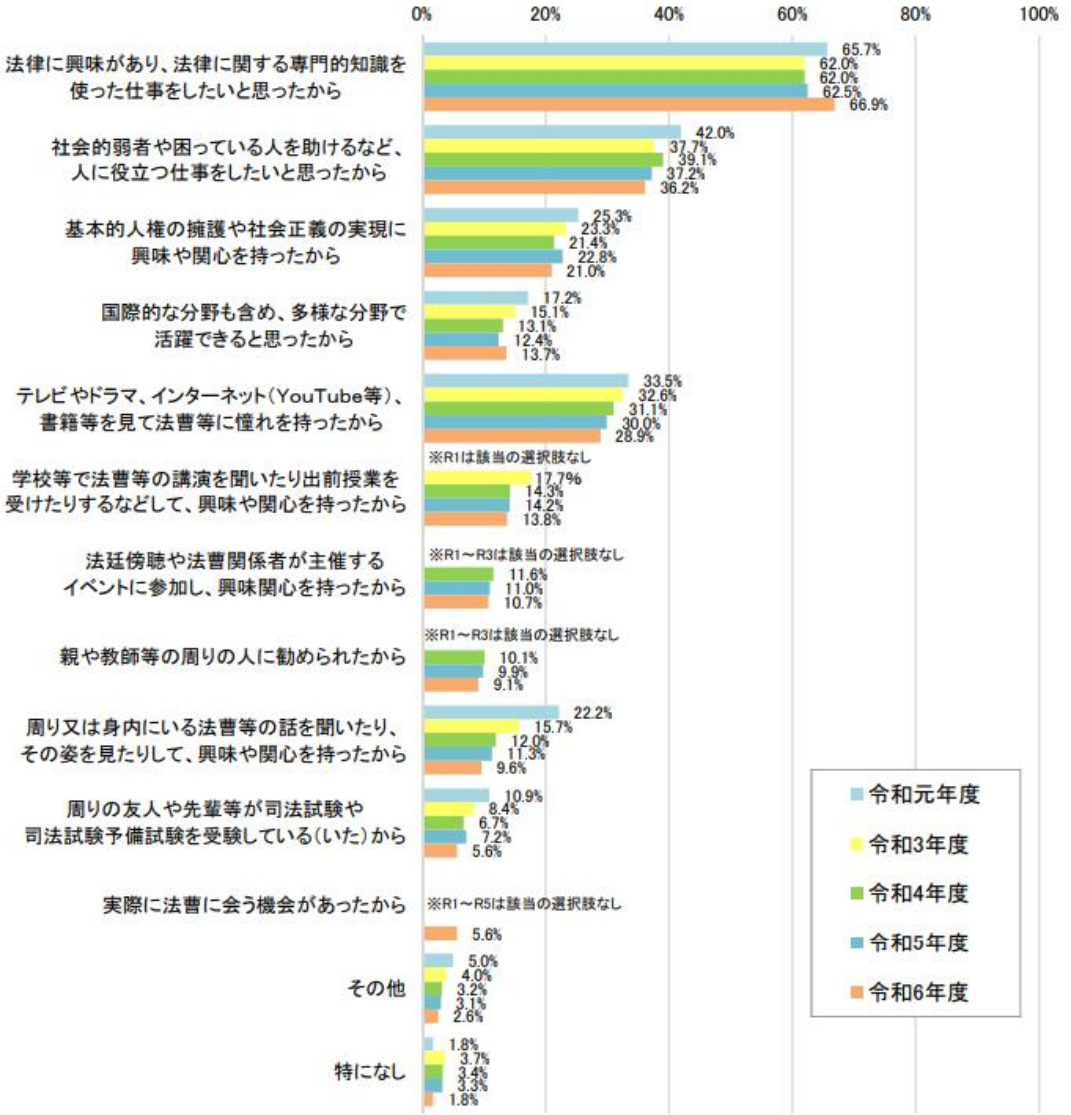


図6-1:法曹等を志望又は選択肢の1つとして考えている学生が法曹等を志望したきっかけ
出所:法務省「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」

【法曹等の魅力】

法曹等の仕事の魅力について尋ねた結果、令和元年度以降の調査で、「法律に関する専門的知識を使った仕事ができるところ」が最も多く挙げられた。次いで、「社会的弱者や困っている人を助けることができるところ」、「社会的地位・信用が高いところ」、「高収入が期待できるところ」と続いた。一方、「働き方に多くの選択肢があり、ワークライフバランスを実現できるところ」との回答は低く、令和6年度は15%であった。

これらの結果から、金銭的待遇や労働条件よりも、仕事に対するやりがいに惹かれて法曹等を志望した学生が多いことが分かる。

以下はアンケート調査の結果である。

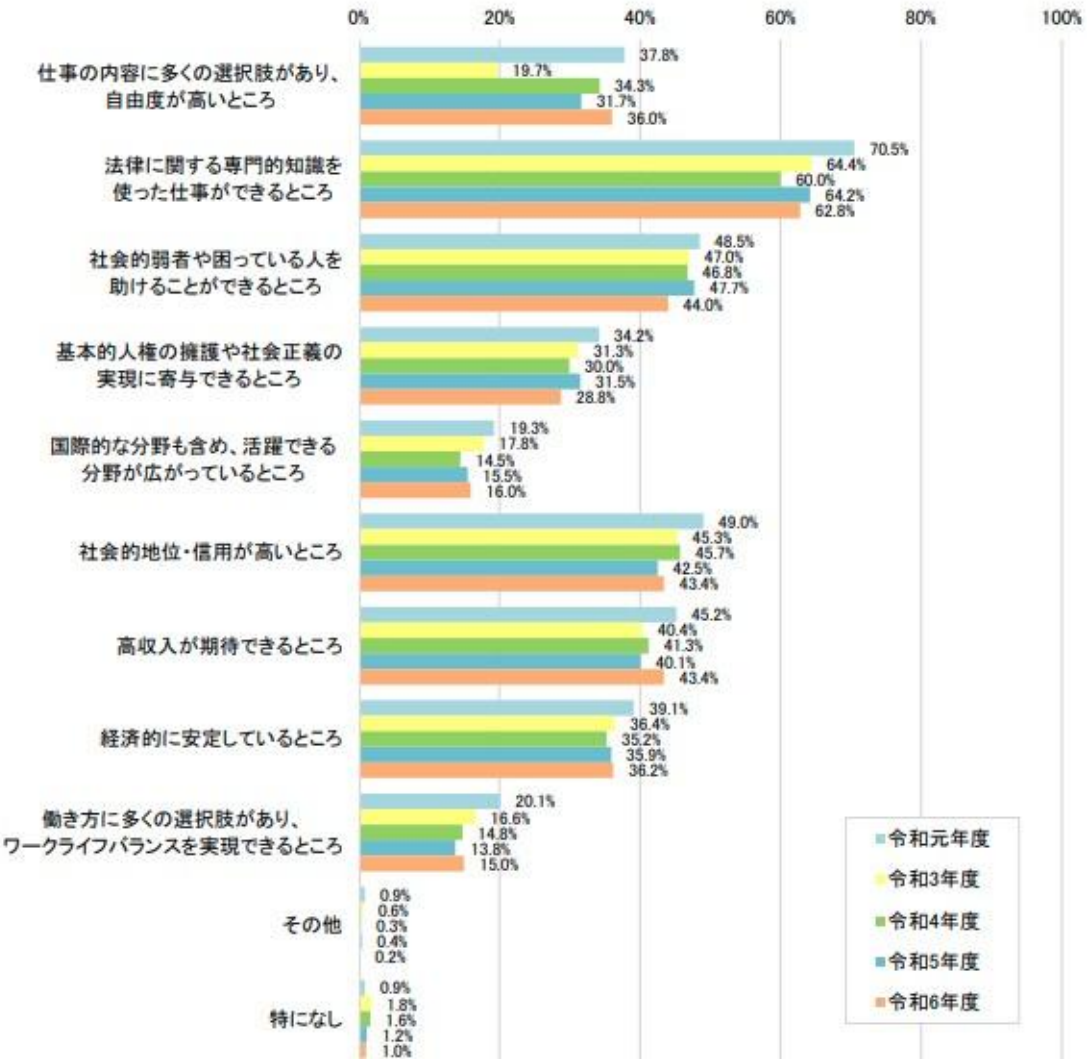


図6-2：法曹等を志望又は選択肢の1つとして考えている学生が感じる法曹等の魅力

出所：法務省「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」

6.1.2.3 本調査

上述2つの調査結果を踏まえ、さらに発信できる可能性がある情報を検討した。学生に向けて発信するのが有効であると考えられる情報内容を、以下にまとめる。

- 法曹コース等制度
- 法曹の魅力・多様な仕事内容
- 法曹三者の日々の生活、法律家を目指した動機
- キャリアアップ

【法曹コース等制度】

本報告書の2.3.1では、法学部に進学することを決めた際、法曹コースの制度について知っていたかどうかのアンケート結果を記載している。回答によると、法科大学院進学前に法曹コースについて知っていたのは4人（40%）に留まった。（当該設問に回答した人数は10人であるため、信頼度の高い結果とは言えないが）法曹コースの認知度を高めることは、法曹を目指す学生の増加につながる可能性がある。今後も、法曹コース、早期卒業、在学中受験制度についての周知活動を行う必要がある。

【法曹の魅力・多様な仕事内容】

学生への情報発信では、弁護士の仕事が交渉や裁判だけでなく、社会のニーズに応じて拡大するキャリアとしての魅力を伝えることが重要である。特に、法曹への関心が低い層には、これまで弁護士があまり関わってこなかった新しい分野での将来性を強調して伝えることが有効である。具体例としては、実務家の体験談を通じた職域紹介が参考となる。日弁連のHPでは、弁護士が実体験を語る動画などとともに、様々な活動の場を紹介している。

日弁連のHPによると、弁護士の活躍の場として、以下の項目がある[165]。

- 子どもに関する仕事
- 外国人に関する仕事
- 障がい者に関する仕事
- 被災者や原発事故被害者を助ける仕事
- スポーツ選手・芸能人に関する仕事
- いろいろな組織の活動に関する仕事
- 海外での仕事（法整備支援など）
- これまで弁護士が少なかった地域での仕事
- 市民生活に関する仕事

[165] 日弁連「さまざまな活躍の場」（https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/top/field.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

【法曹三者の日々の生活、法律家を目指した動機】

令和元年度以降、法曹三者共同企画によるイベント「法曹という仕事」[166]が、高校生や中学生を対象に夏休みに開催されている。法曹三者それぞれの仕事のやりがいや魅力、普段の仕事の様子、現在の仕事を選んだ理由などを紹介している。会場参加者は大法廷を見学でき、オンライン参加者には法曹三者への質問タイムが設けられている。近年、このイベントは毎年恒例となっている。法廷では見られない三者の姿や、普段聞けない三者の本音を継続的に発信することは、法曹を身近に感じてもらうために有効である。

[166] 最高裁判所「令和7年度「法曹という仕事」」（https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saikousaikouhou/R7_housou/index.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

6.1.3 情報発信の方法

6.1.3.1 過年度（令和5年、6年）法曹志望者数等に関する調査

令和6年度調査では、学生・社会人・保護者・学校の教員が、どのような媒体で情報収集しているかを検討した。その結果、どの属性の人々もインターネットメディアを活用して情報を収集している[167]。

表6-3：進路や就職に関する情報を収集する際に利用する媒体

情報収集の媒体・経路		学生		社会人	保護者	学校の職員
カテゴリ	詳細	高校生	大学生			
インターネットメディア	SNSやWeb広告	○	―	―	―	―
	進路・就職希望先のHP	○	○	―	○	―
	就活情報サイト	―	○	○	―	―
	受験・教育情報サイト	―	―	―	○	○
	一般に見られるニュース	―	―	―	○	―
対面での交流	オープンキャンパス	○	―	―	―	―
	大学内のガイダンス	―	○	―	―	―
	企業説明会	―	○	―	―	―
	保護者や教員	○	―	―	○	―
企業・組織	人材紹介会社や職業安定所	―	―	○	―	―
	模試実施会社	―	―	―	―	○
書籍	受験書籍	―	―	―	―	○

出所：令和6年度調査資料に基づき作成

令和5年度調査によると、国立大学法学部への合格実績が高い全国の高校の1年生を対象に、大学で法律学を学ぶことを視野に入れているか尋ねたところ、回答者全体の15%が「入れている」と答えた。「入れていない」は67.1%、「わからない」は13.1%であった[168]。

[167] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P52～53、最終アクセス日：2026年3月10日）
[168] 公益社団法人商事法務研究会「我が国における法曹志望者数に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/HOUSOU/assets/pdf/houm_cont02_r5.pdf P28～29、31、最終アクセス日：2026年3月10日）

6.1.3.2 本調査

【インターネット】

インターネットを使った情報収集は非常に有用である。ただし、学生や関係者が法曹分野の情報に触れる機会が少なかったため、法曹を目指していない学生もいる。

法曹の魅力を知らない、又は興味のない学生が、「法曹」に関するキーワードで情報を検索していない理由として、以下の調査結果が考えられる。

消費者庁が令和5年度に行った「消費者意識基本調査」[169]の結果によると、普段パソコンやスマートフォンなどでインターネットをどの程度利用しているかを尋ねたところ、「利用している(ほとんど毎日・定期的・時々)」の割合は80.1%であった。年齢別では、「20から29歳」が99.3%で最も高く、次いで「15から19歳」が98.3%であった。
インターネットを「利用している」と答えた者のうち、自分に合わせた情報が優先的に表示されることを「知っている」と答えた割合は76.4%であった。これらの者に、自分の興味・関心に合わせた情報が表示される影響について尋ねた結果は、以下の図6-4の通りである[170]。

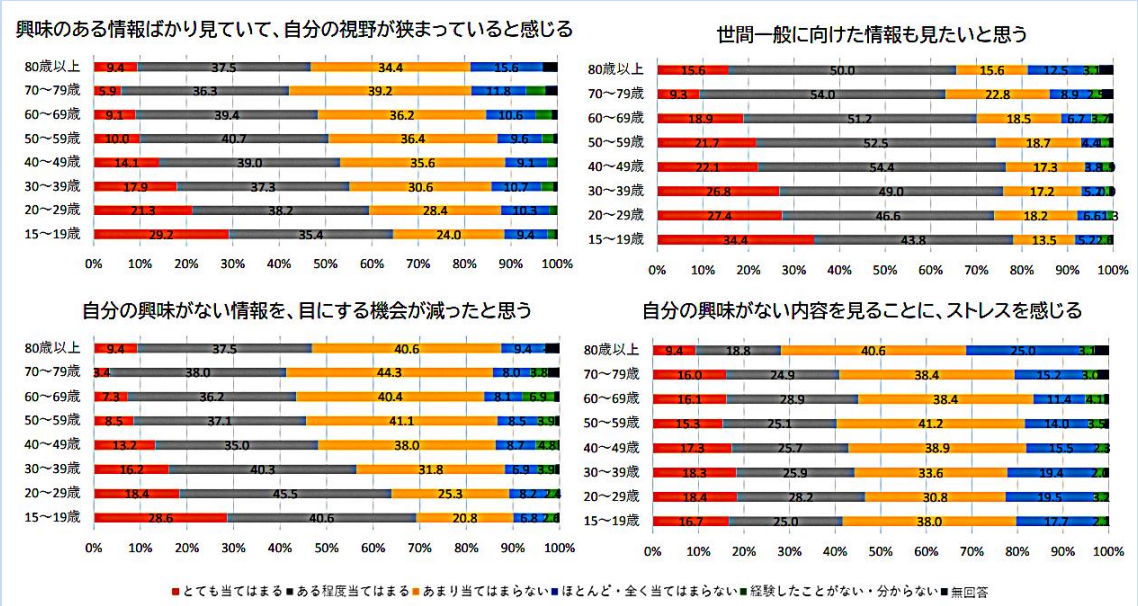


図6-4:自分の興味・関心に合わせた情報が表示されることの影響
出所:消費者庁資料を基に国土交通省作成

各項目で、「当てはまる(とても当てはまる・ある程度当てはまる)」の割合が高い順にみると、「世間一般に向けた情報も見たいと思う」が73.7%と最も高く、次いで「興味のある情報ばかり見ていて、自分の視野が狭まっていると感じる」(52.8%)、「自分の興味がない情報を、目にする機会が減ったと思う」(50.8%)の順となっている[171]。
上図に示されるとおり、若年層ほど、インターネットにおいて自分に合わせた情報が優先的に表示されることにより、自らの視野が狭まっているとの認識が強い傾向が見られる。また、自分の関心以外の情報にも触れたいとの意向も、若年層において相対的に強く見られる。

[169] 消費者庁「令和5年度消費者意識基本調査」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/assets/consumer_research_cms201_240614_15.pdf P12、19、最終アクセス日:2026年3月10日)
[170] 国土交通省「若者の行動様式」(https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001882766.pdf P6、最終アクセス日:2026年3月10日)
[171] 消費者庁「令和5年度消費者意識調査」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/assets/consumer_research_cms201_240614_15.pdf P21、最終アクセス日:2026年3月10日)

法務省として、引き続きインターネットを使用した情報発信の機会を増やし、法曹界の様子ややりがいなどを学生に分かりやすく伝えていくことが重要である。

【SNS】

学生の多くはSNSを利用しており、法曹の魅力を伝える手段としてSNSの活用は非常に有効である。学生のSNSの利用状況[172]と法務省における各SNSの活用状況[173]については、以下の表6-5に整理した。現時点において、法務省は法曹志望者の増加を目的としてSNSを活用していない。

[172] Testee Lab「学生のSNS利用に関する調査【2025年版】」（https://lab.testee.co/sns_student2025/、最終アクセス日：2026年3月10日）

[173] 法務省「法務省ソーシャルメディア公式アカウント」（https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00189.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

表6-5：SNSの利用状況及び法務省における各SNSの活用状況

SNS名	高校生の利用率	大学生の利用率	法務省における各SNSの活用状況（2026年1月時点）
LINE	86.2%	73.3%	「じんけん相談」[174]（注）：友だち数95,677人
Instagram	74.7%	66.8%	「法務省保護局」（注）：フォロワー3,115人
X	57.5%	60.3%	公式アカウント：フォロワー25.5万人 法教育公式アカウント：フォロワー1,366人
TikTok	59.0%	48.2%	ー
YouTube	83.3%	69.8%	公式チャンネル：登録者数5.76万人
BeReal	33.5%	21.7%	ー
Threads	9.5%	8.0%	ー
Facebook	4.3%	5.0%	「人権擁護局」（注）：フォロワー7,891人

（注）法曹志望者増加を目的としたSNSではない
出所：法務省のHP及びTestee Labに基づき作成

SNSを利用する際には、ハッシュタグを効果的に用いることが重要である。利用回数が少ないハッシュタグは、ユーザーのニーズと結び付かず、検索されにくいとの指摘もある[175]。より多くの人にイベントを周知するためには、法曹の魅力を知らない者又は現時点で法曹に興味のない者にも検索される可能性があるハッシュタグを組み合わせることが有効である。これにより、リーチ数（投稿を閲覧したユーザーの数）の増加が期待できる。

法務省は公式X（旧Twitter）アカウント（@HOURISU_KUN）において、マスコット「ホウリス君」を活用した法教育情報を発信している。堅苦しいイメージの払拭を目指し、イベントや教材情報を親しみやすい形で提供している。現在、アカウントでは小・中学生及び高校生向け冊子教材や視聴覚教材の周知等を行っている[176]。学生のフォロワーを増やすためには、ホウリス君の法教育コンテンツを学生の日常や関心事に結び付け、役立つ知識として発信していくことが効果的である。現時点でも、SNSトラブルや契約問題、成年年齢を題材とし、＃法教

[174] 法務省「LINEじんけん相談（チャット人権相談）」（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html、最終アクセス日：2026年3月10日）
[175] 会津大学「Instagram における投稿のリーチ数を高める方法」（https://www.jc.u-aizu.ac.jp/news/management/gr/2023/06.pdf P2、最終アクセス日：2026年3月10日）
[176] こども家庭庁「日常生活における法的なものの考え方との関わり」（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb1455ec-bd92-4517-b31a-f340839975e5/53a801d8/20241003_policies_iken-plus_hiroba_cb1455ec_04.pdf P6、7、最終アクセス日：2026年3月10日）

育 #成年年齢 #成人 #18歳 等のハッシュタグを付けた投稿を行っている。また、法教育リーフレットや漫画の一部を抜粋して紹介する取組も実施している。

Xのアルゴリズムは滞在閲覧時間を重視するため、法曹コースの図解や法曹三者の体験動画、4コマ漫画等の視覚的に惹き付けるコンテンツは有効である。また、主なターゲットである学生層へのリーチを最大化するため、#高校生 #進路 #大学受験 #就活 といった検索親和性の高いハッシュタグを戦略的に活用することが重要である。外部リンクによる表示優先度の低下については、メインの投稿で内容を説明した上で、外部リンクをリプライとして添付する方法が推奨されている[177]。これにより、リンクの利便性を保ちながらアルゴリズムによる減点を回避し、イベントの周知と拡散力の両立が可能となる。このように、公式Xアカウント（@HOURISU_KUN）を有効活用することで、法曹の魅力をより効果的に発信できると考えられる。

【交通広告】

学生・保護者・学校の教員の多くは、通学・通勤に交通機関を利用している。目的地に到着するまでの間、人々は車内で様々な行動をとるが、車内広告は閉ざされた空間にある媒体であるため、他の紙媒体と比べて強制視認性が高い。近年では車内広告にデジタルサイネージが取り入れられ、車内ビジョン広告も増えてきている。電車やバスなど多くの人が利用する交通関連施設に掲載する交通広告の特性として、以下の点が挙げられる[178]。

- 学生やサラリーマンの行動を広くカバーできる
- 移動中に強制的に目に入ること（強制視認）が多い
- 通学・通勤などの定期客が多くを占めるため、反復効果が高い

以上から、接触率、反復効果及びターゲットを絞った訴求という点で、交通広告は有効な手段であるといえる。同じメッセージを繰り返し伝えることで、時間の経過とともに効果が現れ、読者の意識や態度の変化につながることが期待できる。また、デジタルサイネージの特徴として、「情報を一元管理・一括配信できる、時間帯・エリアごとに異なるコンテンツを表示できる、動画・静止画・HTMLなど多様な素材に対応できる」といったメリットがある。さらに、映像メディアならではのオリジナリティとインパクトを兼ね備えた表現が可能であり、伝えたい内容を具体的に示すことができる。そのため、車内ビジョン広告を視聴した人が、その内容について携帯端末で検索したり、SNSに発信したりすることにより、乗客以外にも情報が拡大することが期待できる[179]。

---

[177] shuttlerock「【2026年最新】X（Twitter）｜アルゴリズム変更内容・企業が取るべき対策・キャンペーン実施例など」（https://www.shuttlerock.co.jp/article/detail/post-11697/、最終アクセス日：2026年3月10日）

[178] 跡見学園女子大学機関リポジトリ「電車内広告のロジック ―人々の意識と行動を踏まえて―」（https://atomi.repo.nii.ac.jp/record/3527/files/atomi_com13_13.pdf P101、102、最終アクセス日：2026年3月10日）

[179] 跡見学園女子大学機関リポジトリ「電車内広告のロジック ―人々の意識と行動を踏まえて―」（https://atomi.repo.nii.ac.jp/record/3527/files/atomi_com13_13.pdf P107、117、最終アクセス日：2026年3月10日）

これらの媒体を用いて、法曹のポジティブな側面を強調した情報発信を行い、より多くの学生や社会人・保護者・学校の教員に法曹の魅力を理解してもらうことは有効であると考えられる。

【イベント】

6.1.2.2で述べたように、対面の機会に法曹界について見聞きし、法曹を目指す若者は減少傾向にあることが分かる。画面上の情報だけでなく、実際に見聞きする経験の影響は大きい。そのため、引き続き対面形式でのイベント開催は有効であると考えられる。以下に実施事例をまとめた。

- 説明会や公開講座
  - ○ 各法科大学院においては、中高生向けの説明会の開催や弁護士会と連携した公開講座の実施、さらに近隣の高校に出向き、法科大学院の教員・修了生・在学生等による広報活動を行うなどの取組が展開されている[180]
- 法曹関連イベント
  - ○ 令和元年度以降、法曹三者共同企画による「法曹という仕事」とのイベントが夏休みの時期に行われている。高校生や中学生を対象に、法曹三者それぞれの仕事のやりがいや魅力を紹介している。また、会場参加者には大法廷見学を実施し、オンライン参加者には法曹三者への質問タイムを設けている[181]
- 弁護士連合会主催のシンポジウム
  - ○ 2025年11月に、関東弁護士会連合会は、複数の弁護士会館を会場とし、Zoomを併用したハイブリッド形式のシンポジウムを主催した。参加対象は中高生であり、パネルディスカッション、進路説明及びグループセッションを通じて、法曹の仕事の内容や魅力、普段の生活について紹介している（シンポジウムの一部は保護者・教員もZoomにて参加可能とされている）

また、参加型イベントに参加してもらい、法曹界を実際に体験してもらうことも、法曹の魅力を理解してもらう上で有効である。イベントを開催する際には、その社会的意義を強調することでテレビニュースとして取り上げられる可能性を高めるとともに、子供や学生が楽しみながら学べる体験を提供することが重要である。例えば、次のようなイベントが考えられる。

- 裁判所見学
  - ○ 学校の職場見学として裁判所を含める
- キッザニアにおける体験学習を参考にしたイベント[182]
  - ○ キッザニアでは、約100種類の仕事やサービスを本格的な道具を用いて体験

---

[180] 文科省「法科大学院の機能強化構想について」（https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044277_8.pdf P8～71、最終アクセス日：2026年3月10日）

[181] 最高裁判所「令和7年度「法曹という仕事」」（https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saikousaikouhou/R7_housou/index.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

[182] キッザニア「すべてのアクティビティ」（https://www.kidzania.jp/tokyo/activity/all?page=11、最終アクセス日：2026年3月10日）

することができる。公式HPで紹介されているアクティビティの中には、法曹の業務も含まれている

- 法学部進学フォーラム
  - ○ 医学部が実施しているフォーラムを参考[183]

【まとめ】

本項において、学生に向けて発信することが有効であると検討した情報内容及び発信方法を、以下にまとめる。

- 法曹コース等の制度（インターネット、ニュース、学校へのチラシ配布）
- 法曹の魅力・多様な仕事内容（インターネットや車内ビジョン広告による動画の配信、対面での交流）
- 法曹三者の日々の生活、法律家を目指した動機（インターネットや対面での交流）
- キャリアアップ（インターネットや対面での交流）

6.2 法曹の活動領域拡大・地域偏在問題解決を目的とした情報発信

6.2.1 対象者

法曹の活動領域の拡大や地域偏在問題の解決を目的とした情報発信では、法科大学院に通う学生、司法修習生及び弁護士を対象者として検討した。

6.2.2 情報発信の内容

令和6年度の調査では、法曹に対するネガティブなイメージを払拭するには、「収入などの金銭的待遇」、「労働時間などの労働条件に関する待遇」及び「仕事に対するやりがい」に関連する情報を発信することが効果的であると示されている[184]。また、法曹の良い点を強調する情報として、法科大学院志願者数の増加につながる「3＋2」に関する情報が挙げられる。法曹コースや在学中受験制度の魅力やメリットを積極的に発信し、利用を促すことが重要である。

本調査では、法曹の活動領域の拡大や地域偏在問題解決に向けて、どのような情報を発信できるかを整理した。

【法曹の活動領域の拡大】

5部に記載したとおり、弁護士が活躍できる分野は多岐にわたる。しかし、発展途上の分野も多く、どのような情報を発信できるか、内容の可否を引き続き検討する必要がある。

情報を発信する際には、弁護士（学生を含む）に「その活動分野が魅力的である」と伝える

---

[183] 日経イベント「医学部進学フォーラム2026 Winter 東京会場（https://events.nikkei.co.jp/79715/、最終アクセス日：2026年3月10日）

[184] アビームコンサルティング株式会社「法曹志望者数等に関する調査報告書」（https://www.moj.go.jp/content/001448193.pdf P41～45、最終アクセス日：2026年3月10日）

ことが必要である。例えば、プロボノは義務化も可能だが、弁護士にとって魅力的であることを伝える情報を発信する方が効果的である。過去の地震時にプロボノ活動を行った弁護士に、次の点を話していただくことも検討できる。

- 被災地での実体験
- 困難な状況の中で感じた社会貢献の意義
- プロボノ活動への熱意

同様に、スタートアップやAIを専門とする弁護士に講演を依頼し、具体的な業務内容や今後の可能性を語っていただくことも検討できる。

【地域偏在問題の解決】

地域偏在の解決には、魅力を伝えることが重要である。地方での生活のメリットやワークライフバランスについて十分に情報発信することが可能である。

アンケートでは、「地方での就職先情報が得られない」との回答もあった。地方での就職活動の方法、どの法律事務所が人材を募集しているか、どの分野で人材が必要とされているかを発信することも、偏在問題の解決に役立つと考えられる。

また、アンケート結果からは、地方勤務に不安を持つ人と、実際に地方で勤務する弁護士の満足度の間に「イメージと実態のずれ」があることも分かった。したがって、埋もれている実態（メリット）を、ターゲットの不安に合わせて適切に発信することが偏在問題解決に役立つと考えられる。

6.2.3 情報発信の方法

法科大学院生、司法修習生及び弁護士に対して、活動領域の拡大や地域偏在の解消を促す情報発信方法を検討する。

【インターネット】

法曹有資格者は、法科大学院、司法研修所、裁判所及び弁護士会館などに滞在する時間が長い傾向がある。この特性を活かしてジオターゲティングを行い、個々のキャリア志向に合わせた情報配信を組み合わせることで、地域偏在の解消や活動領域の拡大を促す。

- 学生・司法修習生：法科大学院や修習地周辺にジオフェンス（仮想境界線）を設定する。当該エリア内のスマートフォンに、地方弁護士会の求人広告や地方でのワークライフバランスを訴求する動画広告（YouTube／SNS等）を配信する
- 弁護士：大規模なビジネス展示会（DX、スタートアップ関連等）や主要ビジネス街でエリアを限定して広告配信を行う

【SNS】

法務省では、多数のSNSを活用して幅広く情報発信に取り組んでいる[185]。法務省公式X（旧Twitter）アカウント（@MOJ_HOUMU）は、法制度の普及啓発だけでなく、ウクライナ支援や人権課題、更生保護など国際協力や社会の安全網に重点を置いている。一方、公式Xアカウント「ホウリス君」（@HOURISU_KUN）は、小・中学生及び高校生向けにイベントや教材情報を発信している。

法科大学生や司法修習生、弁護士向けには、「ホウリス君」の親しみやすさと法務省アカウントの公的信頼性を組み合わせたハイブリッドな発信戦略が有効である。具体的な発信例は以下のとおりである。

- 将来への不安や地方勤務のハードルを解消するQ＆Aセッション
- 若手法曹のキャリアパスや地方でのワークライフバランス、活動現場のショート動画をシリーズ化
- 専門分野（知財、IT、国際等）の最前線を伝える図解

【デジタルサイネージ】

近年、既存の看板やポスターに代わる情報発信手段としてデジタルサイネージの設置が進んでいる。複数の情報を同時に提示できること、動画や音声などマルチメディアを扱えること、ネットワーク接続でリアルタイムに情報を発信できることが利点である[186]。また、「情報を一元管理・一括配信できる」、「時間帯・エリアごとに異なるコンテンツを表示できる」といったメリットもある。屋外や電車内だけでなく、自治体や公共機関でも設置事例が増えている[187]。

法科大学院内や弁護士会館等にデジタルサイネージが設置されている場合は、これらを活用して法曹の活動領域の拡大や地域偏在問題解決に役立つ情報発信を行うことは有効な方策である。

【イベント】

各法科大学院では、中高生向け説明会や弁護士会と連携した公開講座、近隣高校への出向による対面での情報発信が行われている。引き続き、法曹の需要が見込まれる新分野や地域で働く魅力、地域の実情やニーズについて発信することは有効である。

【大学との連携】

大学・法科大学院で弁護士による講義を行うことも検討できる。学生にとって弁護士業務を身近に感じる機会となり、特定の専門分野や地域での役割を知る機会にもなる。講演を行

---

185 法務省「法務省ソーシャルメディア公式アカウント」（https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00189.html、最終アクセス日：2026年3月10日）

186 仕掛学研究会「駅・電車内に設置されたデジタルサイネージにおいて…」（https://www.shikakeology.org/pdf/TBC2018014.pdf P1、最終アクセス日：2026年3月10日）

187 電気設備学会誌「デジタルサイネージのトレンドとトピックス」（https://www.jstage.jst.go.jp/article/ieiej/41/1/41_8/_pdf/-char/en P8、最終アクセス日：2026年3月10日）

う弁護士にとっても、業務パートナーを増やす機会となり、その分野の発展やキャリアアップに寄与する。

具体例として、法テラスと連携して「法学入門」などの学部講義に弁護士を招く取組がある。市民向けの法律業務を行う弁護士の声を聞くことで、学生が地域社会における法と弁護士の重要性を実感できる。

また、法科大学院において、司法過疎対策に取り組む弁護士や自治体担当者によるオムニバス講義を設置する例もある。全ての学生が司法過疎地で働くわけではないが、地域司法の実情と重要性を知識として共有することは有意義であり、全国の法科大学院への展開も可能である。

さらに、法科大学院の履修モデルに地域社会に貢献する弁護士像を明示的に取り入れることも一案である。

以上のように、法科大学院生、司法修習生及び弁護士に対しては、単なる情報周知に留まらず、属性や活動拠点に応じた精密なターゲティング、SNSを通じた情緒的共感、リアルな場での直接対話を組み合わせた多層的アプローチが不可欠である。インターネットを活用した効率的な情報到達と既存アカウントの特性を融合した発信戦略、さらにデジタルサイネージや対面イベントの連動により、ターゲット層に法曹としてのキャリア形成に役立つ具体的かつ魅力的な選択肢を提示できる。こうした多角的な発信は、法曹活動の多様化を促進するとともに、地域偏在の課題に対して対象者の自発的行動変容を促す強力な推進力となることが期待される。

第7部 参照資料

第4部関連資料

【アンケート設問】

旧60期～77期弁護士への調査

問	設問内容
1	年齢（令和7年11月末日現在）をお答えください。
2	性別をお答えください。
3	所属する弁護士会をお答えください。
4	司法修習期をお答えください。
5	最終学歴をお答えください。
6-1	卒業した「法科大学院」をお答えください。
6-2	卒業した「法科大学院以外の大学院」をお答えください。
6-3	卒業した「大学（学部）」をお答えください。
7	法曹コース（連携法曹基礎課程）制度又は在学中受験制度の利用について、お答えください。
8	司法試験受験資格をお答えください。
9	司法修習終了後初めての就職先について伺います。就職活動を始めた時期（法律事務所・企業等への採用を希望した具体的な活動時期であり、単なる情報収集を含まない）について、お答えください。
10	最初に就職の内定を得た時期について、以下の選択肢から1つ選んでお答えください。
11-1	就職先の選択について伺います。修習終了後初めての就職先をどのように探しましたかをお答えください。
11-2	修習終了後初めての就職先を決定するに際して考慮した点について、お答えください。
12	修習終了後最初に登録した弁護士会から登録替えをしたことがありますか。
13	修習終了後すぐに登録した弁護士会をお答えください。
14	弁護士として過去に地方で働いたご経験はありますか。

15-1	過去に地方で働いていた理由と、現在は地方で働いていない理由について、お答えください。
15-2	地元や馴染みの地域である理由をお答えください。
15-3	地方で働くことの良い点や課題点などがあれば教えてください。
16	地方で働くことに関心はありますか。
17-1	具体的にどの道府県で働くことを検討しているのかお答えください。
17-2	具体的に検討するに至ったきっかけについて、お答えください。
17-3	地方勤務への不安な点について、自由にお答えください。
18-1	地方で働くことに関心がある理由について、お答えください。
18-2	地方勤務への不安な点について、自由にお答えください。
19-1	現在関心がない理由について、お答えください。
19-2	仮に地方で働くことを想定した場合に地方勤務への期待できる点について、自由にお答えください。
20-1	地方で働くことを決めた理由について、あなたの考えに近いものをお答えください。
20-2	地元や馴染みの地域である理由をお答えください。
20-3	地方で働くことを決めた理由について、自由にお答えください。
20-4	実際に地方で働いて感じるメリットについて、お答えください。
20-5	実際に地方で働いて感じるデメリットについて、自由にお答えください。
21	御意見・要望等を自由にお答えください。

77期弁護士への調査

問	設問内容
1	法曹コース、早期卒業の制度ができたことにより、従来の制度よりも法曹になるまでの時間的・経済的負担が軽減されたと感じましたか。
2	法学部に進学することを決めた際、法曹コースの制度について知っていましたか。
3	法学部に進学することを決めた際、法曹コースの制度が設けられることを考慮しましたか。
4	在学中受験制度ができたことにより、従来の制度よりも法曹になるまでの時間

	的・経済的負担が軽減されたと感じましたか。
5	法科大学院に進学することを決めた際、令和5年の司法試験から在学中受験制度が導入されることを知っていましたか。
6	法科大学院に進学することを決めた際、令和5年の司法試験から在学中受験制度が導入されることを考慮しましたか。

【修習期別弁護士数】

修習期別比率					
	弁護士全体			本アンケート	
	全体数	比率		回答者数	比率
旧60	1220	4.4%		34	4.1%
新60	835	3.0%		14	1.7%
旧61	537	1.9%		12	1.4%
新61	1524	5.4%		42	5.0%
旧62	311	1.1%		10	1.2%
新62	1734	6.2%		46	5.5%
旧63	173	0.6%		3	0.4%
新63	1688	6.0%		32	3.8%
旧64	144	0.5%		4	0.5%
新64	1746	6.2%		58	6.9%
旧+新65	1845	6.6%		57	6.8%
66	1763	6.3%		43	5.1%
67	1714	6.1%		50	6.0%
68	1535	5.5%		35	4.2%
69	1542	5.5%		35	4.2%
70	1381	4.9%		32	3.8%
71	1334	4.8%		40	4.8%
72	1297	4.6%		32	3.8%
73	1297	4.6%		46	5.5%
74	1275	4.6%		28	3.3%
75	1152	4.1%		58	6.9%
76	1193	4.3%		39	4.7%
77	752	2.7%		86	10.3%
合計	27992	100.0%		836	100.0%

修習期別 × 女性比率							
	弁護士全体			本アンケート			
	全体数	女性数	女性比率	回答者数（性別不明を含む）	女性数	女性比率	性別不明
旧60	1220	273	22.4%	34	5	14.7%	0
新60	835	184	22.0%	14	5	14.7%	0
旧61	537	107	19.9%	12	2	5.9%	0
新61	1524	407	26.7%	42	9	26.5%	0
旧62	311	67	21.5%	10	3	8.8%	0
新62	1734	454	26.2%	46	14	41.2%	1
旧63	173	40	23.1%	3	1	2.9%	0
新63	1688	405	24.0%	32	11	32.4%	1
旧64	144	32	22.2%	4	0	0.0%	0
新64	1746	462	26.5%	58	13	38.2%	1
旧+新65	1845	399	21.6%	57	12	35.3%	1
66	1763	425	24.1%	43	17	39.5%	2
67	1714	356	20.8%	50	12	24.0%	2
68	1535	331	21.6%	35	9	25.7%	0
69	1542	284	18.4%	35	7	20.0%	2
70	1381	296	21.4%	32	8	25.0%	0
71	1334	271	20.3%	40	13	32.5%	1
72	1297	288	22.2%	32	4	12.5%	1
73	1297	308	23.7%	46	13	28.3%	2
74	1275	310	24.3%	28	7	25.0%	1
75	1152	301	26.1%	58	14	24.1%	1
76	1193	309	25.9%	39	13	33.3%	1
77	752	202	26.9%	86	27	31.4%	3
合計	27992	6511	23.3%	836	219	26.2%	20

【弁護士会別弁護士数】

弁護士会別比率					
	弁護士全体			本アンケート	
	全体数	比率		回答者数	比率
札幌弁護士会	862	1.9%		20	2.4%
函館弁護士会	53	0.1%		1	0.1%
旭川弁護士会	78	0.2%		2	0.2%
釧路弁護士会	84	0.2%		-	-
仙台弁護士会	489	1.1%		20	2.4%
福島県弁護士会	191	0.4%		5	0.6%
山形県弁護士会	100	0.2%		2	0.2%
岩手弁護士会	110	0.2%		5	0.6%
秋田弁護士会	79	0.2%		1	0.1%
青森県弁護士会	110	0.2%		2	0.2%
東京弁護士会	9351	20.2%		101	12.1%
第一東京弁護士会	7046	15.2%		170	20.3%
第二東京弁護士会	6710	14.5%		96	11.5%
神奈川県弁護士会	1783	3.9%		42	5.0%
埼玉弁護士会	998	2.2%		9	1.1%
千葉県弁護士会	883	1.9%		19	2.3%
茨城県弁護士会	303	0.7%		8	1.0%
栃木県弁護士会	229	0.5%		5	0.6%
群馬弁護士会	326	0.7%		13	1.6%
静岡県弁護士会	542	1.2%		10	1.2%
山梨県弁護士会	125	0.3%		5	0.6%
長野県弁護士会	274	0.6%		4	0.5%
新潟県弁護士会	294	0.6%		3	0.4%
愛知県弁護士会	2152	4.7%		57	6.8%
三重弁護士会	200	0.4%		9	1.1%
岐阜県弁護士会	215	0.5%		8	1.0%
福井弁護士会	121	0.3%		2	0.2%
金沢弁護士会	189	0.4%		8	1.0%
富山県弁護士会	129	0.3%		2	0.2%
大阪弁護士会	5038	10.9%		47	5.6%
京都弁護士会	898	1.9%		14	1.7%
兵庫県弁護士会	1034	2.2%		37	4.4%
奈良弁護士会	197	0.4%		5	0.6%
滋賀弁護士会	173	0.4%		1	0.1%
和歌山弁護士会	146	0.3%		2	0.2%
広島弁護士会	619	1.3%		9	1.1%
山口県弁護士会	184	0.4%		6	0.7%
岡山弁護士会	394	0.9%		5	0.6%

鳥取県弁護士会	74	0.2%		4	0.5%
島根県弁護士会	80	0.2%		1	0.1%
香川県弁護士会	194	0.4%		6	0.7%
徳島弁護士会	95	0.2%		1	0.1%
愛媛弁護士会	93	0.2%		-	-
愛媛弁護士会	157	0.3%		5	0.6%
福岡県弁護士会	1472	3.2%		35	4.2%
佐賀県弁護士会	110	0.2%		2	0.2%
長崎県弁護士会	156	0.3%		6	0.7%
大分県弁護士会	161	0.3%		2	0.2%
熊本県弁護士会	290	0.6%		5	0.6%
鹿児島県弁護士会	228	0.5%		6	0.7%
宮崎県弁護士会	140	0.3%		3	0.4%
沖縄弁護士会	284	0.6%		1	0.1%
回答なし	-	-		4	0.5%
合計	46243	100.0%		836	100.0%

弁護士会別 × 女性比率							
	弁護士全体			本アンケート			
	全体数	女性数	女性比率	回答者数（性別不明を含む）	女性数	女性比率	性別不明
札幌弁護士会	862	138	16.0%	20	4	20.0%	2
函館弁護士会	53	11	20.8%	1	0	0.0%	0
旭川弁護士会	78	14	17.9%	2	0	0.0%	1
釧路弁護士会	84	14	16.7%	-	-	-	-
仙台弁護士会	489	78	16.0%	20	6	30.0%	0
福島県弁護士会	191	28	14.7%	5	1	20.0%	0
山形県弁護士会	100	14	14.0%	2	0	0.0%	0
岩手弁護士会	110	12	10.9%	5	1	20.0%	0
秋田弁護士会	79	13	16.5%	1	0	0.0%	0
青森県弁護士会	110	14	12.7%	2	0	0.0%	0
東京弁護士会	9351	2031	21.7%	101	24	23.8%	4
第一東京弁護士会	7046	1589	22.6%	170	50	29.4%	3
第二東京弁護士会	6710	1549	23.1%	96	28	29.2%	0
神奈川県弁護士会	1783	358	20.1%	42	8	19.0%	1
埼玉弁護士会	998	170	17.0%	9	2	22.2%	1
千葉県弁護士会	883	164	18.6%	19	5	26.3%	0
茨城県弁護士会	303	46	15.2%	8	2	25.0%	0
栃木県弁護士会	229	35	15.3%	5	2	40.0%	0
群馬弁護士会	326	43	13.2%	13	3	23.1%	0
静岡県弁護士会	542	98	18.1%	10	2	20.0%	0
山梨県弁護士会	125	19	15.2%	5	1	20.0%	0
長野県弁護士会	274	50	18.2%	4	2	50.0%	0
新潟県弁護士会	294	54	18.4%	3	1	33.3%	0
愛知県弁護士会	2152	434	20.2%	57	20	35.1%	0
三重弁護士会	200	34	17.0%	9	1	11.1%	0
岐阜県弁護士会	215	34	15.8%	8	2	25.0%	0
福井弁護士会	121	19	15.7%	2	0	0.0%	0
金沢弁護士会	189	33	17.5%	8	2	25.0%	0
富山県弁護士会	129	16	12.4%	2	1	50.0%	0
大阪弁護士会	5038	990	19.7%	47	15	31.9%	1
京都弁護士会	898	218	24.3%	14	5	35.7%	0
兵庫県弁護士会	1034	220	21.3%	37	10	27.0%	1
奈良弁護士会	197	31	15.7%	5	1	20.0%	0
滋賀弁護士会	173	37	21.4%	1	1	100.0%	0
和歌山弁護士会	146	20	13.7%	2	0	0.0%	0
広島弁護士会	619	104	16.8%	9	0	0.0%	0
山口県弁護士会	184	24	13.0%	6	3	50.0%	0
岡山弁護士会	394	81	20.6%	5	2	40.0%	0
鳥取県弁護士会	74	15	20.3%	4	1	25.0%	0

島根県弁護士会	80	18	22.5%	1	1	100.0%	0
香川県弁護士会	194	28	14.4%	6	0	0.0%	1
徳島弁護士会	95	7	7.4%	1	0	0.0%	0
高知弁護士会	93	12	12.9%	-	-	-	-
愛媛弁護士会	157	26	16.6%	5	0	0.0%	0
福岡県弁護士会	1472	274	18.6%	35	9	25.7%	0
佐賀県弁護士会	110	14	12.7%	2	0	0.0%	0
長崎県弁護士会	156	21	13.5%	6	0	0.0%	0
大分県弁護士会	161	22	13.7%	2	1	50.0%	0
熊本県弁護士会	290	43	14.8%	5	1	20.0%	0
鹿児島県弁護士会	228	28	12.3%	6	1	16.7%	0
宮崎県弁護士会	140	13	9.3%	3	0	0.0%	0
沖縄弁護士会	284	49	17.3%	1	0	0.0%	0
回答なし	-	-	-	4	0	0.0%	0
合計	46243	9407	20.3%	836	219	26.2%	15